

エカチェリーナ二世時代におけるバルト海貿易と北方体制

—— 1766 年英露通商条約の経済的・政治的意義 ——

武 田 元 有

はじめに

既に別稿において指摘したところであるが、18 世紀ヨーロッパ世界におけるロシアの国際的地位に関しては対蹠的な二つの解釈が存在していると思われる。すなわち、まず経済史研究の場合、イギリス商業革命の一端をなすバルト海貿易の成長、及びイギリス通商史上最初の本格的最恵国待遇条項を内包する 1734・66 年英露通商条約の締結、以上を通じてロシア市場は勃興するイギリス産業資本に対する製品輸入市場・原料供給市場として機能し、イギリスを中枢とするヨーロッパ世界経済において従属的・受動的地位を占めたことが指摘されている。⁽¹⁾ 他方、外交史研究の場合、ロシア南下政策を牽引する一連の露土戦争の展開、とりわけオスマン外交史上初めて黒海自由航行・領内キリスト教徒保護を承認した 1774 年キュチュク・カイナルジ条約の締結、以上を通じてロシア帝国はオスマン帝国・バルカン地域に対する侵略国家・覇権国家として台頭し、東方問題をめぐるヨーロッパ国際政治において主導的・能動的役割を果たしたことが示唆されている。⁽²⁾

このような相互に矛盾する史像を統一的に把握するため、先の別稿では通商問題と外交問題とを媒介する結節点として通商条約の意義を分析し、当面以下の結論を得た。第一にピョートル大帝（在位：1682 - 1725 年）よりアンナ女帝（在位：1730 - 40 年）に至る世紀前半については、1734 年英露通商条約の結果、経済的にはイギリス商人に対する優遇条件の承認によってバルト海経由イギリス製品輸入・イギリス向け原料輸出が発展する一方、外交的にはイギリス政府による好意的中立の保障によって露土戦争（1736 - 39 年）の遂行・アゾフ海の領有が実現した。⁽³⁾ 第二に世紀中葉のエリザヴェータ女帝（在位：1741 - 62 年）時代に関しては、まずオーストリア継承戦争（1740 - 48 年）に伴う 1742 年英露同盟の結果、経済的には追加条項における通商特権の継続によって対英バルト海貿易が一層発展する一方、外交的には新たな軍事条項の設定によって当該戦争に対するロシアの参戦・露土戦争に対するイギリスの支援が期待された。しかしながら七年戦争（1756 - 63 年）に伴う 1756 年仏露同盟の結果、経済的には新たな黒海経由フランス通商が模索される一方、外交的にはオスマン帝国の友邦フランスを仲介とした黒海開放が志向され、ここにロシア通商・外交の基本路線は旧来の北方・バルト海方面から南方・黒海方面へと転換することになる。⁽⁴⁾

以上の検討を踏まえ、小稿は続く第三階梯として 18 世紀後半のエカチェリーナ二世（在位：1762 - 96 年）時代を分析の俎上に乗せ、引き続き通商条約問題を媒介とした海外貿易と外交政策との有機的な把握を試みたい。その際、同帝治世は 1760 - 70 年代及び 1780 - 90 年代の前後に分けて順次検討するのが妥当である故、小稿ではその前半を対象とし、1766 年の英露通商条約を焦点に、経済的な対英バルト海貿易と外交的な露土戦争（1768 - 74 年）との連関把握を課題としたい。⁽⁵⁾

註

- (1) A. Attman, "The Russian Market in World Trade, 1500- 1860", *Scandinavian Economic History Review*, Vol. 29, 1981 (伊東秀征・抄訳「国際貿易におけるロシア市場」同『近世イギリス東方進出史の研究』葦書房 1992年、所収) ; H. H. Nolte, "The Position of Eastern Europe in the International System in Early Modern Times", *Review*, Vol. 6, 1982; I. Wallerstein, *The Modern World- System III: The Second Era of Great Expansion of the Capitalist World- Economy, 1730- 1840s*, San Diego, 1989, Chapter 3 (川北稔訳『近代世界システム 1730 - 1840s ——大西洋革命の時代——』名古屋大学出版会 1997年、第三章「広大な新地域の『世界経済』への組み込み」). 英露貿易に関しては、J. Newman, "Russian Foreign Trade, 1680- 1780: The British Contribution", Ph. D. dissertation, University of Edinburgh, 1985; A. Kahan, *The Plow, the Hammer, and the Knout: An Economic History of Eighteenth- Century Russia*, Chicago, 1985, Chapter 4; H. H. Kaplan, *Russian Overseas Commerce with Great Britain during the Reign of Catherine II*, Philadelphia, 1995; 川北稔『工業化の歴史的前提——帝国とジェントルマン——』岩波書店 1983年、第8章『商業革命』期の対ヨーロッパ貿易——ポルトガルと北欧——、鈴木健夫「イギリス産業革命と英露貿易——最近の研究動向から——」同編『最初の工業国家』を見る眼』早大出版部 1987年所収、玉木俊明「イギリスのバルト海貿易 (1661 - 1730年)」『西洋史学』第176号 1995年、同「イギリスのバルト海貿易 (1731 - 1780年)」『社会経済史学』第63巻第6号 1998年。
- (2) H. Holborn, "Russia and European Political System", I. J. Lederer (ed.), *Russian Foreign Policy: Essays in Historical Perspective*, New Haven, 1962; H. M. Scott, "Russia as a Great European Power", R. Bartlett/ J. M. Hartley (ed.), *Russia in the Age of the Enlightenment: Essays for Isabel de Madariaga*, London, 1990; idem, *The Emergence of the Eastern Powers, 1756- 75*, Cambridge, 2001; J. P. LeDonne, *The Russian Empire and the World 1700- 1917: The Geopolitics of Expansion and Containment*, Oxford, 1997; idem, *Grand Strategy of the Russian Empire, 1650- 1831*, Oxford, 2004. 露土関係に関しては、宮崎英隆「ロシアの黒海進出——露土戦争からクチュク・カイナルジ条約へ——」『東海大学教養学部紀要』第17号 1986年、鈴木健夫「ロシア帝国の膨張と『大改革』」歴史学研究会編『講座・世界史』第3巻〔民族と国家〕東大出版会 1995年所収、新井政美「オスマン帝国とヨーロッパ」『岩波講座・世界歴史』第16巻〔主権国家と啓蒙〕岩波書店 1999年所収、同『オスマン vs ヨーロッパ——〈トルコの脅威〉とは何だったのか——』講談社 2002年、黛秋津「ロシア・オスマン関係の中のワラキア・モルドヴァ公開問題——18世紀後半から19世紀初頭まで——」『史学雑誌』第113編第3号 2004年。
- (3) 拙稿「十八世紀前半におけるバルト海貿易とロシア南下政策——1734年英露通商条約の経済的・政治的意義——」『鳥取大学・大学教育総合センター紀要』第1号 2004年。
- (4) 拙稿「エリザヴェータ女帝時代のロシア海外貿易と経済・外交政策——英露バルト海貿易の発展と仏露黒海貿易の萌芽——」『鳥取大学・大学教育総合センター紀要』第2号 2005年。
- (5) 同帝治世の概要に関しては、帝制時代の古典として、B・O・クリュチェフスキー (八重樫喬任訳) 『ロシア史講話』(5) 恒文社 1983年、旧ソ連学界の研究動向を示すものとして、M. Raeff (ed.), *Catherine the Great: A Profile*, New York, 1972. またソ連崩壊後の小論として、A. B. Kamenskii, "Empress Catherine II, 1762- 1796", *Soviet Studies in History*, Vol. 30, 1992 (Rep., D. J. Raleigh (ed.), *The Emprors and Empresses of Russia: Rediscovering the Romanovs*, New York, 1996); E. V. Anisimov, *Five Empresses: Court Life in the Eighteenth- Century Russia*, London, 2004, Chapter 5. 欧米学界の水準を示すものとして、I. de Madariaga, *Russia in the Age of Catherine the Great*, London, 1981; J. T. Alexander, *Catherine the Great: Life and Legend*, Oxford, 1989. 本邦の個別研究は意外に少ないが、研究動向の整理を含む有益な文献として、鳥山成人「エカテリナ二世の地方改革——その動機と背景に関する問題と諸見解——」『スラヴ研究』第20号 1975年 (同『ロシア・東欧の国家と社会』恒文社 1985年、再録)、標準的な概説として、倉持俊一編『世界歴史大系・ロシア史』(2) 山川出版社 1994年、第2章「十八世紀のロシア帝国」、藤本和貴夫・松原広志編『ロシア近現代史』ミネルヴァ書房 1999年、第1章「ロシア帝国の成立と展開」。

〔I〕エカチェリーナ二世時代の国際環境

エカチェリーナ二世が即位する 1760 年代初頭は世界史上イギリスのヨーロッパ覇権が確立する画期に相当し、経済的には一世紀にわたるイギリス海外貿易の量的激増・質的再編＝「商業革命」Commercial Revolution (R・デーヴィス) が完了する一方、⁽¹⁾ 政治的にはオーストリア継承戦争・七年戦争の二大戦争を通じてイギリス植民地帝国が完成する。⁽²⁾ 以下、イギリス優位のヨーロッパ世界におけるロシアの地位について、経済的な貿易関係と政治的な外交関係の両面から整理しよう。

(1) ヨーロッパ世界経済とロシア海外貿易

① イギリス海外貿易とロシア市場

18 世紀のイギリス長距離海上貿易は依然として特許会社に独占され、周知の「東インド会社」East India Company (1600 年設立・1657 年改組) が東洋貿易を支配したほか、「イーストランド会社」Eastland Company (1579 年設立・1672 年改組) は東欧諸国とのバルト海貿易を、「レヴァント会社」Levant Company (1582 年設立) はオスマン帝国との地中海貿易を、そして「ロシア会社」Russia Company (1555 年設立・1699 年改組) はロシア貿易を支配した。ただし共和制期・復古王政時代の一連の規制緩和・組織再編によって各社とも自由商人の新規加盟・貿易参入を承認し、この結果 1660 - 1760 年に商業活動は劇的に増大したが、18 世紀中葉はその最終局面に位置している。⁽³⁾

まずイギリス海外貿易の趨勢を見れば (図 1)、1740 - 60 年代において輸出・輸入総額とも 1.5 倍に成長し、貿易黒字は倍増した。相手市場としては (図 2)、輸出・輸入とも新大陸・アジア貿易の地位が上昇してヨーロッパ市場の比重は下降し、なかでもレヴァント貿易が停滞・縮小したが、⁽⁴⁾ 例外的にバルト海貿易は輸入市場として着実に成長している。取引品目としては、まず輸出の場合、繊維以外の国産製品・外来の植民地産品が急増する一方、伝統的な羊毛製品は後退し、その基軸も旧来の紡毛製品から新興の梳毛製品へと移行した。また輸入の場合、高級奢侈品 (飲料・繊維) ・植民地物産 (砂糖・煙草) に加え、各種原料 (棒鉄・木材・麻類) が一定の比重を保った。

次にイギリスのロシア貿易を見れば (図 3)、まず輸入はイギリス輸入総額の成長と連動して世紀中葉より急増し、ヨーロッパ産品輸入に占める比重は 1 割に達する。対照的に輸出はイギリス輸出総額の動向と相関せず停滞し、ヨーロッパ向け輸出に占める地位も無視しうる範囲にとどまり、このためイギリスの対露収支はほぼ一貫して入超を記録した。輸入品目では、大麻 hemp がその強靱性・耐水性から船舶装具 (ロープ・ケーブル) の原料として、亜麻 flax はその柔軟性・弾力性から家庭用品 (シーツ・クロス) の原料として、両者の交織は船舶帆布・穀類荷袋の材料として、いずれも属領アイルランドの麻織物業で高い需要をもち、イギリスは大麻・亜麻輸入の 9 割以上をロシア市場に依存した (表 1)。なお麻織物 linen についてはアイルランド製品が高い比重を占め、ロシア製品の地位は低い。⁽⁵⁾ 次に木材は、商業革命・国際紛争に伴う民間商船・海軍艦艇の増強、都市人口の増加に伴う住宅建築によって需要が増大し、うちマスト用太柱については、北米植民地が当初期待された供給基地として機能しなかったため、運送経費の低廉なデンマーク領ノルウェーが主な源泉として発達したが、その森林資源が枯渇した世紀中葉には東欧・ロシアが供給地帯として台頭した (図 4)。なお建材・家具向け木材、及び木炭を蒸留した防水塗料ピッチ・タールについてもロシア市場が一定の比重を占める。⁽⁶⁾ また棒鉄はコークス精錬法の普及に伴うバーミンガム製鉄・金属工業の躍進によって需要が急増し、世紀前半には良質棒鉄に対するイギリス海軍の選好からスウェーデン市場が圧倒的の比重を占めたものの、世紀中葉には安価棒鉄に対する民間造船企業の需要からロシア市場の地位が上昇した (図 5)。⁽⁷⁾ なおイギリスは 1760 年代に都市人口の増大・食

糧需要の高騰に伴い穀物自給・輸出国から穀物輸入国へと転換し（図6）、以後東欧・ロシア市場は穀物供給地帯としても機能する。⁽⁸⁾ 他方、輸出品目の詳細は不明であるが、ロシアの気候条件に適合した紡毛製品とともに、宮廷貴族の奢侈需要・ペルシア向け再輸出を充足する梳毛製品・植民地産品が一定の比重を占めたと推定される。以上の如くバルト海市場はイギリス商業革命の展開に不可欠な各種「船舶用品」naval stores（麻類・木材・棒鉄）の供給地帯として機能し、なかでもロシアは旧来の東欧・北欧諸国を代替する有望な新興市場として期待されていたと言えよう。

② ロシア海外貿易と産業構造

視点を転じてロシア海外貿易の動向を見れば（図7）、輸出・輸入とも18世紀中葉を通じて倍増し、貿易収支は出超傾向を維持するとともに、その黒字総額は拡大傾向にある。⁽⁹⁾ 相手市場としてはヨーロッパ貿易が9割以上を占めるとされ、東洋貿易は1割に満たない。⁽¹⁰⁾

まずヨーロッパ諸国との貿易活動は、⁽¹¹⁾ 専ら海運能力で勝るヨーロッパ商人によって媒介され、バルト海諸港を出帆する外国商船の船籍内訳を見る限り（図8）、リガではオランダ商船、聖ペテルブルクではイギリス商船が中核をなす。相手市場の編成は資料的な制約のため間接的な情報から類推せざるを得ないが、輸出貿易の場合、上記の船籍内訳から判断すれば、オランダ商船についてはフランスその他第三国向け輸出を考慮する必要があるものの、基本的にイギリス・オランダ両国が二大市場を構成したものと推定される。また先に検討したイギリスのロシア産品輸入総額（ポンド）からロシアのイギリス向け輸出総額（ルーブリ）を逆算してロシア輸出総額と照合すれば（図9①）、イギリスはロシア輸出貿易の4割を吸収する最大の仕向け先であったことが判明する。輸入貿易の場合、同じくイギリスのロシア向け輸出総額からロシアのイギリス産品輸入総額を算出すれば（図9②）、イギリスの比重は18世紀中葉に急落しており、したがってオランダ又はオランダ商船の仲介する第三国が太宗を占めたものと思われる。品目構成の詳細も不明であるが、主要港湾の断片的な統計から概観すれば、輸出品目の場合（表2・3）、工業原料の大麻・亜麻が3割前後を維持する一方、伝統産品の皮革・毛皮は1割未満まで急落し、むしろ麻織物・棒鉄が各々全体の1割を占める有力産品へと成長している。また木材は、比重こそ5%前後と低位ながら、世紀を通じてその水準を維持した。輸入品目の場合（表4・5）、羊毛製品が一貫して筆頭である一方、金属製品の急落・染料の上昇が顕著であるが、これらは冶金工業・繊維工業の勃興を示唆している。他に宮廷貴族の需要から奢侈的飲料・植民地産品が安定した地位を維持した。

以上の概要を踏まえ、個々の取引品目について取引総量・取引拠点・相手市場を確認しよう。

まず輸出品目を見れば、主力産品の麻類は（図10）、3割が大麻、6割が亜麻から成り、いずれも輸出総量は倍増したが、搬出拠点としては、重土質を好む大麻の場合、主要産地の内陸地帯（ベラルーシ・ウクライナ）を控える聖ペテルブルクが、軽土質の適する亜麻の場合、生産拠点のバルト海沿岸地帯を擁するリガが、それぞれ基軸をなす。輸出相手としてはオランダが一定水準を維持する反面、イギリスが急増して過半を占め、またフランス市場も登場している。なお麻織物の輸出は低く、国際市場におけるオランダ完成品（麻織物）、シュレジェン半製品（麻糸・麻布）、ロシア原料（大麻・亜麻）、という序列関係が定着している。⁽¹²⁾ 次に木材は（図11）、輸出総量は増大傾向にあるが、国際紛争が勃発した1740・50年代には敵国向け供給を警戒するイギリス海軍の密輸取締・拿捕行為によって半減している。搬出拠点としては、軟材 softwood（針葉樹）の産地クールラントを控えるリガ、及び堅材 hardwood（広葉樹）の産地フィンランド湾岸を臨むナルヴァが重要であり、仕向け先としてはオランダが首位にあるが、世紀中葉にはイギリスも上昇した。⁽¹³⁾ また棒鉄は（図12）、ウラル鉱山開発を背景に急速に輸出能力を高めたが、その搬出は水利・運河

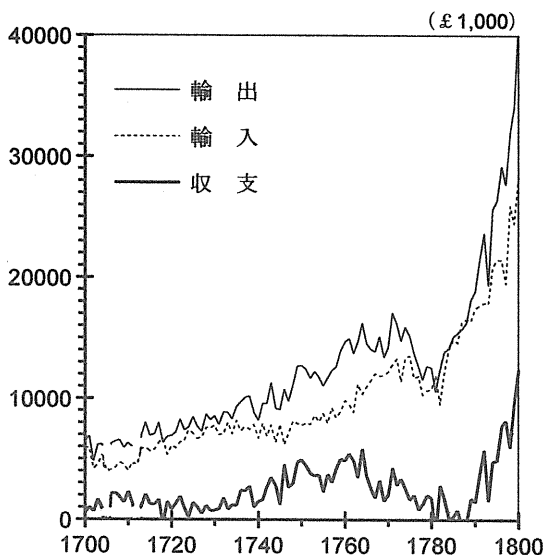
体系によってウラル地方と連結する聖ペテルブルクが独占し、仕向け先としてはイギリスが 90 % 以上を占める。⁽¹⁴⁾ 穀物は (図 13・表 6)、世紀中葉には不規則な輸出を示すにすぎず、搬出拠点としてはポーランド穀倉地帯を控えるリガが、仕向け先としてはオランダが、それぞれ重要である。⁽¹⁵⁾ 総じてリガは重量・安価な商品 (木材・穀物) のオランダ向け供給地帯として、聖ペテルブルクは戦略物資 (大麻・棒鉄) のイギリス向け輸出拠点として、それぞれ成長したと言えよう。

また輸入品目に関しては、まず繊維製品は (図 14)、大半が羊毛製品から成り、その基軸は高価な上質織物から安価な並質織物へと移行するが、いずれも聖ペテルブルクが 9 割を吸収する。相手市場としては、並質織物の場合イギリスの独占状態にあり、上質織物の主軸もオランダからイギリスへと移行した。⁽¹⁶⁾ なお非毛織物はオランダが優位を保ち、その品種はオランダ経由の東洋産品 (絹・綿織物)・フランス産品 (絹織物) と推定される。⁽¹⁷⁾ 次に植民地産品は (図 15)、国際紛争に伴う変動を受けながらも一定水準を維持し、搬入拠点としては聖ペテルブルクの比重が高く、供給源泉としては世紀中葉までオランダが首位を占めたものの、以後イギリス・フランスも台頭している。⁽¹⁸⁾ また葡萄酒は (図 16)、短期的に変動しながらも傾向的に上昇し、受入拠点としては聖ペテルブルクの割合が高く、輸入市場はフランスが基軸をなす。⁽¹⁹⁾ かくして輸入貿易の拠点が聖ペテルブルク一極に集中するなか、繊維製品・植民地産品の供給をめぐるイギリス・オランダが競合する一方、葡萄酒に関してはフランスが独占体制を構築し、三国の競合状態を確認できよう。

次にアジア諸国との貿易関係としてペルシア・黒海貿易に付言しておこう。まずカスピ海北岸の港湾都市アストラハンを拠点とするペルシア貿易は、ロシア商人・アルメニア商人によって遂行され、⁽²⁰⁾ 純粋なロシア外国貿易としての側面とロシア領内を通過する東西中継貿易としての側面が混在している。まず輸出商品としてはロシア産品の毛皮・粗質安価毛織物・金属製品に加え、ヨーロッパ工業製品・植民地産品、とりわけオランダ・イギリスの染色=仕上げ済上質毛織物・各種染料が一定割合を占め、また輸入商品は生糸・絹織物・綿織物・高級皮革・銅・宝石・米穀・果実から成るが、これらはロシア国内で消費されるほか、ヨーロッパ市場にも再輸出されている。貿易収支は概ね赤字傾向にあり、ペルシア貿易はヨーロッパからアジアへの国際的な銀移動の迂回路を構成していた。⁽²¹⁾ 対照的に黒海地方は「オスマン帝国の湖」Ottoman Lake として世界市場から隔離され、オスマン臣民たるギリシア商人が貿易活動を独占し、なかでもルーマニア両国 (モルダヴィア・ワラキア) は帝都コンスタンチノーブル向け食糧供給基地として機能した。18 世紀にはフランス重商主義のレヴァント進出とエジプト太守の分離傾向によってオスマン帝国の地中海覇権が動揺したため、オスマン政府は帝国経済の生命線としてルーマニア穀物貿易を中核とする黒海独占体制の再編・強化を志向しており、ロシア商人の黒海貿易は困難な状況にあった。⁽²²⁾

最後に海外貿易の成長に伴う産業構造の編成を見れば、まず農業部門の場合、一次産品輸出の成長が市場向け生産を刺激する一方、奢侈品輸入の伸張は宮廷貴族の家計支出・貨幣需要を拡大し、農奴労働に立脚する領主経済を促進することになった。ただし貴族階級は土地・農奴保有の代償として軍隊・官庁勤務を義務付けられ、自己所領に常駐して集約的な直接経営を実施するのは困難であったから、地代収入を拡大する手段としては主に農地面積の量的拡大・貨幣地代 (オブローク) の年額引上を選好している。この結果 18 世紀中葉を通じて農民逃亡が頻発し、なかでも 1749・54 年の凶作に伴う離村傾向は深刻な社会問題となった。⁽²³⁾ 次に工業部門の場合、繊維製品の流入が国内産業の育成を阻害した反面、船舶用品輸出の拡大は麻織物業・冶金工業の成長を刺激し、またペルシア生糸輸入の増大は絹織物業の勃興を促した。経営形態としては農奴労働に基づく農奴占有マニュファクチュアが発達し、有力貴族の経営する世襲領マニュファクチュアに加え、商業資本の

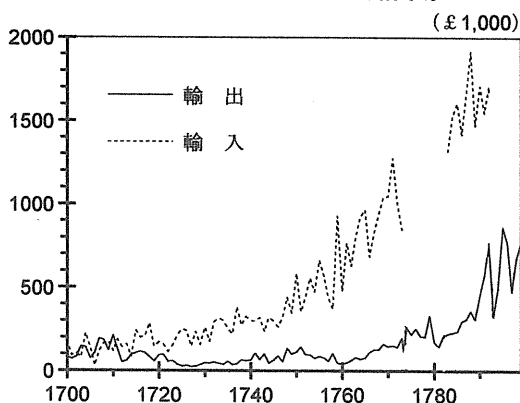
図1：イギリス海外貿易



※ イングランドのみ。

〔典拠〕 E. B. Shumpeter (ed.), *English Overseas Trade Statistics 1697- 1808*, Oxford, 1960, Table I, IV.

図3：イギリスの対露貿易

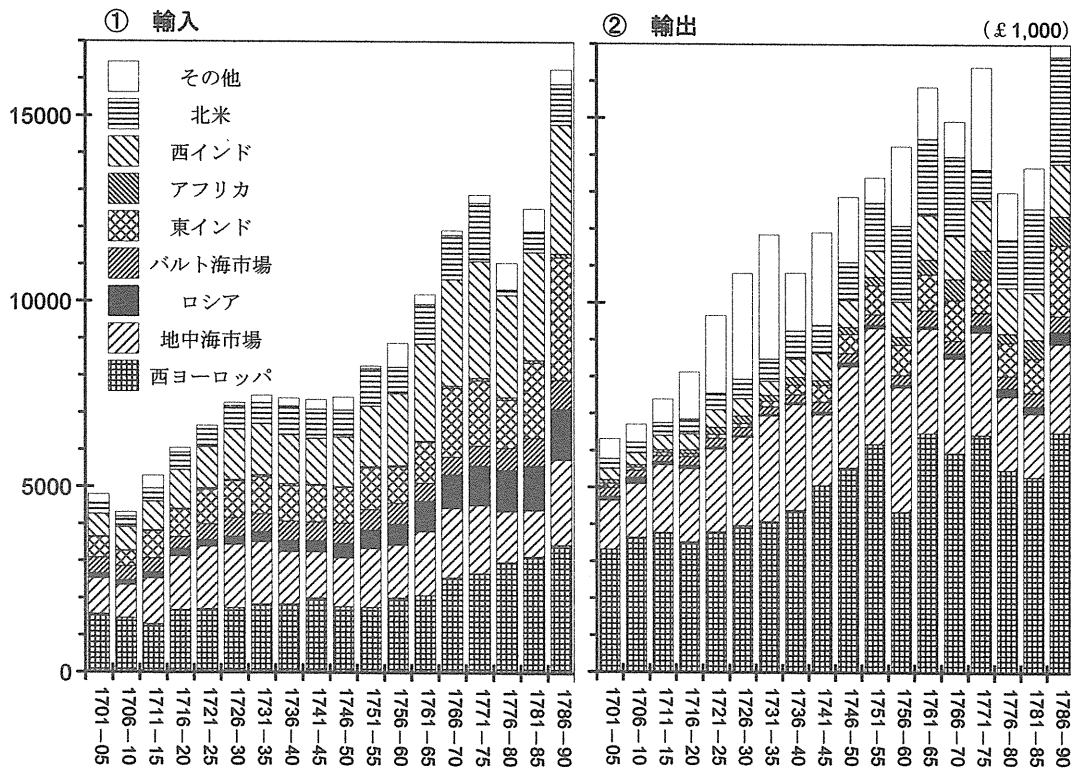


※ 1700 - 70年：イングランドのみ。

1780 - 90年：連合王国全体。

〔典拠〕 C. Whitworth (ed.), *State of the Trade of Great Britain in its Imports and Exports, progressively from the Year 1697*, London, 1776 (Rep., 1969), Part 2, pp. 29- 30; A. Kahan, *The Plow, the Hammer, and the Knout*, Chicago, 1985, p. 219; J. Ehrman, *The British Government and Commercial Negotiations with Europe 1783- 1793*, Cambridge, 1962, pp. 216- 219.

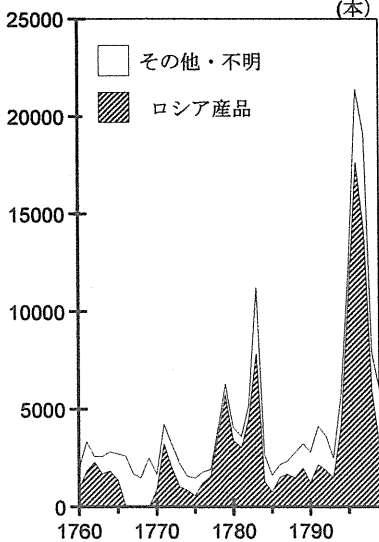
図2：イギリス海外貿易（市場内訳）



※ イングランドのみ。バルト海市場はロシアを除く。

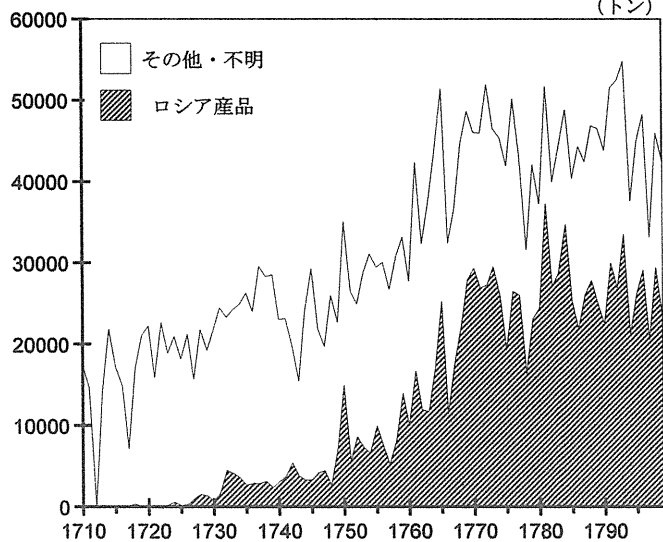
〔典拠〕 E. B. Shumpeter, *op. cit.*, pp. 17- 18.

図 4 : イギリス太柱輸入



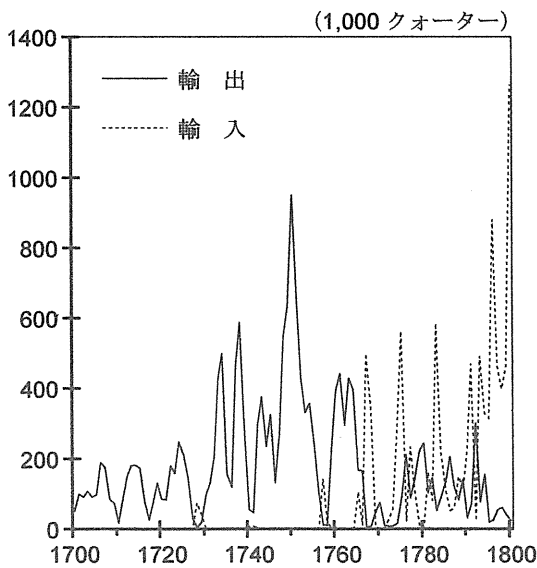
〔典拠〕 A. Kahan, *op. cit.*, pp. 206- 209.

図 5 : イギリス棒鉄輸入



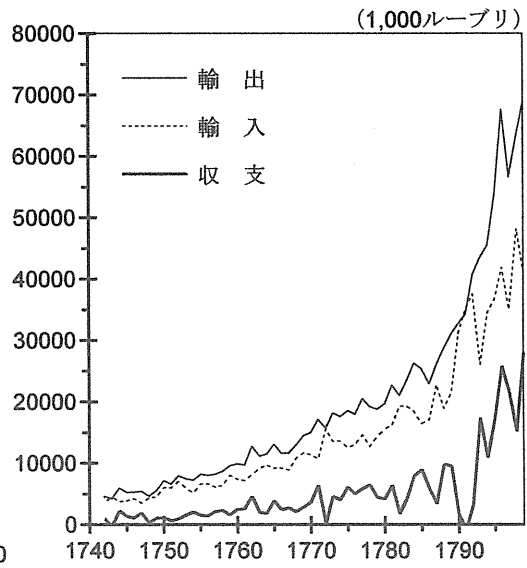
〔典拠〕 A. Kahan, *op. cit.*, pp. 210, 212- 213.

図 6 : イギリス穀物貿易



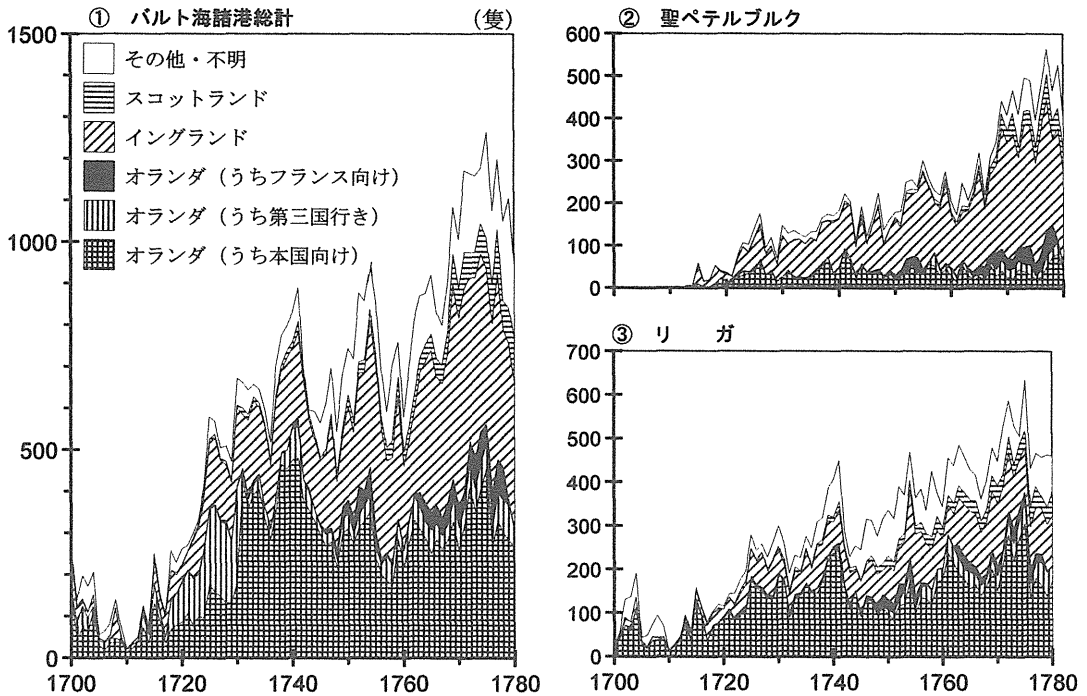
〔典拠〕 金子俊夫『イギリス近代商業史——反穀物法運動の歴史——』白桃書房 1996 年、11 - 12 頁。

図 7 : ロシア海外貿易



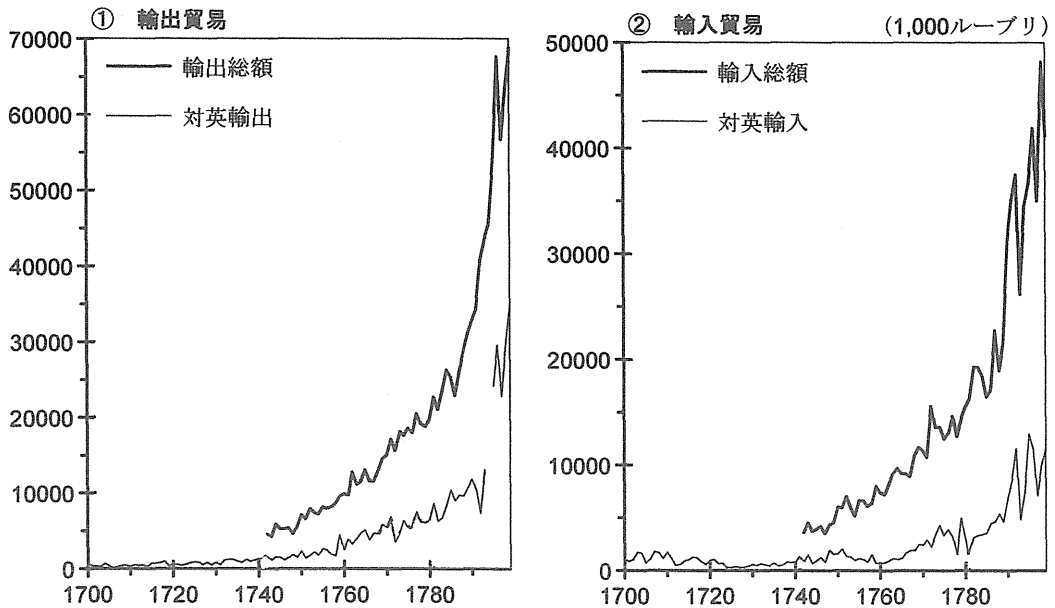
〔典拠〕 A. Kahan, *op. cit.*, pp. 164- 165, 192- 193; J. Newman, "Russian Foreign Trade, 1680-1780: The British Contribution", Ph. D. diss., University of Edinburgh, 1985, pp. 342- 343.

図8：ロシア出航船舶（船籍内訳）



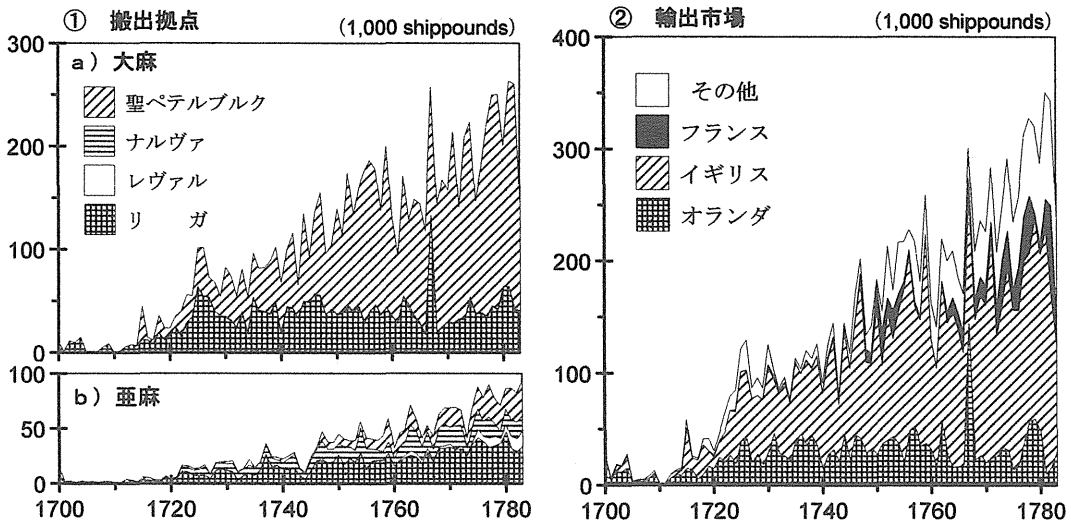
〔典拠〕 A. Kahan, *op. cit.*, pp. 258, 302; J. Newman, *op. cit.*, pp. 241-268.

図9：ロシアの対英貿易



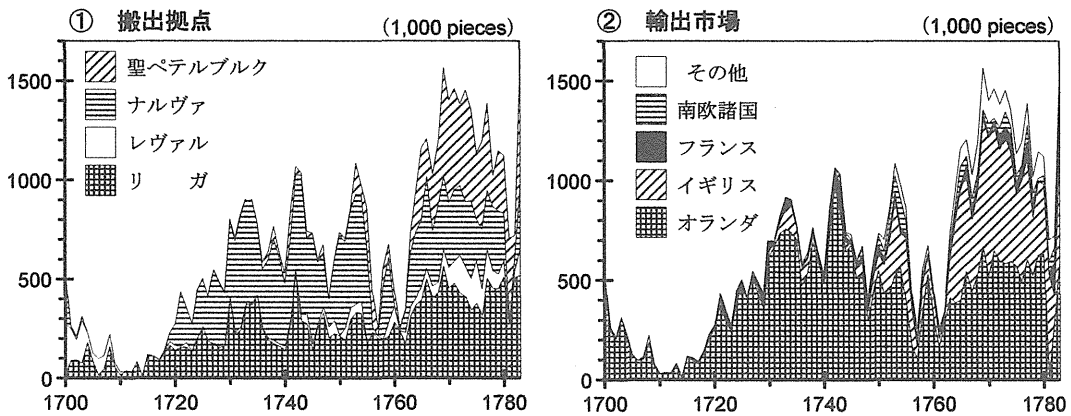
〔典拠〕 A. Kahan, *op. cit.*, pp. 164-165, 192-193, 219, 248-249; J. Newman, *op. cit.*, pp. 342-344.

図10：ロシア大麻・亜麻輸出



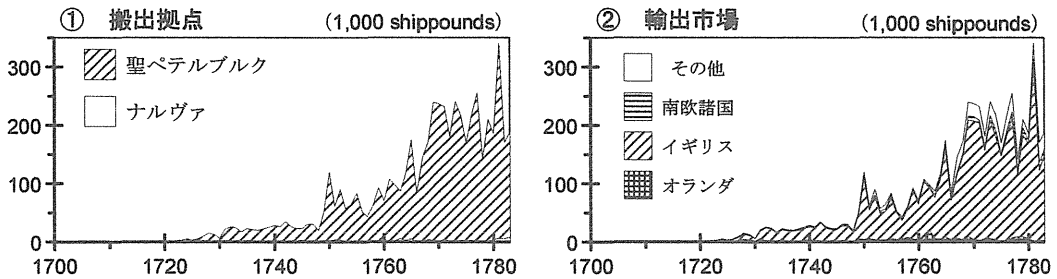
〔典拠〕 J. Newman, op. cit., pp. 274- 279.

図11：ロシア木材輸出



〔典拠〕 J. Newman, op. cit., pp. 280- 283.

図12：ロシア棒鉄輸出



〔典拠〕 J. Newman, op. cit., pp. 283- 285.

図13：ロシア穀物輸出（バルト海経由）

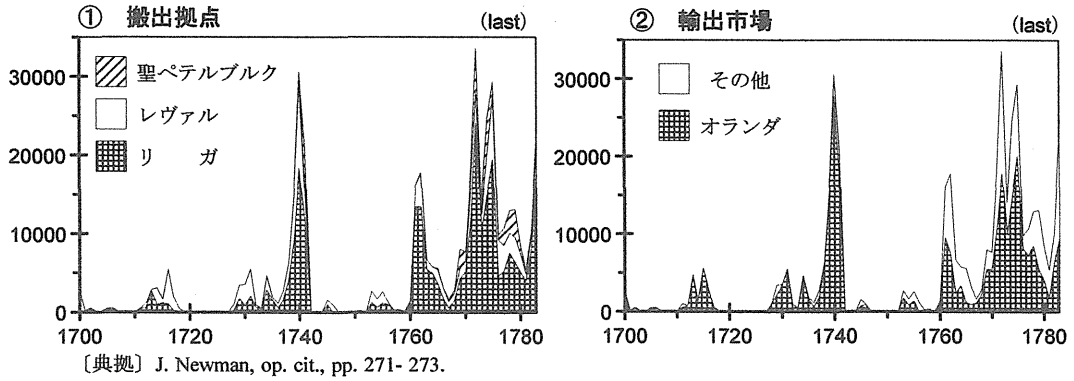


図15：ロシア植民地産品輸入

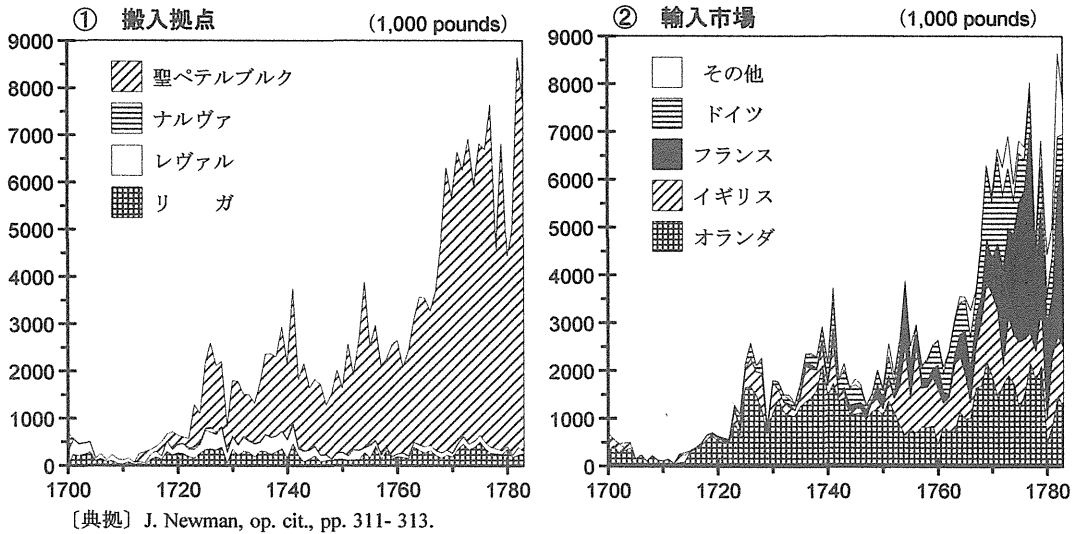


図16：ロシア葡萄酒輸入

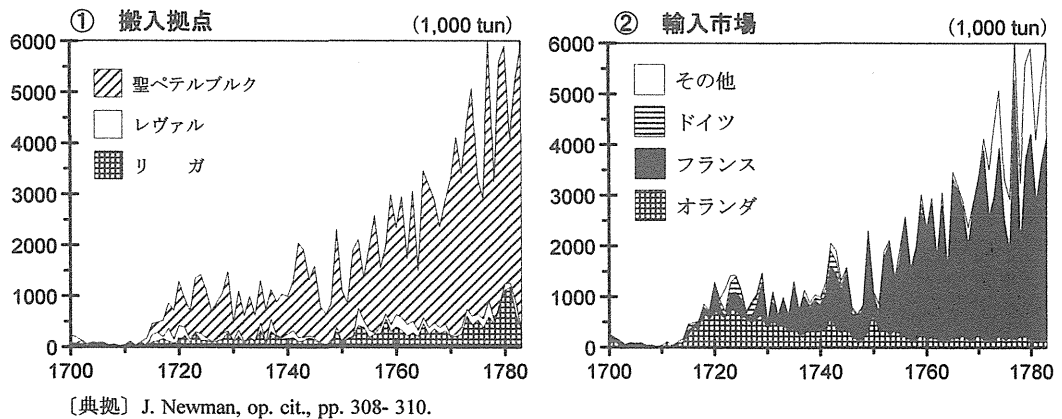
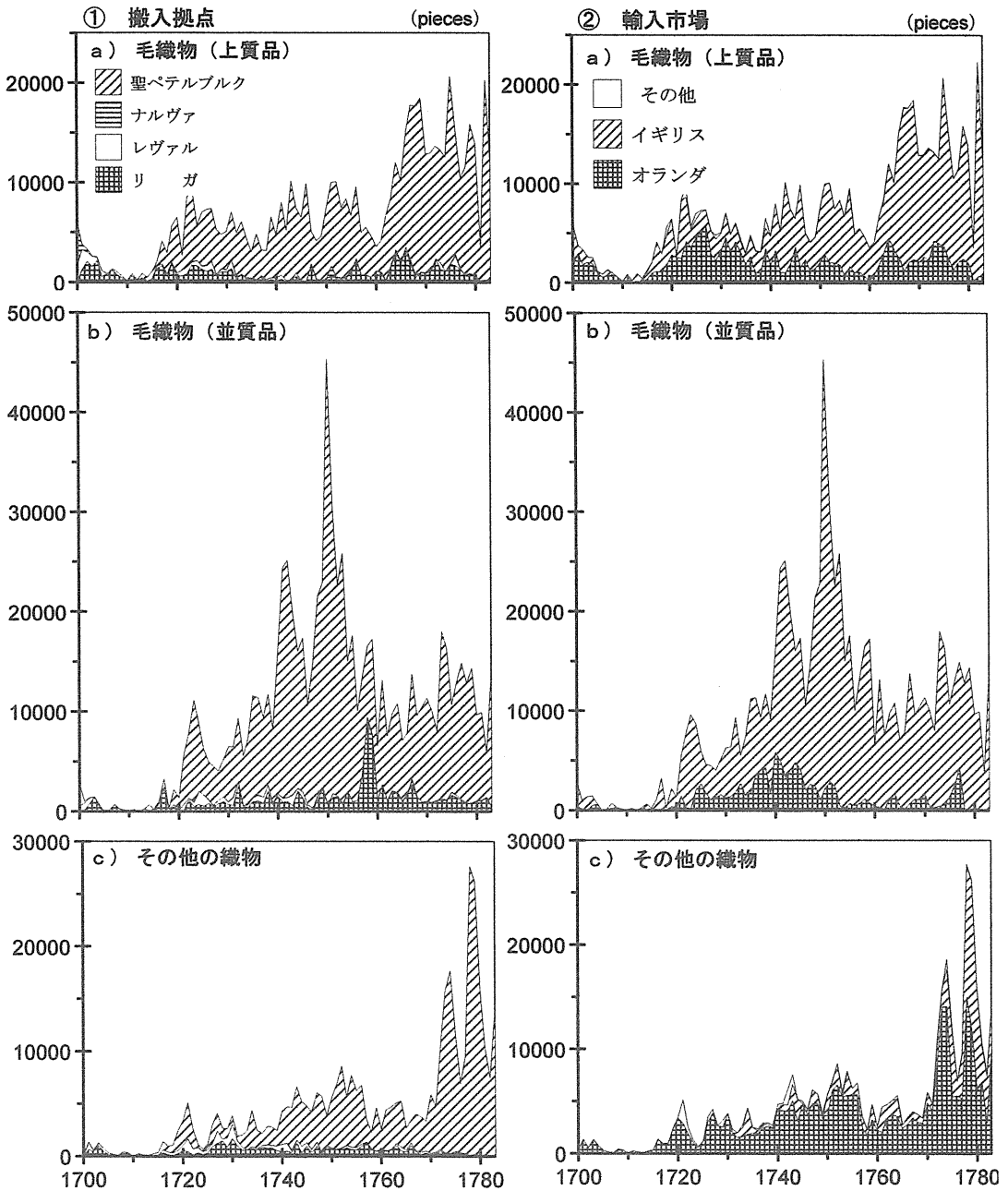


図14：ロシア繊維製品輸入



〔典拠〕 J. Newman, op. cit., pp. 293- 294, 302- 303, 308- 309, 311- 312.

表1：イギリス麻類輸入（市場内訳）

	大 麻 (cwt)			亜 麻 (cwt)			
	平均総量	ロシア	%	平均総量	ロシア	%	
1753 - 57	316,510	272,499	86.1				
1758 - 62	306,069	283,296	92.6				
1764 - 69	296,005	273,837	92.5	136,689	125,824	92.1	
1770 - 74	379,082	363,904	96.0	126,800	107,366	84.7	
1775 - 79	364,670	351,655	96.4	135,828	113,534	83.6	
1780 - 84	379,996	376,092	99.0	114,285	97,507	85.3	
1785 - 89	380,148	369,904	97.3	149,287	126,761	84.9	
1790 - 94	502,296	483,252	96.2	162,251	131,524	81.1	
1795 - 99	571,276	560,080	98.0	172,052	130,677	75.9	
	麻織物 (£)						
	平均総額	ロシア	%	ドイツ	%	アイルランド	%
1700	954,242	11,271	1.2	562,603	59.0	9,573	1.0
1730	1,148,487	47,908	4.2	696,793	60.7	131,018	11.4
1755	1,189,678	116,949	9.8	523,632	44.0	377,549	31.7
1772 - 74	1,342,269	147,663	11.0	352,562	26.3	654,229	48.7
1775 - 79	1,133,920	131,617	11.6	289,156	25.5	655,598	57.8
1780 - 84	1,125,137	119,596	10.6	296,092	26.3	648,440	57.6
1785 - 89		139,981					
1790 - 94		131,841					
1795 - 99		201,236					

〔典拠〕 H. H. Kaplan, "Russia's Impact on the Industrial Revolution in Great Britain during the Second Half of the 18th Century: The Significance of International Commerce", *Forschungen zur osteuropäischen Geschichte*, Bd. 29, 1981, pp. 51- 52, 55; A. Kahan, *op. cit.*, pp. 203- 205, 214- 215; 馬場哲『ドイツ農村工業史——プロト工業化・地域・世界市場——』東大出版会 1993年、110頁。

表2：ロシア輸出貿易（品目内訳）

(%)

品目	農業産品					酪農関連産品			林業産品	加工製品			その他
	大麻	亜麻	麻種	穀物	計	獣脂	皮革	計		麻布	棒鉄	計	
1710	34.4	3.3	0.04	2.9	37.8	11.4	39.0	50.4	5.1	3.3	0.0	3.3	0.6
1745		23.3					23.5					4.5	
1747		35.6					17.5					6.1	
1751		22.8					19.3					9.7	
1752		31.6					14.2					16.7	
1755		31.3					21.8					14.4	
1769	18.8	11.3	3.5	16.9	50.5	5.0	7.5	12.5	4.5	13.0	9.8	22.8	9.7
1793	20.2	12.6	3.4	6.9	43.1	11.3	6.8	18.1	4.2	10.2	12.0	22.2	12.4

〔典拠〕 A. Kahan, *op. cit.*, p. 168; B. H. ヤコフツェフスキー（石川郁男訳）『封建農奴制ロシアにおける商人資本』未来社 1956年、49頁。

表3：ロシア主要港灣の輸出貿易（品目内訳）

① リガ

(ターレル・%)

	平均総額	繊維原料	種子	林業産品	穀物	その他
1711 - 30	653.200	61.2	14.6	21.4	1.6	1.2
1731 - 70	1,390.125	58.5	8.3	27.1	4.9	1.2
1771 - 83	2,200.283	50.3	6.4	30.3	11.5	1.5

繊維原料は大麻・亜麻・粗麻を、林業産品は木材・帆柱・灰汁・ターレルを、種子は大麻種・亜麻種を含む。

② 聖ペテルブルク

(1,000ルーブリ・%)

	平均総額	大 麻	亜 麻	麻織物	棒 鉄	その他
1768 - 69	7,135 (100.0)	1,904 (26.7)	286 (4.0)	957 (13.4)	1,456 (20.4)	2,532 (35.5)
1770 - 74	8,269 (100.0)	2,087 (25.2)	363 (4.4)	711 (8.6)	1,751 (21.2)	3,357 (40.6)
1775 - 79	9,922 (100.0)	2,867 (28.9)	639 (6.4)	976 (9.8)	1,671 (16.8)	3,769 (38.1)

〔典拠〕 A. Kahan, *op. cit.*, p. 253; A. Kaplan, *op. cit.*, pp. 62, 71, 76, 87.

表4：ロシア輸入貿易（品目内訳） (1,000 ループリ・%)

	工業製品				食料・飲料			工業原料	
	毛織物	絹織物	金属製品	小計	砂糖・飲料			染料	
1717	504.372 (48.31)	54.288 (5.20)	223.347 (21.39)	782.007 (74.91)	129.382 (12.39)			132.570 (12.70)	
1726	662.956 (60.53)	15.464 (1.41)	(0.00)	678.420 (61.94)	141.203 (12.89)			275.661 (25.17)	

[典拠] A. Kahan, "Observations on the Petrine Foreign Trade", *Canadian- American Slavic Studies*, Vol. 8, 1974, p. 229.

表5：ロシア主要港湾の輸入貿易（品目内訳） (%)
① リガ

	平均総額 (ターレル)	工業製品			食料・飲料					工業原料	
		繊維製品			熱帯産品	飲料	塩	海産物	小計	鉱物資源	
1711 - 30	248.800	44.7			14.1	7.1	30.2	2.4	53.8	1.5	
1731 - 70	479.350	44.5			11.1	7.9	31.0	2.8	52.8	2.7	
1771 - 83	557.033	30.2			13.0	16.3	34.7	3.1	67.1	2.7	

② 聖ペテルブルク (1,000 ループリ・%)

	平均総額	工業製品				食料・飲料				工業原料		
		毛織物	絹織物	綿織物	小計	エール	葡萄酒	砂糖	小計	染料	鉱物資源	小計
1768 - 70	6,539.981	1,708.033	279.270		1,987.303 (30.27)	124.614	331.798	775.468	1,387.913 (21.15)	591.769	254.284	846.053 (12.93)
1771 - 73	7,548.887	1,717.626	639.372		2,356.998 (31.08)	129.339	417.644	779.153	1,585.531 (21.36)	443.215	155.999	599.214 (7.84)
1774 - 76	7,479.704	1,874.276	487.779		2,362.055 (36.92)	175.878	442.524	748.912	1,615.217 (21.97)	569.636	319.619	889.255 (11.77)
1783 - 85	11,422.819	2,058.377	537.330	571.280	3,187.044 (27.90)	262.407	854.813	1,893.006	3,508.378 (30.92)	950.593	246.540	1,197.133 (10.31)
1786 - 88	14,251.509	2,697.500	403.117	792.900	3,961.645 (27.79)	225.825	843.775	1,916.828	3,738.402 (26.21)	1,018.045	433.623	1,451.669 (10.24)

繊維製品の小計は麻織物を、食料・飲料の小計はコーヒー・食用油・香料・果物・煙草を、染料はコチニール・インディゴを、鉱物資源は銅・鉛を、それぞれ含む。

[典拠] A. Kahan, *op. cit.*, pp. 194-195, 253.

表6：ロシア穀物輸出（平均総量） (1,000 chetvert・%)

	バルト海経由					白海経由				黒海経由				計
	小麦	大麦	ライ麦	燕麦	小計	小麦	ライ麦	燕麦	小計	小麦	大麦	ライ麦	小計	
1701 - 10	0	0	0.063	0	0.063 (1.7)	0.221	3.452	0	3.673 (98.3)	0	0	0	0 (0.0)	3.736 (100.0)
1711 - 20	0.097	1.485	25.765	0	27.347 (29.0)	4.781	62.259	0	67.040 (71.0)	0	0	0	0 (0.0)	94.387 (100.0)
1721 - 30	0.006	0.295	12.518	0.122	12.941 (100.0)	0	0	0	0 (0.0)	0	0	0	0 (0.0)	12.941 (100.0)
1731 - 40	5.190	13.497	89.260	0.126	108.073 (88.1)	0	14.538	0	14.538 (11.9)	0	0	0	0 (0.0)	122.611 (100.0)
1741 - 50	2.979	2.428	31.779	0	37.186 (72.5)	2.000	12.115	0	14.115 (27.5)	0	0	0	0 (0.0)	51.301 (100.0)
1751 - 60	0.451	1.662	14.438	0.210	16.761 (45.4)	0	20.157	0	20.157 (54.6)	0	0	0	0 (0.0)	36.918 (100.0)
1761 - 70	12.221	7.394	149.695	6.309	175.619 (85.9)	13.266	15.447	0.015	28.728 (14.1)	0	0	0	0 (0.0)	204.347 (100.0)
1771 - 80	65.430	23.824	253.260	12.647	355.161 (71.4)	35.033	106.875	0.069	141.977 (28.5)	0.182	0	0	0.182 (0.0)	497.320 (100.0)
1781 - 90	40.158	20.252	226.729	27.224	314.363 (79.5)	20.771	45.436	0.298	66.505 (16.8)	14.136	0.005	0.314	14.455 (3.7)	395.323 (100.0)
1791-1800	87.255	49.345	188.672	10.336	335.608 (75.8)	20.915	0.030	1.064	22.471 (5.1)	77.277	4.246	3.150	84.673 (19.1)	442.752 (100.0)

[典拠] A. Kahan, *op. cit.*, pp. 169-170, 172-175.

農奴購入に立脚する商人マニユファクチュア（ヤロスラヴリ商人 I・D・ザトラペズノフ Ivan Dmitrievich Zatrapeznov の亜麻織物工場、N・デミドフ Nikita Demidov のウラル鉱山・冶金工場）が興隆している。なお一部の農村地帯では小商品生産者の両極分解と自由な契約労働に立脚する本来的マニユファクチュア（ウラジミール県イヴォノヴォ村の亜麻織物工場）も発生した。⁽²⁴⁾

（2）ヨーロッパ国際政治とロシア外交関係

① ヨーロッパ主要列強とロシア

18 世紀中葉の二大紛争においてエリザヴェータ女帝時代のロシアは独自の外交政策を展開し、国際政治における存在意義を高めている。まずオーストリア継承戦争では、英墺同盟・仏普同盟が対立するなか、ロシアは基本的に中立を維持したものの、1742 年・47 年の英露同盟・1746 年の墺露同盟によって戦争末期の 1748 年よりフランスに宣戦し、イギリスに有利な講和条約の成立に貢献している。⁽²⁵⁾ 次に七年戦争では、同盟体系の再編（＝外交革命）によって英普同盟・仏墺同盟が敵対するなか、ロシアは 1756 年の仏露同盟・1757 年の墺露同盟によって仏墺両国と提携し、プロイセンと交戦した。続くピョートル三世（在位：露暦 1761 年 12 月 25 日－1762 年 6 月 29 日）の場合、1762 年 4 月 24 日（5 月 5 日）の聖ペテルブルク条約により一転して休戦・撤退し、その後の戦況（仏墺劣勢・英普攻勢）と七年戦争の帰趨を左右している。⁽²⁶⁾ 以上の如くロシアは勢力均衡体系の重要な一角として機能し、以後列強はロシアの動勢に多大な関心を払うことになる。以下、エカチェリーナ二世の即位前後における国際関係の枠組を確認しよう。

まずフランスの場合、国王ルイ十五世（在位：1715－74 年）の愛人ポンパドゥール夫人（1721－64 年）と癒着するショワズール Étienne François Choiseul（外務卿：1758－61 年・陸軍＝海軍卿：1761－66 年・外務＝陸軍卿：1766－70 年）が国务会議の実権を握り、従兄の外務卿プララン César-Gabriel Praslin（在任：1761－66 年）とともに外交政策を主導した。ショワズールは英普両国の興隆に対抗するべくブルボン・ハプスブルク同盟を保つとともに、海外領土を縮小するなか西インド貿易・レヴァント貿易を死守するべく、スペイン王国とのブルボン連合を強化する一方、オスマン帝国との友好関係を維持し、いわゆる「南方体制」Southern System の形成に努めた。加えてバルト海方面ではスウェーデンの親仏派閥を支援し、かくしてオスマン帝国からハプスブルク帝国・ポーランド・ザクセンを経てスウェーデンに至る「東方障壁」barrière de l'est/ Eastern Barrier の再建を志向しており、実質的にロシア包囲体制を構築している。⁽²⁷⁾

次にオーストリアの場合、マリア・テレジア（在位：1740－80 年）・フランツ一世（在位：1745－65 年）の共同統治のもと、宰相カウニッツ Wenzel Anton Kaunitz（在任：1753－92 年）が外交政策を牽引し、宿敵プロイセンに対抗するべくハプスブルク・ブルボン両家の紐帯を維持した。しかしながら中欧での覇権回復が難航するなか、領土拡張の方向としては以後ハンガリー・バルカン方面に活路を見いださざるを得ず、この点で古来オスマン帝国と友好関係を維持するフランスとの同盟関係は根本的な矛盾を内包していたと言える。バルカン進出の後盾としては、同じく南下政策を展開してオスマン帝国と対立するロシアとの軍事同盟がむしろ必要であった。⁽²⁸⁾

他方イギリスでは、イギリス生まれの国王ジョージ三世（在位：1760－1820 年）の即位によって王室のハノーヴァー利害を動機とする大陸外交が後退する一方、議院内閣の整備によって基幹産業の経済利害を考慮した対外政策の展開が原則となった。⁽²⁹⁾ このため歴代内閣は、北米植民地に対する経済統制を強める一方、ヨーロッパ大陸では、戦略物資の調達源泉であるバルト海貿易を維持する観点から、またフランスのブルボン連合・南方体制に対抗する意味から、北歐・東欧諸国と

の友好関係に専心した。なかでもロシアはイギリス最大の船舶用品輸入市場にしてフランス包囲に不可欠な陸軍大国である一方、イギリスはロシア最大の輸出相手にしてヨーロッパ随一の海軍国家であったから、両国は相互の経済・政治利害が一致する「天然の同盟相手」Natural Allies とみなされた。既に七年戦争時代においてデヴォンシャー内閣 Devonshire (在任：1756 - 57 年)・ニューカスル内閣 Newcastle (在任：1757 - 62 年)の北部担当国務大臣 W・ピット William Pitt は、植民地戦線に兵力を集中する必要から英露関係の維持に努め、1758 年に英露同盟が失効したにもかかわらず、歴代の駐露大使 C・ハンバリー＝ウィリアムズ Charles Hanbury-Williams (在任：1755 - 58 年)及び R・ケイツ Robert Keith (在任：1758 - 62 年)を通じて中立関係を確保している。戦後もビュート内閣 Bute (在任：1762 - 63 年)の北部担当国務大臣 G・グレンヴィル George Grenville 及び後任ハリファクス Halifax が英露関係を重視し、新たに駐露大使 J・バッキンガムシャー John Buckinghamshire (在任：1762 - 64 年)を派遣して同盟関係の更新を交渉している。⁽³⁰⁾

またプロイセン国王フリードリヒ二世 (在位：1740 - 86 年)は、周知の如く中欧覇権・シュレジェン領有をめぐるオーストリアと対抗する一方、新たにブランデンブルク・プロイセンの連結 (=ポーランド領土の接収)とケーニヒスベルクの海外貿易をめぐるザクセンと対立を深めていた。ザクセン選帝侯国はポーランド王国と同君連合 (ザクセン朝：1697 - 1764 年)を形成し、当時はザクセン選帝侯アウグスト三世 August III (在位：1733 - 63 年)がポーランド国王に即位して強力な軍事・財政改革を展開する一方、港湾都市ダンツィヒを領有してその貿易活動を推進し、プロイセンを政治的・経済的に圧迫していたのである。しかもその三男カール・クリスチャン Karl Christian (在位：1740 - 62 年)はポーランド王国に臣従するクールラント公国の君主に即位し、同国のリバウ Libau・ウィンダウ Windau 両港もバルト海における不凍港の北限として重要な商業機能を果たしていた。フリードリヒ二世はザクセン＝ポーランド連合を包囲する手段として英露両国との同盟関係を模索したが、なかでもロシアの場合、かつてアンナ女帝がクールラント公妃 (1710 - 30 年)を、その寵臣 E・J・ピロン Ernst Johann von Biron (1690 - 1772 年)が公国君主 (在位：1735 - 40 年)を務めた経緯から、クールラント問題をめぐって緊密な連携が期待された。⁽³¹⁾

② バルト海諸国とロシア

バルト海諸国との関係を理解するには、ホルシュタイン＝ゴットルプ公国とロマノフ皇室との関係を把握することが必要である。ピョートル大帝は北方戦争 (1700 - 21 年)において軍事作戦とともに同盟・婚姻政策によってスウェーデン包囲体制を構築し、1724 年にはホルシュタイン公国君主カール・フリードリヒ Karl Friedrich＝ロマノフ皇女アンナ・ペトローヴナの縁組が成立したが、その長子カール・ペーター・ウルリヒ Karl Peter Ulrich (1728 - 62 年：露名ピョートル・フォードロヴィチ Petr Fedorovich・後の皇帝ピョートル三世)は、1739 年よりホルシュタイン公国君主に即位する一方、1761 年 12 月 (1762 年 1 月)にはロシア皇帝ピョートル三世として即位し、ここにホルシュタイン＝ロシア同君連合が成立している。しかも皇后エカチェリーナ・アレクセーヴナ Ekaterina Alekseevna (1729 - 96 年：後の女帝エカチェリーナ二世)は母方の実家がホルシュタイン公家であり、また皇太子パーヴェル Pavel Petrovich (1754 - 1801 年：後の皇帝パーヴェル一世)はホルシュタイン公国の次期公位継承権を保持したから、ホルシュタインはロシア皇室の祖国＝「ロシア版のハノーヴァー」として機能し、この事実が北欧外交に少なからぬ影響を与えた。⁽³²⁾

まずデンマーク＝ノルウェー連合王国の場合、国王フレゼリク五世 Frederik V (在位：1746 - 66 年)はバルト海貿易の要衝ズンド海峡の支配をめぐる宿敵スウェーデンと対抗する一方、北方戦争時代に占領したシュレスヴィヒの帰属をめぐる隣国ホルシュタイン公国と対立しており、した

がってホルシュタイン公国と連合するロシアとも敵対関係にあった。現にピョートル三世は即位後間もなくデンマークに対するシュレスヴィヒ奪回戦争の準備に着手している。⁽³³⁾

またスウェーデン王国の場合、国王アドルフ・フレードリック Adolf Fredrik（在位：1751 - 71年）はホルシュタイン公国の出身で、ピョートル三世の実父の従兄・エカチェリーナ二世の伯父に該当し、王妃ルヴィーザ・ウルリカ Louisa Ulrika はフリードリヒ二世の実妹であったから、王室に関する限りスウェーデンは普露両国の君公と親戚関係にあった。しかしながらスウェーデンは北方戦争に伴う 1721 年のニスタット条約でバルト海南岸一帯を普露両国に割譲し、また瑞露戦争（1741 - 43 年）に伴う 1743 年のオーボ条約ではフィンランド湾岸北部（キュミ河以東）を喪失したため、一般にロシアに対する国民感情は低調であった。しかもスウェーデンでは、1720 年憲法（「新政法体」 Constitution）を基礎とする「自由の時代」Age of Liberty（1720 - 72 年）において、君主権力の制限・王国議会の優位が保証され、外交政策の策定においては王室の家門利害よりも議会多数派の意向が重要な意味をもっていたが、当時の王国議会では、ロシアとの友好関係・平和外交を志向する穏健派メッサ党が後退し、ロシアへの復讐戦争・失地回復を主張する強硬派ハット党が躍進していたため、ロシア包囲体制を構築するべくフランスとの協調外交が推進された。⁽³⁴⁾

なおハノーヴァー選帝侯国はエルベ河を挟んでホルシュタイン公国と隣接し、したがって前者の同君連合イギリスと後者の同君連合ロシアとはそれぞれハノーヴァー・ホルシュタインを防衛するべく相互の動勢に留意してきた。しかしながら国王ジョージ三世が即位するに及び、ハノーヴァー・ホルシュタイン問題は英露関係の焦点から後退している。

③ オスマン帝国とロシア

オスマン帝国は 17 世紀末より 18 世紀前半にかけて黒海・バルカン半島への進出を図るロシア・オーストリア両国と一連の戦争を展開している。この過程においてオスマン帝国はハンガリーこそ喪失したものの、レヴァント貿易の振興・ハプスブルク帝国の包囲に専心するフランスとの紐帯を維持し、依然として黒海沿岸に対する支配体制を維持していた。その後オーストリア継承戦争期にはオスマン帝国がペルシア戦争（1742 - 46 年）に従事する一方、七年戦争期には奥露両国ともオスマン帝国の友邦フランスと同盟したため、オスマン三世（在位：1754 - 57 年）・アフメット三世（在位：1757 - 74 年）治世前半を通じて露土関係は例外的に平和な時代を経験した。⁽³⁵⁾

とはいえ来るべき露土戦争に備えた同盟交渉が試みられていたことは注目される。すなわち、オーストリア継承戦争期の 1747 年英露同盟に際しては、露土戦争に対するイギリスの資金援助が交渉される一方（ただしイギリスの拒否で挫折）、七年戦争期の 1757 年仏露同盟においては露土戦争に対するフランスの資金援助が約束され（ただしフランスの拒否で撤回）、さらに二大戦争を一貫した奥露同盟（1746・57 年）は基本的に対土戦争における共同歩調を確認していた。⁽³⁶⁾ ピョートル三世の即位に伴う仏露同盟の破棄によって対土戦争を阻害する条件は解消されたが、しかしながらオスマン帝国がブルボン連合を基軸とする南方体制の一角を占め、また対露戦争における有望な盟邦オーストリアが仏露同盟を通して南方体制と提携している以上、ロシアが対土戦争に着手するには南方体制に対抗する独自の同盟体系を整備してゆく必要があったと言える。

（3）通商条約関係

① 1734年英露通商条約の特質

アンナ女帝・ウォルポール政権時代の 1734 年英露通商条約は、エリザヴェータ女帝・カートレット内閣時代の 1742 年英露同盟・付帯条項で更新され、18 世紀中葉における英露両国の経済的な

バルト海貿易・政治的な対仏包囲体制の基盤として機能した。当該条約は、形式的には双務的な互恵条約の体裁を示す反面、実質的には片務的な不平等条約の性格を内包している。⁽³⁷⁾

まず両国は相互に最恵国待遇を承認し、それぞれ相手国の商人に対して自国領内での自由通商を保証するが(第2条)、現実にはイギリス商人がその圧倒的海運力によってバルト海貿易を牽引し、ロシア商人の媒介がほとんどなかった以上、当該条項の恩恵は専らイギリス商人の享受したと言える。なお当該条項の適用範囲は両国の保有するヨーロッパ領土に限定され、イギリス商人の露領アジア貿易・ロシア商人の英領植民地貿易は禁止されたが、例外としてイギリス商人はロシア經由ペルシア通商の特権を認められた(第8条)。またイギリス商人はロシア国内において現地商人と対等な輸出関税のみ負担した一方(第4条)、ロシア商人はイギリス領内において1660年の航海条令が規定する差別税率を適用された。さらにイギリス商人は国内通貨ルーブリでの関税納入を承認され(第5条)、旧来通り国際通貨ターレルでの関税納入を義務付けられたオランダ商人に対して優位に立つとともに、イギリス羊毛製品に対するロシア輸入関税には一定の上限が設定され(第27条)、ロシア市場をめぐるプロイセン・フランス製品との競争でも有利な立場を確保した。以上の優遇措置を梃子にイギリスはバルト海貿易を推進し、ロシア市場の独占に成功したのである。⁽³⁸⁾

しかしながらバルト海貿易が発展するに伴い、ロシア国内ではイギリス商人の独占体制と通商条約の片務規定に対する批判が次第に高まった。なかでも輸出貿易に従事する聖ペテルブルクの商業資本、及び農奴労働に立脚するマニュファクチュア企業は、1760年以降エリザヴェータ女帝に対して陳情を提出し、ロシア商人は対外関税・内国租税・各種公課を負担するのに対してイギリス商人は同率の対外関税しか納付しないこと、ロシア領内におけるイギリス商人相互の直接取引(現地商館による産品買付・卸売と貿易商人によるその購入・対外輸出)がロシア商人の国内商業・貿易活動を阻害していること、イギリス羊毛製品への優遇税率がロシア国内産業の発展を圧迫していること、以上の如き通商条約の弊害を指摘しつつ、通商条約の早期改正を訴えた。⁽³⁹⁾

他方でイギリス商人も1734年の通商条約に対して不満を強めていた。まず当該条約は両国のヨーロッパ領土全域を対象としたが、港湾都市リガは自治特権によって当該条約の適用を免除され、1756年の「通商規制」Trading Ordinanceも独自の関税・通商制度を認めており、このためリガにおいてイギリス商人は一連の通商特権を行使できず、むしろオランダ商人が伝統的な取引関係を基盤に優位を保った。しかし穀物輸入が拡大するにつれ、イギリスにとって穀倉地帯を控えるリガとの通商関係は死活問題となり、リガにおける通商障壁の撤廃・通商条約の適用が要請された。⁽⁴⁰⁾ また当該条約はイギリス商人のペルシア通商を承認したが、ペルシア国境の緊迫に伴いエリザヴェータ女帝は1746年の勅令によってこの特権を禁止したため、その撤回とペルシア通商特権の回復も重大な課題とされた。⁽⁴¹⁾ かくしてロシア会社総裁R・ネトルトン Robert Nettleton(在任:1749-74年)は、ビュート内閣に対して弊害是正・条約改正を求める組織的な陳情を展開する。

② 条約改正交渉の開始

1742年の英露同盟は1758年に満了したが、エリザヴェータ女帝は1759年9月18日(29日)の勅令によって通商条項の失効を猶予し、1734年の通商条約は従来通り機能した。しかし七年戦争末期において英露両国ともそれぞれ対仏・対普戦争を展開するなか、両国は政治的に相互の中立維持に腐心する一方、経済的にはロシア政府が輸出貿易の拡大と戦時財政の再建を、またイギリス政府は木材輸入の維持と海軍艦艇の増強を志向し、正式な条約改正・更新に向けて交渉を開始する。

まずエリザヴェータ政府は1761年8月に改正原案を提示し、イギリス商人に対する最恵国待遇の撤廃(第2条)、英露商人に対する平等な輸出関税の廃止、及びロシア領内におけるイギリス商

人相互取引の禁止（第4条）、相手国の敵対諸国に対する軍需物資（兵器・弾薬）の輸出禁止、及び民需物資（大麻・亜麻・帆布・棒鉄・穀物）の輸出許可、禁輸規定に違反しない船舶に対する不法拿捕の禁止（第8・9・11・12条）、以上を提案しており、総じてイギリス商人の独占体制を打破してロシア商人の貿易活動を支援する方針を示した。続く新帝ピョートル三世は、デンマーク戦争を準備するなか、通商条約の付帯条項としてデンマーク包囲同盟の締結さえ要求している。これに対してピュート内閣・北部担当国務大臣G・グレンヴィルは1761年11月に対抗草案を示し、イギリス商人に対する最恵国待遇の維持（第2条）、ロシア領内におけるイギリス商人相互取引の自由、ロシア領内での英露商人に対する平等課税の維持、及びイギリス領内でのロシア商人に対する航海条令の適用（第4条）、ロシア領内経由ペルシア貿易特権の回復（第8条）、及びロシア領内経由ペルシア向け再輸出品に対する輸入関税の一部払戻（第10条）、敵国向け禁輸品目の拡充と船舶マスト用木材に対する禁輸規定の適用（第9条）、ロシア商人の債務不履行に対する訴訟制度の改善（第19・20条）、総じてイギリス商人に対する優遇措置の維持・強化を要求している。⁽⁴²⁾

かくして両国の利害は鋭く対立し、その調停はエカチェリーナ二世時代まで持ち越された。

註

- (1) R. Davis, *A Commercial Revolution*, London, 1967; 川北、前掲書、第3・4章『『商業革命』の世紀』(1)(2)、第5章『『商業革命』と重商主義帝国の構造』、松井透『世界市場の形成』岩波書店1991年。
- (2) M. S. Anderson, *Europe in the Eighteenth Century 1713- 1783*, 4th edition, London, 2000, Chapter 10, 12; 成瀬治「18世紀の国際政治」『岩波講座・世界歴史』第17巻（近代4）岩波書店1970年、121 - 130頁。
- (3) D. S. Macmillan, "The Russia Company of London in the 18th Century: The Effective Survival of a 'Regulated' Chartered Company", *Guildhall Miscellany*, Vol. 4, 1973; 荒井政治「イギリスにおける初期の会社企業形態」増田・小松・高村・矢口編『社会経済史大系』(5)弘文堂1959年、保坂栄一「外国貿易の展開——イギリスにおける特権貿易カンパニーの盛衰を中心として——」大塚・高橋・松田編『西洋経済史講座』(2)岩波書店1960年。
- (4) R. Davis, *Aleppo and Devonshire Square: English Traders in the Levant in the Eighteenth Century*, London, 1967; idem, "English Imports from the Middle East 1580- 1780", M. A. Cook (ed.), *Studies in the Economic History of the Middle East from the Rise of Islam to the Present Day*, London, 1970; 川分圭子「近代英国のレヴァント貿易——18世紀の衰退について——」『史林』第73巻第4号1990年。
- (5) 松尾太郎『『固有の重商主義』期におけるイングランドの貿易構造とアイルランド政策』『歴史学研究』第275号1963年（同『近代イギリス国際経済政策史研究』法政大学出版局1973年再録）、馬場哲『ドイツ農村工業史——プロト工業化・地域・世界市場——』東大出版会1993年、第4章「シュレーゲン麻織物工業と17 - 18世紀の世界市場——イギリスとの関係を中心として——」110 - 113頁。
- (6) H. S. M. Kent, "The Anglo- Norwegian Timber Trade in the 18th Century", *Economic History Review*, Vol. 8, 1955; idem, *War and Trade in Northern Seas: Anglo- Scandinavian Economic Relations in the Mid- 18th Century*, Cambridge, 1973, pp. 39- 58; S.- E. Asröm, "English Timber Imports from Northern Europe in the 18th Century", *Scandinavian Economic History Review*, Vol. 18, 1970; idem, "North European Timber Exports to Great Britain, 1760- 1810", P. L. Cottrell/ D. H. Aldcroft (ed.), *Shipping, Trade and Commerce: Essays in Memory of Ralph Davis*, Leichester, 1981.
- (7) H. S. M. Kent, *op. cit.*, pp. 59- 79; K. G. Hildebrand, "Foreign Markets for Swedish Iron in the Eighteenth Century", *Scandinavian Economic History Review*, Vol. 6, 1958, pp. 10- 15; 殿村晋一「18世紀における世界鉄市場——スウェーデン・ロシア・イギリスにおける製鉄マニュファクチュアの国際競争力——」『専修商学論集』第3号1967年。
- (8) 金子俊夫『イギリス近代商業史——反穀物法運動の歴史——』白桃書房1996年、第1章。
- (9) 18世紀ロシア海外貿易の総額把握に際して先行研究の多くが利用するのは同時代人H・シュトルヒ Heinrich Storch (1766 - 1835年)の整理した統計であり、その対象時期は1742年以降に限定されるが、現在の標準的研究であるA・カハン、J・ニューマンの著述もシュトルヒ統計に準拠している。H. Storch, *Historisch- statistisches Gemälde des Russischen Reichs am Ende des achtzehnten Jahrhunderts*, Theil 1- 2, Riga, 1797, Theil 3- 8, Leipzig, 1799-

- 1803 (Reprint: Elibron Classics, 2006); J. Newman, *op. cit.*, pp. 342- 343; A. Kahan, *op. cit.*, pp. 164- 165, 192- 193.
- (10) A. Attman, *op. cit.*, pp. 184- 193 (伊東・抄訳、前掲書、152 - 157 頁); H.- H. Nolte, *op. cit.*, pp. 45- 47.
- (11) バルト海貿易についてはデンマーク王国のズンド海峡関税記録 (1562 - 1783 年) が重要な史料とされる。その史料的価値・問題点については、W. S. Unger, “Trade through the Sound in the 17th and 18th Centuries”, *Economic History Review*, 2nd Series, Vol. 12, 1959; 玉木俊明「(史料紹介)『ズンド海峡関税台帳』前編——1560 - 1657 年——」『文化学年報』第 41 輯 1992 年。なお迂回経路をなすアルハンゲリスク拠点の白海貿易に関しては、H. Kellenbenz, “The Economic Significance of the Archangel Route (from the Late 16th to the Late 18th Century)”, *Journal of European Economic History*, Vol. 2, 1973; 玉木俊明「イギリスとオランダのバルト海・白海貿易——ロシアとの関係を中心に——」深沢克己編『国際商業』[近代ヨーロッパの探求⑨] ミネルヴァ書房 2002 年。
- (12) J. Newman, *op. cit.*, pp. 65- 70; A. Kahan, *op. cit.*, pp. 175- 183, 200- 202.
- (13) J. Newman, *op. cit.*, pp. 71- 75; A. Kahan, *op. cit.*, pp. 202- 203.
- (14) J. Newman, *op. cit.*, pp. 78- 79; A. Kahan, *op. cit.*, pp. 183- 186, 203- 207, 210- 211.
- (15) J. Newman, *op. cit.*, pp. 59- 64; A. Kahan, *op. cit.*, pp. 168- 172.
- (16) J. Newman, *op. cit.*, pp. 93- 102; A. Kahan, *op. cit.*, pp. 192- 197.
- (17) J. Newman, *op. cit.*, pp. 103- 104.
- (18) J. Newman, *op. cit.*, pp. 107- 110.
- (19) J. Newman, *op. cit.*, pp. 104- 107.
- (20) R. W. Ferrier, “The Armenians and the East India Company in Persia in the 17th and Early 18th Centuries”, *Economic History Review*, Vol. 26, 1973; 深沢克己「レヴァント更紗とアルメニア商人」『土地制度史学』第 111 号 1986 年、坂本勉「中東イスラーム世界の国際商人」『岩波講座・世界歴史』第 15 巻〔商人と市場〕岩波書店 1999 年。
- (21) J. Newman, *op. cit.*, pp. 5- 9, 119- 122, 164- 165; A. Kahan, *op. cit.*, pp. 215- 218, 258- 262; A. Attman, *The Bullion Flow between Europe and the East 1000- 1750*, Göteborg, pp. 106- 111; 濱下武志「銀の流通から見た世界経済のネットワーク——16 - 19 世紀——」『世界の構造化』[世界史への問い⑨] 岩波書店 1991 年、31 - 34 頁。
- (22) M. M. Alexandrescu-Dersca, “Contribution à l’étude de l’approvisionnement en blé de Constantinople au XVIIIe siècle”, *Studia et Acta Orientalia*, Vol. 1, 1957; L. Gücer, “Grain Supply of Istanbul in the 18th Century”, C. Issawi, *The Economic History of Turkey 1800- 1914*, Chicago, 1980; B. McGowan, *Economic Life in Ottoman Europe: Taxation, Trade and the Struggle for Land, 1600- 1800*, Cambridge, 1981, Chapter 1; 拙稿「オスマン帝国の黒海穀物貿易独占とモルダヴィア・ワラキア」(上)(下)『鳥取大学・教育地域科学部紀要』(地域研究) 第 4 巻第 2 号・第 5 巻第 1 号 2003 年。
- (23) A. Kahan, “The Costs of ‘Westernization’ in Russia: The Gentry and the Economy in the 18th Century”, *Slavic Review*, Vol. 25, 1966; *idem*, “Natural Calamities and their Effect upon the Food Supply in Russia”, *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, Bd. 16, 1968, pp. 372- 373; 飯田貫一『ロシア経済史——ロシアにおける資本主義の成立——』御茶の水書房 1953 年、187 - 188 頁、増田富壽『ロシア農村社会の近代化過程』御茶の水書房 1969 年、第 13 章。
- (24) A. Kahan, “Entrepreneurship in the Early Development of Iron Manufacturing in Russia”, *Economic Development and Cultural Change*, Vol. 10, 1962; W. L. Daniel, “Entrepreneurship and the Russian Textile Industry from the Peter the Great to Catherine the Great”, *Russian Review*, Vol. 54, 1995, pp. 13- 15; 飯田、前掲書、152 - 153、156 - 162、有馬達郎「18 世紀ロシアの農奴占有マニユファクチュアの性格」『土地制度史学』第 20 号 1963 年、24 - 25 頁、和田春樹「農奴主国家体制とロシア綿工業」『土地制度史学』第 30 号 1966 年、22 - 24 頁、B・H・ヤコツェフスキー(石川郁男訳)『封建農奴制ロシアにおける商人資本』未来社 1956 年、94 - 95 頁。
- (25) R. Lodge, “An Episode in Anglo- Russian Relation during the War of the Austrian Succession”, *Transactions of the Royal Historical Society*, 4th Series, Vol. 9, 1926; S. Horowitz, “Franco-Russian Relations, 1740-1746”, Ph. D. dissertation, New York University, 1951; 拙稿「エリザヴェータ女帝時代」、80 - 87 頁。
- (26) H. H. Kaplan, *Russia and the Outbreak of the Seven Years’ War*, Berkley, 1968; L. J. Oliva, *Missalliance: A Study of French Policy in Russia during the Seven Years’ War*, New York, 1964; 拙稿「エリザヴェータ女帝時代」、87 - 92 頁。
- (27) J. F. Ramsey, *Anglo-French Relations, 1763- 1770: A Study of Choiseul’s Foreign Policy*, Berkley, 1939; F. X. Lambert,

- “The Foreign Policy of the Duke de Choiseul, 1763- 1770”, Ph. D. dissertation, Harvard University, 1952.
- (28) K. A. Roider, *Austria's Eastern Question, 1700- 1790*, Princeton, 1982.
- (29) G. C. Gibbs, “Laying Treaties before Parliament in the Eighteenth Century”, R. Hatton/ M. S. Anderson (ed.), *Studies in Diplomatic History: Essays in Memory of David Bayne Horn*, London, 1970.
- (30) C. S. Kistler, “British Diplomacy and Russia during the Seven Years’ War”, Ph. D. dissertation, University of Michigan, 1946; O. A. Sherrard, *Lord Chatham: Pitt and the Seven Years’ War*, London, 1955; D. B. Horn, *Great Britain and Europe in the Eighteenth Century*, Oxford, 1967, pp. 212- 215; 拙稿「エリザヴェータ女帝時代」、91 - 92 頁。
- (31) H. M. Scott, *op. cit.*, pp. 25- 26; W. Stribrny, *Die Rußland Politik Friedrichs des Großen 1764- 86*, Würzburg, 1966; J. T. Lukowski, *Liberty's Folly: The Polish- Lithuanian Commonwealth in the 18th Century 1697- 1795*, London, 1991; 伊東・井内・中井編『ポーランド・ウクライナ・バルト史』〔新版・世界各国史 20〕山川出版社 1998 年、151 - 154 頁。
- (32) R. M. Hatton, “Russia and the Baltic”, T. Hunczak (ed.), *Russian Imperialism from Ivan the Great to the Revolution*, New Brunswick, 1974, pp. 122- 123; H. Bagger, “The Role of the Baltic in Russian Foreign Policy, 1721-1773”, H. Ragsdale (ed.), *Imperial Russian Foreign Policy*, Cambridge, 1993, pp. 42- 49; E. Hübner, *Staatspolitik und Familieninteresse: Die gottorfische Frage in der russischen Außenpolitik 1741- 1773*, Neumünster, 1984
- (33) D. Kirby, *Northern Europe in the Early Modern Period: The Baltic World, 1492- 1772*, London, 1990, pp. 325- 327, 341- 342; S. P. Oakley, *War and Peace in the Baltic 1560- 1790*, London, 1992, pp. 146- 147; 百瀬・熊野・村井編『北欧史』〔新版・世界各国史 21〕山川出版社 1998 年、161 - 164 頁。
- (34) R. Lodge, “The Treaty of Abo and Swedish Succession”, *English Historical Review*, Vol. 43, 1928; D. Kirby, *op. cit.*, pp. 329- 334, 344- 350; S. P. Oakley, *op. cit.*, pp. 148- 152; M. Roberts, *The Age of Liberty: Sweden 1719- 1772*, Cambridge, 1986; 百瀬・熊野・村井編、前掲書、156 - 161 頁。
- (35) L. Cassels, *The Struggle for the Ottoman Empire 1717- 1740*, London, 1966; S. J. Shaw, *History of the Ottoman Empire and Modern Turkey*, 2vols., Cambridge, 1976, Vol. 1, pp. 225- 247; V. H. Aksan, “Ottoman- French Relations 1739- 1768”, S. Kuneralp (ed.), *Studies on Ottoman Diplomatic History*, Istanbul, 1987; 新井政美「オスマン帝国とヨーロッパ」『岩波講座・世界歴史』第 16 卷〔主権国家と啓蒙〕岩波書店 1999 年、97 - 99 頁、永田雄三編『西アジア史』〔II〕イラン・トルコ〔新版・世界各国史 9〕山川出版社 2002 年、277 - 279 頁。
- (36) R. Lodge, “Lord Hyndford’s Embassy to Russia, 1744- 9”, Part I- II, *English Historical Review*, Vol. 46, 1931, pp. 392- 397, 405- 417; H. H. Kaplan, *Seven Years’ War*, pp. 117- 121; L. J. Oliva, *op. cit.*, pp. 54- 57, 59- 61; K. A. Roider, *op. cit.*, pp. 99- 101; 拙稿「エリザヴェータ女帝時代」86、89 頁。
- (37) 1734 年の英露通商条約に関しては、P. Struve, “The Anglo- Russian Trade Treaty of 1734”, *Russian Review*, Vol. 1, 1912; D. K. Reading, *The Anglo- Russian Commercial Treaty of 1734*, New Haven, 1938, Appendix; 拙稿「十八世紀前半におけるバルト海貿易」、58 - 59 頁。また 1742 年の英露同盟・付帯条項については、C. Jenkinson (ed.), *A Collection of All the Treaties of Peace, Alliance, and Commerce, between Great Britain and Other Powers*, 3vols., London, 1785 (Reprint, New York, 1969), Vol. 3, pp. 44- 47; 拙稿「エリザヴェータ女帝時代」、97 - 98 頁。
- (38) P. Struve, *op. cit.*, p. 25; D. K. Reading, *op. cit.*, p. 301.
- (39) P. H. Clendenning, “The Background and Negotiations for the Anglo- Russian Commercial Treaty of 1766”, A. G. Cross (ed.), *Great Britain and Russia in the Eighteenth Century: Contacts and Comparisons*, Newtonville, Mass., 1979, pp. 148- 152; idem, “The Anglo- Russian Trade Treaty of 1766: An Example of 18th- Century Power Group Interests”, *Journal of European Economic History*, Vol. 19, 1990, pp. 478- 480.
- (40) P. H. Clendenning, “Anglo- Russian Trade Treaty”, pp. 503- 505. 特権都市リガの地位については、J. Newman, *op. cit.*, pp. 12- 21; A. Kahan, *op. cit.*, pp. 250- 254.
- (41) A. C. Wood, *A History of the Levant Company*, Oxford, 1935, pp. 245- 247; D. K. Reading, *op. cit.*, pp. 250- 257.
- (42) P. H. Clendenning, “Background and Negotiations”, pp. 152- 153; idem, “Anglo- Russian Trade Treaty”, pp. 477- 482.

〔Ⅱ〕 支配体制の再編

次にエカチェリーナ二世帝権の史的性格・統治構造を確認しよう。18世紀ツァーリズム国家の性格規定をめぐって、一般に旧ソ連学界の階級史観は貴族身分(ドヴォリヤンストヴォ Dvoryanstvo)の土地利害を代弁する地主国家(「農奴主国家」・「貴族帝国」として把握し、名門貴族(ボヤーリン Boyarin)の割拠する近世モスクワ公国からブルジョワジーの台頭する近代ツァーリズム国家への転換過程に位置する段階的性格を強調する。対して欧米学界の行政史学の場合、むしろ国家独自の運動法則に立脚した「官僚絶対主義」Bureaucratic Absolutism (R・E・ジョーンズ)・「規律国家」Well Ordered Police State (M・ラエフ)の萌芽を認め、18世紀ヨーロッパ世界に固有な「軍事・官僚国家」Military Bureaucratic Monarchyの一角として同時代的性格を重視する傾向にある。⁽¹⁾かかる研究動向を踏まえ、当該期における貴族勢力の動向とツァーリ権力の構造を概観しよう。⁽²⁾

(1) 貴族勢力の動向

① 守旧勢力の残存

1762年6月28日(7月9日)の政変によってピョートル三世は失脚し、ドイツ出身の皇后エカチェリーナが女帝エカチェリーナ二世として即位する。その際、他の新帝候補としてはロマノフ皇室の血統を継ぐ二人の男子、すなわちエリザヴェータ女帝の政変に伴い廃位・幽閉されたイヴァン六世 Ivan IV (1740 - 64年・在位: 1740 - 41年)、及び自身の長子たる皇太子パーヴェル、両名が存在した。⁽³⁾エカチェリーナ二世は対立候補を牽制するため支配体制の確立を急ぎ、政変に荷担したエリザヴェータ女帝・ピョートル三世時代の宮廷貴族を高級官僚として継続任用している。

まずエリザヴェータ女帝時代の勢力は、一般にピョートル三世から冷遇されたためエカチェリーナ二世への期待も強く、その支持基盤として機能した。まずA・P・ベストウージェフ＝リューミン Aleksei Petrovich Bestuzhev-Riumin (1693 - 1766年)は、副宰相 Vice-Chancellor (1741 - 44年)・宰相 Chancellor (1744 - 58年)を歴任したが、1756年に皇太子妃エカチェリーナの即位を画策して失脚・服役しており、同妃の帝権獲得によって政界に復帰している。⁽⁴⁾その甥M・N・ヴォルコンスキー Mikhail Nikitich Volkonsky (1713 - 88年)は、伯父の後盾で外交使節(1742年オスマン特使・1746年ポーランド特使)を務めたが、伯父の恩赦をめぐってピョートル三世と対立を深め、同帝の廃位を支援して女帝から信頼された。⁽⁵⁾またY・P・シャホフスコイ Yakov Petrovich Shakovskoi (1705 - 77年)は、宗務院総長(1741 - 53年)・参謀本部調達局長(1753 - 60年)・検事総長 Procurator-General (1760 - 62年)の要職を歴任して財務行政に優れ、ピョートル三世時代の更迭を経て公務に復帰している。⁽⁶⁾

なおエリザヴェータ時代以来一貫してその地位を維持した宮廷貴族も存在する。まず武官貴族P・S・サルトウイコフ Peter Semenovich Saltykov (1698 - 1772年)、⁽⁷⁾及びP・A・ルミアンツェフ Petr Aleksandrovich Rumiantsev (1725 - 96年)は七年戦争の実績を評価され、国防の観点から続く諸帝に重用された。⁽⁸⁾またウクライナ貴族K・G・ラズモフスキー Kirill Grigorevich Razmovsky (1728 - 1803年)は、寵臣A・G・ラズモフスキー Aleksei Grigorevich Rasmovsky (1709 - 71年)の実弟として科学アカデミー会長(1746 - 65年)・ウクライナ総督(1750 - 64)を務めたが、帝位の交代にかかわらずその地位を保っている。⁽⁹⁾文官貴族A・V・オルスフエフ Adam Vasilievich Olsufev (1720 - 84年)もその学識・実務能力を評価され、官房長官 Director of Cabinet (1758 - 84年)の職務に生涯留まった。⁽¹⁰⁾逆にエリザヴェータ時代に興隆したシュヴァーロフ兄弟は急速に没落しており、警視総監A・I・シュヴァーロフ Alexander Ivanovich Shuvalov (1710 - 72年)・通

商官僚P・I・シュヴァーロフ Petr (1711 - 62年) が引退・逝去する一方、従弟の寵臣I・I・シュヴァーロフ Ivan (1727 - 97年) もフランスに亡命している。⁽¹¹⁾

次にピョートル三世時代の勢力としては、ベストゥージェフを更迭した後任宰相M・I・ヴォロントゾフ Mikhail Illarionovich Vorontsov (1714 - 67年・在任：1758 - 67年)、⁽¹²⁾ その推薦で駐英大使(在任：1755 - 62年) から栄転した副宰相A・M・ゴリツィン Aleksandr Mikhailovich Golitsyn (1723 - 1807年・在任：1762 - 75年)、⁽¹³⁾ シャホフスコイを継承した検事総長A・I・グレヴォフ Alexander Ivanovich Glebov (1717 - 90年・在任：1762 - 64年)、⁽¹⁴⁾ 以上は政変への態度が曖昧であったが、いずれも当面留任している。またD・V・ヴォルコフ Dmitrii Vasilevich Volkov (1718 - 85年) は、エリザヴェータ女帝時代における宮廷会議・商業委員会での功績によって、ピョートル三世から腹心の枢密顧問 Privy Secretary (1762年) として抜擢され、そのためエカチェリーナ二世の警戒を受けて辺境のオレンブルク副知事(1762 - 63年) に左遷されたが、その行政能力・経済見識を評価されて工業参議会議長官(1764 - 76年) に就任している。⁽¹⁵⁾ 最後にドイツ人将校B・C・ミュニツヒ Burkhard Christoph von Münnich (1683 - 1767年) は、アンナ女帝時代の国防参議会議長官として露土戦争(1736 - 39年) を指揮したものの、幼帝イヴァン六世時代に政権掌握を画策して失脚し、エリザヴェータ時代には副宰相ベストゥージェフによってシベリア流刑に処されていたが、親普派の新帝ピョートル三世の即位に伴い私設顧問に登用され、続くエカチェリーナ二世時代にも軍事・国防問題の識者として強い発言権を保持した。⁽¹⁶⁾

② 新興勢力の台頭

エカチェリーナ二世は並行して有力貴族の家門利害に拘束されない独自の支持基盤を追求し、無名の中流貴族から有能な人材を発掘することに努め、この結果新たな宮廷派閥が登場している。

第一の勢力は将校G・G・オルロフ Grigorii Grigorevich Orlov (1734 - 83年) 及びその兄弟である。G・G・オルロフは皇太子妃時代における女帝の愛人であり、政変前夜の1762年4月には私生児A・G・ボプリンスキー Aleksey Grigorevich Bobrinsky (1762 - 1813年) さえ誕生していた。オルロフは傀儡女帝との正式な婚姻を通じた支配権力の掌握を志向してクーデターを先導し、その兄弟四名(長兄イヴァン Ivan・三男アレクセイ Aleksei・四男フョードル Fedor・末弟ウラディミール Vladimir) はいずれも軍部要職に登用され、即位当初における女帝の支配体制を支えた。⁽¹⁷⁾

第二の勢力は外務官僚N・I・パーニン Nikita Ivanovich Panin (1718 - 83年) 及びその血族である。N・I・パーニンは、エリザヴェータ女帝時代にデンマーク大使(1747 - 48年)・スウェーデン大使(1748 - 60年) を歴任して国際状況に精通する一方、帰国後は皇太子夫妻の長子パーヴェルの個人教師(1760 - 73年) を務め、その能力・見識は皇太子妃エカチェリーナから高く評価されていた。⁽¹⁸⁾ パーニンは北欧状況の識者としてピョートル三世のデンマーク戦争計画を危惧し、同帝の廃位に荷担する一方、自身の弟子たる皇太子パーヴェルの新帝即位と皇太后エカチェリーナの摂政就任を期待したが、最終的には将来的なパーヴェルの即位を条件として暫定的なエカチェリーナの即位を認め、1762年7月3日の即位宣言 Manifesto の起草にも携わった。⁽¹⁹⁾ パーニンは有力家門との政略結婚を梃子として派閥形成に努め、⁽²⁰⁾ まず実弟の将校P・I・パーニン Petr Ivanovich Panin (1721 - 89年) の場合、⁽²¹⁾ ヴェデル姉妹 Vedel と婚姻してその親族チェルヌイシエフ一門に接近し、長男の元老院議員P・G・チェルヌイシエフ Petr Grigorevich Chernyshev (1712 - 73年)、次男の国防参議会議副長官Z・G・チェルヌイシエフ Zakhar (1722 - 84年)、三男の海軍参議会議副長官I・G・チェルヌイシエフ Ivan (1726 - 97年) との紐帯を形成した。⁽²²⁾ また実妹アンナ Anna は外務官僚I・I・ネプルーエフ Ivan Ivanovich Nepluyev (1693 - 1773年) と、⁽²³⁾ 末

妹アレクサンドラ Aleksandra はA・B・クラークン Aleksandr Borisovich Kurakin (1697 - 1749年)と婚姻したが、後者の実子B・A・クラークン Boris Aleksandrovich Kurakin (1733 - 64年)は財務官僚、及びその娘婿N・V・レプニン Nikita Vasilevich Reprin (1734 - 1801年)は外務官僚として重要であった。⁽²⁴⁾かくしてパーニン派閥は外務官僚・軍部で強い影響力を保持した。

また、血縁関係こそ無いものの、パーニン派閥と連携した高等文官として以下の二名が注目される。まずG・N・テプロフ Grigory Nikolayevich Teplov (1717 - 79年)は平民出身ながら科学アカデミー通訳として高い学識を有し、エリザヴェータ時代にはK・G・ラズモフスキーの個人教師を務め、その欧州留学(1743 - 46年)に随行して西欧思想・官房主義を摂取する一方、帰国後はアカデミー会長ラズモフスキーを補佐してその学術活動を統括している。このためピョートル三世時代にはむしろ危険分子として拘留されたが、それ故にテプロフは同帝の廃位を積極的に支援し、N・I・パーニンとともに1762年7月3日の即位宣言を執筆する一方、女帝から経済問題の権威として重用された。⁽²⁵⁾また中流貴族D・I・フォンビジン Denis Ivanovich Fonvizin (1744 - 92年)は、モスクワ大学で政治学者として活動していたが、N・I・パーニンから外務参議会秘書(1762 - 69年)・私設秘書(1769 - 82年)として登用され、以後各種の外国文献を翻訳する一方、制限君主制に関する文筆活動を展開し、パーニンの政治活動を実務的・思想的に補佐している。⁽²⁶⁾

③ 派閥抗争の展開

先行諸帝の治世より留任した有力貴族は、宰相職をめぐるミュニツヒ・ベストウージェフ・ヴォロンツォフの確執、検事総長職をめぐるシャホフスコイ・グレヴォフの対抗に象徴される如き仇敵関係を内包し、またエカチェリーナ二世の登用した新興勢力も、女帝との血縁関係を追求するオルロフ勢力と皇太子パーヴェルの早期即位を志向するパーニン勢力とが相互に対立しており、新旧派閥はそれぞれの敵対勢力に対抗するべく世代を横断して連携している。まず長年の抑留生活より復帰した老齢のベストウージェフは、かつての同僚・部下に代わる新たな支持基盤を追求する一方、下級貴族のオルロフ兄弟はこれまで宮廷政治に関与した経験を持たないため有力家門の後盾を模索し、相互の連携を強めた。またミュニツヒ・ヴォロンツォフ両者は、政敵ベストウージェフの復権とオルロフ一族の成り上りに反発し、パーニン派閥と連携している。⁽²⁷⁾ 二大勢力が主導権争いを展開するなか、1763年2月にパーニン起草の「帝国会議」計画(後述)が挫折し、1763年8月には宰相M・I・ヴォロンツォフが体調不良から休職したため、この間オルロフ=ベストウージェフ勢力が実権を握った。⁽²⁸⁾しかし続く1763年10月にベストウージェフ主導の「十月会議」(後述)が破綻し、同年末にベストウージェフが政界を引退して自己所領に帰郷するに及び、パーニン派閥が優位を確立する。⁽²⁹⁾さらに1764年7月4日、将校V・Y・ミロヴィッチ Mirovich が外来女帝に反発してイヴァン六世の釈放・復位を画策したが(「ミロヴィッチ事件」Mirovich Affair)、パーニンはこの陰謀を鎮圧してイヴァン六世を暗殺し、この結果エカチェリーナ二世は帝位の安定を確保する一方、パーニンへの信頼を強め、続く1764年9月に宰相ヴォロンツォフを実質的に解任してパーニン勢力の支配体制を支援した。⁽³⁰⁾以上の宮廷抗争は特定派閥の政権掌握を未然に防止し、エカチェリーナ二世の帝位確立・権力強化を保証する効果をもったとされる。

なお他の有力家門を一瞥すれば、まずヴォロンツォフ一族は、家長たる宰相ヴォロンツォフこそ失脚したものの、その長兄R・I・ヴォロンツォフ Roman Illarionovich Vorontsov (1707 - 83年)の子息は依然重要な役割を果たしている。まず長女エリザヴェータ Elizaveta Romanovna Vorontsova は先帝ピョートル三世の情婦であったが、三女エカチェリーナ Ekaterina Romanovna Dashkova = ダーシコワ公爵夫人(1743 - 1810年)は女帝の宮廷女官として寵愛され、また長男A・R・ヴォロ

ンツォフ Alexander Romanovich Vorontsov (1741 - 1805 年) は駐英大使 (1762 - 65 年)・ハーグ大使 (1765 - 68 年)・商業参議会長官 (1773 - 94 年) を歴任する一方、次男 S・R・ヴォロンツォフ Semen Romanovich Vorontsov (1744 - 1832 年) は軍隊勤務を経てヴェネツィア大使 (1782 - 84 年)・駐英大使 (1785 - 96 年) を務めた。⁽³¹⁾ またゴリツィン一族の場合、副宰相 A・M・ゴリツィンが副宰相の地位を長期にわたり維持する一方、D・A・ゴリツィン Dmitrii Alekseevich Golitsyn (1734 - 1803 年) は駐仏公使 (1754 - 62 年)・駐仏大使 (1762 - 68 年)・ハーグ大使 (1769 - 1803 年) を歴任し、また D・M・ゴリツィン Dmitrii Mikhailovich Golitsyn (1721 - 93 年) は駐墺大使として活動している。⁽³²⁾ 以上の勢力は、宮廷抗争から一定の距離を保つことで家門利害の維持を図る一方、豊富な外留経験によって西欧思想の流入を媒介したことが注目される。

(2) ツァーリ権力の伸張

① 中央行政

エカチェリーナ二世は即位直後の帝権不安から貴族利害を懐柔する必要を認識し、1762 年 8 月 31 日の詔勅において貴族勢力の組織する「帝国会議」Imperial Council の設立を公約するとともに、N・I・パーニンに原案作成を指示した。パーニンは、歴代諸帝の非公式・臨時的な諮問機関(エカチェリーナ一世の「最高枢密院」Supreme Privy Council・アンナ女帝の「官房」Cabinet/ Council of Ministers・エリザヴェータ女帝の「宮廷会議」Conference at the Imperial Court) が寵臣の台頭を招き、この結果ツァーリ権力と貴族勢力との有機的連関を遮断した事実を反省する一方、北欧諸国(デンマーク・スウェーデン)での勤務経験からヨーロッパ型の制限君主制に傾倒し、以下の組織計画を提示している。まず帝国会議は、外務・内務・国防の主要「参議会」Colleges (コレギア Kollegii) の長官を含む 6 - 8 名の高級官僚によって編成される公式的・恒久的な常置機関とされ、その機能は法律の枠内における政策方針の助言にとどまるものの、フランス高等法院を模倣した建白権の行使によってツァーリ権力・寵臣の専横を防止することが期待された。同時に「元老院」Senate は参議会の編成に対応した内務・立法・商務・司法・国防・辺境統治の六大「部局」Department に分離され、各部局長は参議会長官・帝国会議成員を兼任する一方、各部局は多数決原理による独立の法律制定権を保証された。全体としてパーニンの計画は、元老院の六大部局を介して新設の帝国会議と既存の参議会群を有機的・効率的に接合し、ツァーリ権力の統制を図るものであった。⁽³³⁾

この計画をめぐって、ヴォロンツォフ一家は専制君主・寵臣勢力の抑制と貴族利害の防衛を実現する観点から支持を表明する一方、オルロフ=ベストーージェフ派閥はその後盾たるツァーリ権力の後退と貴族寡頭体制の現出を警戒して反対している。最終的にエカチェリーナ二世は 1762 年 12 月 28 日の勅令によって計画を承認し、帝国会議の成員として 8 名 (A・P・ベストーージェフ=リュージン、M・N・ヴォルコンスキー、Y・P・シャホフスコイ、K・G・ラズモフスキー、M・I・ヴォロンツォフ、Z・G・チェルヌイシェフ、N・I・パーニン、G・N・テプロフ) を内定した。しかし実際にはその後帝国会議は召集されていない。⁽³⁴⁾ なお 1763 年 10 月、エカチェリーナ二世はポーランド継承問題の緊迫に対応する必要から、ベストーージェフの建議に基づいて急遽「十月会議」October Conference を召集し、6 名 (ベストーージェフ、A・M・ゴリツィン、N・I・パーニン、Y・P・シャホフスコイ、I・I・ネブルイエフ、A・V・オルスフェフ) を任命している。ただし当該会議も当面の外交政策を助言する暫定組織にすぎず、危機終息とともに解消された。⁽³⁵⁾ かくして貴族身分の合議機関によるツァーリ統制の試みは挫折したと言えよう。

以後エカチェリーナ二世は支配体制の安定に伴いツァーリ権力の強化を指向し、1763 年 12 月 15

日の勅令によって統治機構の再編を図っている。まず貴族勢力の牙城たる元老院は、パーニンの原案に準拠して六大部局に改組され、うち第一部局は商業参議会・鉱業＝工業参議会・各種金融＝財務機関（貴族銀行・商業銀行・専売局・造幣局）・外務参議会を統括する一方、第二部局は司法参議会・土地調査局を、第三部局は辺境自治（バルト海沿岸・ウクライナ）・文教関係・公衆衛生・公共事業を、第四部局は国防・内地植民を、それぞれ管轄した。名門貴族の拠点モスクワには専属の第五・第六部局が設置され、それぞれ上記第一・第二部局の業務を担当している。これら六大部局は、パーニンの原案では帝国会議による統制が提案されていたにもかかわらず、勅令では「ツァーリの眼」たる検事総長によって統括されることが規定された。さらに各部局の法律制定は全会一致を原則としたため、元老院の立法機能は形骸化し、その権限は専ら司法・行政分野に制限される結果となった。⁽³⁶⁾以後エカチェリーナ二世は自らの人選で元老院議員を任命・解任する一方、新たな検事総長として武官貴族 A・A・ヴァゼムスキー Aleksandr Alekseevich Viazemsky (1727 - 93 年・在任：1764 - 92 年) を起用し、ツァーリ権力による元老院統制を強化している。⁽³⁷⁾

また当該勅令は外交・国防政策の中核たる外務・国防・海軍参議会を全てツァーリの直轄とし、これまで対外政策を専権事項としてきた宰相・副宰相（＝外務参議会議長官・副長官）の役割を大幅に縮小した。しかもエカチェリーナ二世は、宰相 M・I・ヴォロンツォフが 1763 年 8 月に休職・1764 年 9 月に辞任した後も正式な後任宰相を任命せず、したがって副宰相 A・M・ゴリツィンを新宰相に昇格させることもなく、むしろ国際状況の識者 N・I・パーニンに外交政策の権限を集中している。この結果エカチェリーナ二世は、宰相・副宰相職をめぐる無用な宮廷抗争を防止する一方、ツァーリ権力の制限を志向するパーニン派閥の政治活動を牽制することができた。

さらにエカチェリーナ二世は内外政務を補佐する実務機関として「官房」Cabinet を整備し、「書記」State Secretary として G・N・テプロフ、A・V・オルスフェフ、I・P・エラーギン Ivan Perfilevich Elagin (1728 - 94 年) が就任したほか、後者の私設秘書・通訳 (1762 - 69 年) として N・I・パーニンの庇護する外務参議会官僚 D・I・フォンビジンが外向している。官房書記は女帝宛て報告・請願の受付・分析、官庁宛て文書の作成・発送、その他皇室資産の管理・運営に従事し、検事総長・外務参議会と並ぶ第三の権力中核として機能した。⁽³⁸⁾

以上の如くエカチェリーナ二世は、帝権維持の危機を内包した即位直後においてこそ貴族利害に配慮した国制改革の意向を示したが、支配体制が確立するにつれてツァーリ権力の拡充に努め、帝国会議の設立・ツァーリ権力の抑制を回避したのみならず、元老院の改革・独自の官僚人事を通じて派閥利害から独立した支配体制の整備を志向した点が注目されよう。

② 地方行政

エカチェリーナ二世は中央官庁の整備と並行して地方行政の統制にも強い関心を払った。ロシア本土（大ロシア Great Russia）はピョートル大帝の 1708 年改革によって県 Provinces（グーベルニア Gubernii）・区 Counties（プロヴィンツィア Provintsii）・郡 Districts（ウエーズド Uezdy）に区分され、元老院の任命する県知事 Governor（Pravitel）・区長官・郡長官（ヴォエヴォダ voevoda）が派遣されていたが、専門官僚の不足・国家財源の逼迫から専ら武官貴族が地方官僚に就任する一方、末端官吏は劣悪な待遇条件に置かれ、地方行政の非効率・不公正が顕在化しており、エカチェリーナ二世は 1762 年 7 月 23 日の勅命によって元老院に地方行政の実体調査を指示している。これに対して Y・P・シャホフスコイは 1762 年 12 月 10 日に覚書を示し、地方官僚の基軸を武官から文官に転換し、その職務内容・責任範囲を確定すること、行政区域の規模を縮小すると同時に中央派遣の地方文官を増員すること、郡レベルでは地元貴族・現地商人から無給の行政官僚を選出・登用するこ

と、総じて官僚制度・自治制度の混成による地方統治を進言した。またベストーージェフも、地方文官を充足する措置として、国家勤務より引退した地方貴族の動員を提案している。⁽³⁹⁾

これに対してエカチェリーナ二世は、地方行政の弊害を解消する必要こそ認めたものの、その手段として在地貴族を活用する構想は拒否し、むしろ中央官僚の合理的・組織的な地方統制を志向している。まず1763年12月15日の「官僚規則」Staff Regulationsは、上述した元老院・参議会改革の勅令と同時に公布されたものであるが、従来各県ばらばらであった末端官吏の定数・官等・給与を統一・改善し、兼務的な軍人官僚から専門的な文民官僚への人材の転換を図る一方、各県に2名の副知事 Vice-Governor (Tovarishchi) を配置して知事を補佐するとともに、県・区・郡の責任関係を整序して徴税機能を各区長官に集約した。続く1764年4月21日の「知事訓令」Instruction to the Governor-General は知事の職務内容を規定し、財政運営・租税徴収・兵士徴募の基本任務に加え、教育機関・道路設備・防災組織の管理、人口動態・地勢・習俗・経済事情の把握・報告を義務付け、各県知事を単なる中央官庁の道具から「県版の啓蒙専制君主」the provincial version of an enlightened despot へと転換している。また知事任免の権限をツァーリに移管し、元老院・参議会の知事統制を緩和する一方、各県検事 Procuracy の派遣を通じて検事総長の知事監督を強化した。1760年代には、モスクワ知事 P・S・サルトゥイコフ（在任：1763 - 71年）の事例が象徴する如く、武官貴族・退役将校が長期の軍隊勤務・戦功に対する報償として知事に就任する場合が依然として多かったが、女帝が独自に選任した文官としてエストニア出身のノヴゴロド知事 J・J・ジーフェルス Jacob Johann von Sievers（1731 - 1808年・在任：1764 - 81年）が目立つ。⁽⁴⁰⁾

他方、対外戦争を経て編入された辺境地帯では、主に軍隊統制・財政拡充の観点から支配体制が強化された。まずバルト海沿岸のリヴォニア Livonia（リーフランド Livland）・エストニア Estonia（エストラント Estland）両県は、ドイツ騎士団国家・ハンザ在外商館にその起源を有し、17世紀のスウェーデン支配を経て、1721年のニスタット条約でロシア領に編入された。以後歴代ツァーリはスウェーデンの統治方針を継承し、ルター派の信仰・等族議会の維持を承認するとともに、司法参議会「リーフランド・エストラント・フィンランド部局」Department of Livland, Estland, Finland Affair の監督下における独自の財務・司法体系を容認してきた。これに対してエカチェリーナ二世は自治特権の縮小・中央統制の強化を指向し、リヴォニア知事としてアイルランド出身の将校 G・ブラウン George Brown（1698 - 1792年・在任 1762 - 92年）を任命する一方、1764年には女帝自ら両県の首都レヴァル・リガを歴訪・視察し、続く1765年のリヴォニア議会ではリヴォニア貴族の農民支配を緩和する反面、ツァーリ権力の農民課税を強化することに成功している。⁽⁴¹⁾

またドニエプル左岸 Left Bank Ukraine（「小ロシア」Little Russia）は、1667年のアンドルソヴォ条約におけるウクライナ東西分割に伴いポーランドより割譲され、以後コサック首領の総督（ヘトマン Hetman）を媒介とした間接支配・自治制度が展開されてきた。1734 - 50年には直轄支配が導入されるものの、エリザヴェータ時代後半にはウクライナ貴族の寵臣 A・G・ラズモフスキーの強い意向で総督制度が復活し、その幼弟 K・G・ラズモフスキーがウクライナ総督を務めた。しかしその個人教師 G・N・テプロフは、総督に随行してウクライナに滞在するなかその経済価値に対する関心を強め、エカチェリーナ二世の官房書記に就任するに及び、1763年6月の覚書でウクライナ直轄支配の必要を建議している（「ラズモフスキーへの裏切」）。この結果1764年6月に総督制度は廃止され、小ロシア知事 P・A・ルミアンツェフ（在任：1764 - 96年）が就任している。⁽⁴²⁾

(3) 勤務制度の再編

① 貴族の自由に関する調査委員会

18世紀のロシアでは、人的資源・国家財源の不足から近代的な直轄官僚の整備が遅滞したのみならず、売官制度の欠如からフランス型の保有官僚の組織も困難であったため、一般に貴族制度に依存したプロイセン型の官僚貴族・勤務貴族 *Dienstadel* が発達している。なかでもピョートル大帝は、消極的には1714年の一子相続制が貴族子弟の所領滞留を抑制、官庁勤務を誘導する一方、積極的には1722年の官等表(14等級制)が、世襲貴族に対して保有官等に相応な軍隊・官庁勤務を強制するとともに、下級貴族・平民身分には国家勤務の能力・実績に照応した叙勲・身分昇格(14等級より一代貴族・8等級より永代貴族)を認め、かくして勤務制度の法的基盤が確立した。⁽⁴³⁾

しかし貴族身分の国家勤務をめぐる、一方の貴族勢力が、市場向け生産の発達に伴い、行政的な奉仕活動を敬遠して経済的な所領経営を選好したとすれば、他方の歴代ツァーリは、行政活動の拡大に伴い、反抗的な貴族官僚の掣肘を警戒して独立的な職業官僚の養成を志向し、かくして勤務制度は漸次縮小している。まずアンナ女帝は1730年に分割相続制を復活し、1736年には国家勤務の上限を25年に制限する一方、続くエリザヴェータ女帝時代の「立法委員会」*Legislative Commission* (1754 - 66年)は官等制度の廃止・国家勤務の縮小を勧告し、最終的にピョートル三世は1762年2月7日(18日)の「貴族の自由に関する布告」*Manifest on the Liberty of the Nobility* (「貴族解放令」)によって勤務制度の撤廃・貴族身分の解放を承認するに至った。⁽⁴⁴⁾

とはいえ、名門貴族は「成り上り」貴族の氾濫に対する警戒から軍隊勤務・威信確保の必要に固執する一方、中小貴族は分割相続・所領縮小に伴う地代減少・生計危機から官庁勤務・俸給生活の機会を追求し、またツァーリ権力は依然として人材不足・財政危機から貴族官僚の登用に依存せざるを得ず、エカチェリーナ二世にとって貴族勤務の全廃を即座に追認することは困難であった。このため女帝は1763年2月11日の勅令で「貴族の自由に関する調査委員会」*Commission on Noble Freedom*を組織し、その委員として上記の帝国会議に内定した有力貴族8名を充て、勤務制度の是非について検討を指示した。まず宰相ヴォロソフは、貴族身分の地位は国家勤務の実態ではなく家柄・爵位に由来すること、貴族身分の爵位は保有官職の等級ではなく支配所領・保有農奴の規模に由来すること、以上を主張して貴族身分と勤務制度との内的関係を否定した。またベストーージェフも、貴族階級の根拠がツァーリによる爵位授与にあり、その特権が土地・農奴保有にあるのに対して、国家官僚の基盤は官等表による官職保有にあり、その権利は俸給受領にとどまる以上、両者を明確に区別する必要を訴えた。対してパーニンは、自身の出世を在外勤務の実績に負ったことから官等制度の意義を高く評価しており、まず新興貴族の過剰発生を抑制するべく、貴族身分の根拠を国家勤務ではなく爵位授与に求める見解に同意した反面、また名門貴族の勤務忌避を牽制するべく、農奴保有の特権を保有身分の如何ではなく国家勤務の有無に求める意見を支持した。委員会は1763年3月18日に報告を提出し、①貴族身分は授与爵位に由来し、保有官職に由来しないこと、②農奴保有の特権は貴族身分に帰属し、平民官僚に帰属しないこと、③貴族身分の国家勤務は自由意思に由来し、強制義務ではないこと、以上を勧告している。しかしエカチェリーナ二世は勧告になお明確な態度を示さず、ピョートル三世の貴族解放に対する公式見解を保留した。⁽⁴⁵⁾

② 立法委員会

その後エカチェリーナ二世は権力関係・社会構造を規定する法典編纂の必要を実感し、1766年12月14日の勅令によって「立法委員会」*Legislative Commission*のモスクワ召集を布告する一方、⁽⁴⁶⁾1767年7月30日に「訓令」*Instruction* (ナカーズ *Nakaz*)の本文(20章・526条)を、続く1768

年2月28日・4月8日にそれぞれ警察・財政関係の追加条項(2章・129条)を、公布した。⁽⁴⁷⁾立法委員会を編成した諸身分・諸地域の代表564名は、選出母体の別では、国家官僚29名、貴族142名、ウクライナ地主22名、都市209名、国有地農民42名、自由農民29名、コサック44名、異民族54名から成り、うち異民族を除いた身分・職業の別では、貴族205名、商人167名、職人7名、農民169名、その他19名の編成となる。また各代表団が立法委員会に提示した陳情は合計1,441通にのぼるが、うち国家官僚10通、貴族代表155通、都市代表210通、農村代表1,066通に達し、農民関係の陳情が圧倒的比重を占める。⁽⁴⁸⁾立法委員会の代表が貴族・商人のほか農民・異民族・異教徒を含んだことは広く帝国領内・社会各層の利害を吸収する意図を示し、また立法委員会の拠点が旧都モスクワに置かれたことは守旧貴族の意向に対する配慮を意味しており、あるべき国制として独裁政治を拒否する女帝の態度を暗示するものと言える。⁽⁴⁹⁾しかしながらエカチェリーナ二世は、続く訓令の作成に際して、周知の如くその大半をモンテスキュー『法の精神』(1748年)・ベッカリア Beccaria『犯罪と刑罰』(1764年)から転用する一方、原典の趣旨に反した恣意的な補筆・修正を加えている。まず国家形態に関して、モンテスキューはヨーロッパ諸国の政治形態として等族団体を基礎とする制限君主制を推奨し、ツァーリズム国家をアジア専制国家の亜種とみなしたのに対して、訓令の第1章はピョートル大帝以降のロシアをヨーロッパ君主国家の一員として規定し、続く第2・3章はロシアに適合した国家形態として官僚機構に立脚した専制君主制を提唱している。また第15章「貴族身分について」Of the Nobilityでは、貴族身分の条件として軍隊・官庁への勤務活動を規定し、官等制度の存続と勤務制度の復活を志向するとともに、家門・出自ではなく能力・実績に照応した専門官僚の育成・新興貴族の創出を企図した。⁽⁵⁰⁾

立法委員会の「全体会議」General Assemblyは議長として武官貴族A・I・ビビコフ Aleksandr Ilich Bibikov (1729 - 74年)を選出する一方、⁽⁵¹⁾3つの諮問会議(評議委員会 Directing Commission・支援委員会 Expediting Commission・調査委員会 Analyzing Commission)・16の作業部会を設置し、評議委員会の成員Z・G・チェルヌイシェフ、I・G・オルロフ、D・V・ヴォルコフ、N・Y・ムラヴィヨフ Nikolai Yerofeyevich Muravev (1724 - 70年)の指揮で編纂作業を開始したが、⁽⁵²⁾勤務制度の是非は一つの争点となった。まず1768年7月10日、評議委員会は全体会議に対して貴族特権に関する原案を提出し、①貴族身分の特権として、強制奉仕からの自由、外国旅行・海外移住の自由、司法における免罰・上訴の権利、経済活動における土地・農奴・工場所有及び免税特権、等々を保証した反面、②貴族身分の定義として、貴族身分の子孫であること、又は国家奉仕の代価としてツァーリから貴族身分を付与されること、以上二点を規定し、官僚国家を志向した女帝の訓令を尊重した。この原案に対して一般にペテルブルク拠点の勢力は賛意を示し、新興貴族I・P・コゼルスキー Kozelskyは国家勤務を放棄した家門貴族の特権享受を批判する一方、I・ヴィロドフ Vyrodovは勤務制度の廃止が国防能力の低下を招く危険を指摘し、また自由農民E・フェディロフ Fedilov、商人I・クズネツォフ Kuznetsov、I・アントノフ Antonovも国家勤務の能力・実績に照応した身分昇格を支持している。⁽⁵³⁾対照的に保守・反動勢力の拠点モスクワの家門貴族は勤務義務の復活に強く反対した。なかでも武官貴族M・M・シチェルバートフ Mikhail Mikhailovich Shcherbatov (1733 - 90年)は、1762年の貴族解放から間もなく所属部隊より除隊し、所領経営に専念するとともに保守貴族の論客として多数の政治評論を発表していたのであるが、クーデターで即位した外来女性君主の正統性に疑問を示したのみならず、成り上り貴族の蔓延に伴う伝統的な社会秩序の解体を深く憂慮し、貴族身分は官職保有に付随して自動的に付与されるべきではなく、むしろ血統原理に基づいてツァーリから付与されるべきことを主張した。⁽⁵⁴⁾

議論が紛糾するなか、折しも露土戦争が勃発するに伴い、全体会議は 1768 年 10 月 6 日に当該案件に関する審議中止・原案棄却を決定する一方、エカチェリーナ二世は対土戦線に武官貴族を投入する必要から貴族身分の軍隊勤務を維持せざるを得ず、1768 年 12 月 18 日に立法委員会そのものの休会を通告した。⁽⁵⁵⁾ かくして勤務制度をめぐる問題は依然として解決を見なかったが、エカチェリーナ二世時代の国家構造が、一方における貴族身分の階級利害と他方におけるツァーリ権力の行政利害との激しい対抗関係を内包しつつ、構築されていったことに留意したい。⁽⁵⁶⁾

註

- (1) 研究動向については、和田春樹「近代ロシア社会の構造——その成立と矛盾——」歴史学研究会編『世界史と近代日本』青木書店 1961 年所収、岩間徹「18 世紀のロシア」『岩波講座・世界歴史』第 17 卷 (近代 4) 岩波書店 1970 年、高田和夫「現代ソ連史学界と絶対主義——絶対主義論争 (1968 - 1972 年) の検討——」『歴史学研究』第 450 号 1977 年、鳥山成人「18 世紀のツァーリズム」『ロシア史研究』第 41 号 1985 年、同「モスクワ国家とロシア帝国」、同『ロシア・東欧の国家と社会』所収、土肥恒之「東欧の絶対主義——鳥山報告に寄せて——」『ロシア史研究』第 41 号 1985 年。欧米の行政史学に関しては、M. Raeff, *The Well-Ordered Police State: Social and Institutional Change through Law in the Germanies and Russia, 1600- 1800*, New Haven, 1983; R. E. Jones, *The Emancipation of the Russian Nobility, 1762- 1785*, Princeton, 1973, Capter 5, “Bureaucratic Absolutism 1762- 1774”; D. M. Griffiths, “Catherine II: The Republican Empress”, *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, N. F., Bd. 21, 1973; J. P. LeDonne, *Ruling Russia: Politics and Administration in the Age of Absolutism 1762- 1796*, Princeton, 1984.
- (2) 以下、個々の人物の経歴・血縁関係については、J. P. LeDonne, “Ruling Families in the Russian Political Order, 1689- 1825”, *Cahiers du monde russe et soviétique*, Vol. 28, 1987; J. L. Wiczyński (ed.), *The Modern Encyclopedia of Russian, Soviet and Eurasian History*, 59vols., Gulf Breeze, 1976- 1994 (以下略記: MERSEH) ; G. N. Rhyne (ed.), *The Supplement to the Modern Encyclopedia of Russian, Soviet and Eurasian History*, Gulf Breeze, 1994-.
- (3) I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 26- 27.
- (4) G. E. Munro, “Besthuzhev- Riumin, Alexsei Petrovich”, *MERSEH*, Vol. 4, pp. 94- 96.
- (5) J. T. Alexander, “Volkonskii, Mikhail Nikitich”, *MERSEH*, Vol. 43, pp. 1- 4.
- (6) R. E. Jones, “Shakovskoi, Yakov Petrovich”, *MERSEH*, Vol. 34, pp. 142- 144; R. E. Jones, “New Introduction”, Ya. P. Shakovskoy, *Zapiski, 1709- 1777*, Cambridge, 1974.
- (7) J. T. Alexander, “Saltykov, Peter Semenovich”, *MERSEH*, Vol. 33, pp. 49- 53.
- (8) J. T. Alexander, “Rumiantsev, Petr Aleksandrovich”, *MERSEH*, Vol. 32, pp. 15- 19.
- (9) R. V. Ovchinnikov, “Razumovskii, Kirill Grigor’evich”, *MERSEH*, Vol. 30, p. 214.
- (10) J. P. LeDonne, *Ruling Russia*, pp. 27- 29.
- (11) D. L. Ransel, “Vorontsov, Mikhail Illianovich”, *MERSEH*, Vol. 43, pp. 48- 50.
- (12) J. T. Alexander, “Shuvalov, Petr Ivanovich”; idem, “Shuvalov, Ivan Ivanovich”, *MERSEH*, Vol. 53, pp. 34- 43, 43- 46.
- (13) I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 31, 33.
- (14) R. E. Jones, “Glebov, Aleksandr Ivanovich”, *MERSEH*, Vol. 12, pp. 193- 194.
- (15) J. T. Alexander, “Volkov, Domitrii Vasil’evich”, *MERSEH*, Vol. 43, pp. 9- 14.
- (16) G. E. Munro, “Münnich, Burchard Christopher”, *MERSEH*, Vol. 23, pp. 182- 188.
- (17) J. T. Alexander, “Orlov, Grigorii Grigorevich”, *MERSEH*, Vol. 26, pp. 107- 109; D. L. Ransel, *op. cit.*, pp. 103- 105.
- (18) D. L. Ransel, “Panin, Nikita Ivanovich”, *MERSEH*, Vol. 26, pp. 215- 218; W. Krummel, “Nikita Ivanovic Panin’s Aussenpolitische Tätigkeit, 1747- 1758”, *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, Bd. 5, 1940.
- (19) D. L. Ransel, *The Politics of Catherinian Russia: The Panin Party*, New Haven, 1975, pp. 106- 108.
- (20) D. L. Ransel, *op. cit.*, pp. 108- 112; J. P. LeDonne, “Ruling Families”, pp. 276- 277.
- (21) D. L. Ransel, “Panin, Peter Ivanovich”, *MERSEH*, Vol. 26, pp. 218- 221.
- (22) D. L. Ransel, *op. cit.*, pp. 113 -114; Anonymous, “Chernyshev, Petr Grigor’evich”, *MERSEH*, Vol. 7, pp. 20- 21; V.

- Kamendrowsky/ D. M. Griffiths, "Chernyshev, Zakharii Grigor'evich", *MERSEH*, Vol. 7, pp. 21- 22; R. E. Jones, "Chernyshev, Ivan Grigor'evich", *MERSEH*, Vol. 7, pp. 18- 20.
- (23) G. E. Munro, "Nepliuev, Ivan Ivanovich", *MERSEH*, Vol. 24, pp. 147- 151; H. Leventar, "Introduction", M. Raeff (ed.), *I. I. Nepliuev, Zapiski, 1693- 1773*, Cambridge, 1974.
- (24) "Repnin, Nikita Vasilevich", *MERSEH*, Vol. 31, pp. 26- 28.
- (25) W. L. Daniel, *Grigorii Tseplov: A Statesman at the Court of Catherine the Great*, Newtonville, Mass., 1991, Chapter 1; idem, "Tseplov, Grigorii Nikolaevich", *MERSEH*, Vol. 38, pp. 240- 244.
- (26) W. Gleason, "Fonvizin, Denis Ivanovich", *MERSEH*, Vol. 11, pp. 196- 199; idem, "Political Ideas and Loyalties of Some Russian Writers of the Early 1760s", *Slavic Review*, Vol. 34, 1975; idem, *Moral Idealists, Bureaucracy, and Catherine the Great*, New Brunswick, 1981, Chapter 4; M. Raeff, *Russian Intellectual History: An Anthology*, New York, 1966, Chapter 5; D. Offord, "Denis Fonvizin and the Concept of Nobility: An Eighteenth- Century Russian Echo of a Western Debate" *European History Quarterly*, Vol. 35, 2005.
- (27) D. L. Ransel, *op. cit.*, pp. 102- 103, 118- 123; R. E. Jones, *The Emancipation*, pp. 98- 101.
- (28) D. L. Ransel, *op. cit.*, pp. 123- 127.
- (29) D. L. Ransel, *op. cit.*, pp. 132- 133.
- (30) D. L. Ransel, *op. cit.*, pp. 112- 113, 171- 175.
- (31) L. J. Humphreys, "The Vorontsov Family: Russian Nobility in a Century of Change", Ph. D. dissertation, University of Pennsylvania, 1969; J. T. Alexander, "Vorontsov, Roman Larionovich", *MERSEH*, Vol. 43, pp. 55- 58; D. M. Griffiths, "Dashkova, Ekaterina Romanovna", *MERSEH*, Vol. 8, pp. 190- 197; G. E. Munro, "Vorontsov, Aleksandr Romanovich", *MERSEH*, Vol. 43, pp. 45- 48; J. S. Zimmerman, "Alexander Romanovich Vorontsov: Eighteenth Century Enlightened Russian Statesman, 1741- 1805", Ph. D. dissertation, City University of New York, 1975; G. F. Jewsbury, "Vorontsov, Semen Romanovich", *MERSEH*, Vol. 43, pp. 58- 60; J. W. Marcum, "Semen R. Vorontsov: Minister to the Court of St. James's for Catherine II, 1785- 1796", Ph. D. dissertation, University of North Carolina, 1970.
- (32) D. L. Ransel, *op. cit.*, pp. 114 -115.
- (33) D. L. Ransel, *op. cit.*, pp. 76- 94; idem, "Nikita Panin's Imperial Council Project and the Struggle of Hierarchy Groups at the Court of Catherine II", *Cahiers du monde russe et soviétique*, Vol. 4, 1970; R. E. Jones, *The Emancipation*, pp. 101- 108; "The Memorandum of Count Nikita Panin, 28 December 1762", M. Raeff (ed.), *Plans for Political Reform in Imperial Russia 1730- 1905*, Englewood Cliffs, 1966, pp. 54- 63.
- (34) D. L. Ransel, *op. cit.*, pp. 118- 123; R. E. Jones, *The Emancipation*, pp. 99- 100; "Manifesto on the Establishment of an Imperial Council and the Division of the Senate into Departments", M. Raeff (ed.), *op. cit.*, pp. 63- 68.
- (35) D. L. Ransel, *op. cit.*, pp. 131- 133; I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 189, 612, n. 11.
- (36) D. L. Ransel, *op. cit.*, pp. 161- 170; I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 44- 46; R. E. Jones, *The Emancipation*, pp. 118- 122, 173- 176.
- (37) J. P. LeDonne, "Appointments to the Russian Senate 1762- 1796", *Cahiers du monde russe et soviétique*, Vol. 16, 1975; idem, *Ruling Russia*, pp. 30- 36; R. E. Jones, "Viazemsky, Aleksandr Alekseevich", *MERSEH*, Vol. 42, pp. 76- 79; J. E. Hassel, "Catherine II and Procurator General Vjazemskij", *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, Bd. 24, 1976; P. Dukas (ed.), *Russia under Catherine the Great*, 2vols., Newtonville, Mass., 1977- 78, Vol. 1: Select Documents on Government and Society, pp. 36- 43.
- (38) J. P. LeDonne, *Ruling Russia*, pp. 29- 30.
- (39) I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 48- 55; R. E. Jones, *The Emancipation*, pp. 189- 191; J. P. LeDonne, "The Evolution of the Governor's Office, 1727- 1764", *Canadian- American Slavic Studies*, Vol. 12, 1978.
- (40) I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 55- 57; R. E. Jones, *The Emancipation*, pp. 176- 178; J. P. LeDonne, *Ruling Russia*, pp. 39- 49; idem, "Catherine's Governors and Governors- General 1763- 1796", *Cahiers du monde russe et soviétiques*, Vol. 20, 1979; idem, "The Guberniia Procuracy during the Reign of Catherine II 1764- 1796", *Cahiers du monde russe*, Vol. 34,

1995.

- (41) I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 61- 66; J. P. LeDonne, *Ruling Russia*, pp. 325- 334; E. C. Thaden, *Russia's Western Borderlands, 1710- 1870*, Princeton, 1984, pp. 18- 31.
- (42) I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 66- 75; J. P. LeDonne, *Ruling Russia*, pp. 305- 315; Z. E. Kohut, *Russian Centralism and Ukrainian Autonomy: Imperial Absorption of the Hetmanate 1760s- 1830s*, Cambridge, Mass., 1988; 志田恭子「帝政ロシアにおけるノヴォロシア・ベッサラビアの成立」『スラヴ研究』第 49 号 2002 年、246 - 251 頁。
- (43) M. Raeff, *Origins of the Russian Intelligentsia: The Eighteenth- Century Nobility*, New York, 1966, Chapter 3, “The State and Service in the Eighteenth Century”; R. E. Jones, *The Emancipation*, Chapter 1, “The Russian Nobility from Peter the Great to Peter III”; J. E. Hassell, “Implementation of the Russian Table of Ranks during the Eighteenth Century”, *Slavic Review*, Vol. 29, 1970; 鳥山成人「18 世紀ロシアの貴族と官僚」吉岡昭彦・成瀬治編『近代国家形成の諸問題』木鐸社 1979 年所収。
- (44) J. F. Brennan, *Enlightened Despotism in Russia: The Reign of Elisabeth, 1741- 1762*, New York, 1987, pp. 202- 213; E. V. Anisimov, *Empress Elizabeth: Her Reign and her Russia, 1741- 1761*, Gulf Breeze, 1995, pp. 67- 71; C. S. Leonald, *Reform and Regicide: The Reign of Peter III of Russia*, Bloomington, Chapter 2.
- (45) D. L. Ransel, *op. cit.*, pp. 153- 161; I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 83- 89; R. E. Jones, *The Emancipation*, pp. 108- 118.
- (46) P. Dukes, *Cathrine the Great and the Russian Nobility: A Study based on the Materials of the Legislative Commission of 1767*, Cambridge, 1967; K. Morrison, “Catherine II’s Legislative Commission: An Administrative Interpretation”, *Canadian Slavic Studies*, Vol. 4, 1970.
- (47) 条文の英訳は、W. F. Reddaway (ed.), *Documents of Catherine the Great: The Correspondence with Voltaire and the Instruction of 1767 in the English Text of 1768*, Cambridge, 1931, pp. 215- 309; P. Dukes (ed.), *op. cit.*, Vol. 2: Catherine the Great’s Instruction (NAKAZ) to the Legislative Commission, 1767.
- (48) P. Dukes, *op. cit.*, pp. 57- 76; R. E. Jones, *The Emancipation*, pp. 131- 133; I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 139- 150.
- (49) P. Dukes, *op. cit.*, pp. 53- 56; R. E. Jones, *The Emancipation*, pp. 126- 129.
- (50) R. E. Jones, *The Emancipation*, pp. 129- 131, 145; I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 151- 160.
- (51) V. Kamendrowsky, “Bibikov, Aleksandr Il’ich”, *MERSEH*, Vol. 4, pp. 126- 128.
- (52) P. Dukes, *op. cit.*, pp. 76- 82; I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 164- 166;
- (53) P. Dukes, *op. cit.*, pp. 149- 151, 158- 159; R. E. Jones, *The Emancipation*, pp. 145- 149, 158- 159.
- (54) P. Dukes, *op. cit.*, pp. 148- 149, 158- 159; R. E. Jones, *The Emancipation*, pp. 149- 150, 160- 163. なお M・M・シチエルバートフの政治思想については、K. W. Shchweizer, “Shcherbatov, Mikhail Mikhailovich”, *MERSEH*, Vol. 34, pp. 187- 190; M. Raeff, “State and Nobility in the Ideology of M. M. Shcherbatov”, *American Slavic and East European Review*, Vol. 19, 1960; idem, *Russian Intellectual History*, Chapter 3; A. Lentin (ed.), *Prince M. Shcherbatov: On the Corruption of Morals in Russia*, Cambridge, 1969; idem, “Beccaria, Shcherbatov and the Question of Capital Punishment in the Eighteenth Century Russia”, *Canadian Slavonic Papers*, Vol. 24, 1982; idem, “Shcherbatov: Some Further Thoughts on his Life and Work”, A. G. Cross/ G. S. Smith (ed.), *Literature, Lives, and Legality in Catherine’s Russia*, Nottingham, 1994; J. Afferica, “The Political and Social Thought of Prince M. M. Shcherbatov”, Ph. D. dissertation, Harvard University, 1967; E. Donnert, “Mikhail Shchervatov als politischer Ideologe des russisches Adels in zweiten Hälfte des 18. Jh.”, *Zeitschrift für Slawistik*, Bd. 18, 1973; 加藤史朗「18 世紀ロシア貴族の夢——シチエルバートフの『オフィール国への旅』をめぐる——」『ロシア・東欧の歴史と文化』[早稲田大学・社会科学研究所シリーズ 29] 1991 年、同「シチエルバートフによる専制批判——『大訓令』に対する『注釈』を中心に——」山本敏朗編『スラヴ世界とその周辺——歴史論集——』ナウカ 1992 年所収。
- (55) R. E. Jones, *The Emancipation*, pp. 153- 154; I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 167- 169; P. Dukes, *op. cit.*, pp. 218- 222.
- (56) R. E. Jones, *The Emancipation*, pp. 154- 157; I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 160- 161; D. L. Ransel, *op. cit.*, pp. 179-182; idem, “Catherine’s Instruction to the Commission on Laws: An Attack on Gentry Liberals?”, *Slavonic and East European Review*, Vol. 50, 1972.

【Ⅲ】経済政策：G・N・テプロフと自由貿易政策——1766年英露通商条約の経済的背景——

18世紀ツァーリズム国家の経済政策をめぐるのは、ツァーリズム国家の本質を農奴主国家として規定するマルクス主義史学・旧ソ連学界の場合、政策決定の原理を領主階級の土地利害に還元して把握する見方が有力であったが、対照的に貴族利害からある程度独立した官僚国家の萌芽を認める欧米学界の場合、経済政策の方針としてある程度ブルジョワ的な要素を認める傾向がある。以下、先に確認した経済構造に対応する産業・通商政策の展開を検討しよう。

(1) 農業政策

① 農奴制度の確立

ピョートル三世は1762年2月18日の勅令によって貴族の国家勤務を廃止し、続く同年4月24日(5月5日)の普露講和によって貴族の軍隊動員を解除する一方、同年3月29日の勅令で非貴族身分の農奴購入・保有を禁止するとともに、同年6月19日の勅令で貴族身分の農奴独占を公認し、除隊・帰還した貴族の農奴支配・所領経営を保証した。続くエカチェリーナ二世は支配体制を確立する必要から貴族身分に配慮した先帝の方針を継承し、まず1762年7月3日の即位宣言では上記6月19日勅令を尊重して貴族の身分特権・農奴保有を認め、先帝の貴族解放令に続く新帝の農奴解放令を期待する農民の風説を否定するとともに、同年8月8日の勅令では上記3月29日の勅令を再認して非貴族身分の農奴支配を禁止している。また1763年7月11日の勅令は、農民暴動に参加した農奴に対して領主への損害賠償を命じ、続く1765年1月17日・1766年1月28日の勅令は領主の農奴流刑・軍隊送致を認め、さらに1767年8月22日の勅令は農奴の領主告訴を禁じた。かくしてエカチェリーナ二世時代において農奴制度の法的基盤が確立することになった。⁽¹⁾

② 農奴制度の再編

i) 自由経済協会の設立

しかしながら過酷な農奴支配は一連の農民騒擾・国外逃亡を誘発したため、宮廷官僚のなかには批判的な見解が存在したことも事実である。まず女帝の寵臣G・G・オルロフ及びA・G・オルロフ兄弟は、1763年10月にルター派牧師・官房学者のJ・G・アイゼン Johann Georg von Eisen (1717-79年)を招聘し、同家所領における農民解放の試行を依頼しており、⁽²⁾ また宰相M・I・ヴォロンツォフは貴族解放の検討に際してフランス啓蒙学者ブラー M. de Boulard に意見を求め、外務参議会通訳D・I・フォンビジンを通じてその覚書「貴族身分の自由と第三身分の効用」を翻訳させたが、フランスの現状から経済発展の基礎として第三身分・自由農民を育成する必要を認識した。同じく駐仏大使D・A・ゴリツィンは啓蒙主義者ヴォルテール・百科全書派ディドロと接触して農奴制度の弊害・農地改革の意義を実感し、その見解を伯父の副宰相A・M・ゴリツィンに報告している。⁽³⁾ また頻発する農民暴動・逃亡問題に対処するべく、1762年12月より武官貴族A・A・ヴァゼムスキー及びA・I・ビビコフ(後の検事総長・立法委員会議長)がウラル鉞山地帯に、続く1763年には将校P・I・パーニン(外務官僚N・I・パーニンの実弟)がポーランド国境地帯に、それぞれ派遣されたが、いずれも農奴制度の存在を事態の背景として指摘している。⁽⁴⁾

以上の状況を踏まえてエカチェリーナ二世は農業・土地問題の研究を奨励する必要を認識し、1765年に「農業・家政振興のための自由経済協会」Free Economic Society for the Encouragement of Agriculture and Husbandry in Russiaを設立した。会長には官房書記A・V・オルスフエフが就任し、会員には官房書記G・N・テプロフ、寵臣G・G・オルロフ及びV・G・オルロフ兄弟、歴代検事総長A・I・グレヴォフ及びA・A・ヴァゼムスキー、海軍参議会副長官I・G・チェルヌイシェ

フ、駐英大使 A・R・ヴォロンツォフらの宮廷貴族・高等官僚に加え、後には経済学者 H・シュトルヒヤイギリス農政学者 A・ヤング Arthur Young (1741 - 1820 年) ら内外の学者も入会している。協会は国内経済、なかでも農業活動に関して、様々な研究・啓発活動を展開した。⁽⁵⁾

まず研究成果を公表する媒体として、これまでペテルブルク科学アカデミーの経済雑誌『月刊評論』Monthly Compostion (1755 - 64 年) が存在してきたが、協会はこれに代わる後継雑誌『論叢』Trudy を創刊し、西欧の主要著作を翻訳して掲載する一方、会員の積極的な論文投稿を受け付け、誌上で政策論争を促した。⁽⁶⁾ なかでもポンメルン出身の財務官僚 T・クリングシュタット Timofey von Klingstädt (1710 - 86 年) は、七年戦争時代にロシア占領下のケーニヒスベルク都市財政を運営して進駐部隊司令 P・I・パーニンに財務能力を評価され、後述の通商・財政特別委員会の委員 (1762 - 63 年)、前述の司法参議会リーフランド・エストラント・フィンランド部局の副局長 (1765 - 70 年) を歴任したが、自由経済協会では副会長職を務めており、『論叢』創刊号 (1765 年) には自ら寄稿して持論を展開している。クリングシュタットは、歴史的・国際的に見て 18 世紀は「農村経済の世紀」the century of the rural economy に相当し、西欧各国は農業・家政の改善に尽力していること、とりわけロシアの場合、西欧諸国に匹敵する工業生産の即時実現が困難である反面、むしろ国内に豊富な農業資源 (大麻・煙草・葡萄・穀物) を保有している以上、今後は農民保護・農業振興を基礎として一次産品の輸出を促進する必要があること、その際ライ麦は主穀として国内需要が高いため、国内需要が低く海外需要が高い小麦の増産・輸出を推進し、「世界の小麦供給国」world's leading suppliers of wheat として成長するべきこと、また輸出相手としてイギリスとの緊密な通商関係を維持するべきこと、以上を主張した。その手段としてクリングシュタットは、仏独文献に依拠しながら、畜産・菜園経営の方法や循環農法の利点など農場経営・農業技術の最新情報を提供しており、農業生産の意義を説く点でフランス重農主義と共通する側面をもっている。⁽⁷⁾

また協会はエカチェリーナ二世の提案で 1765 年に農業改善に関する懸賞論文を募集している。この懸賞には内外から合計 160 本の論文が集まり、アーヘン大学法学教授 B・アバイエ Beardé de l'Abaye が一等を獲得したが、その受賞論文は、農奴に対する土地分与と労働意欲の刺激による生産拡大を主張するとともに、農奴による経済活動の上昇は領主の地代収入を拡大して結局は貴族の経済利害に沿うことを指摘している。また二等はロシア武官貴族の子弟 A・I・ポレノフ Aleksei Iakovlevich Polenov (1738 - 1816 年) が獲得した。ポレノフは科学アカデミーを修了した後、1762 年よりストラスブール大学に留学して重農主義・啓蒙思想を吸収し、帰国直後に執筆した懸賞論文「ロシア農民の農奴状態に関して」では、ロシア農奴制が社会契約ではなく暴力・強制に基づいていること、無産市民は現状維持に対する関心を欠くため社会不安の温床であること、社会発展には中産階級の育成・啓蒙が必要であること、以上を根拠として農奴に対する土地保有・家内工業の承認を主張している。ただしポレノフの立論は、農奴解放の効能として国家全体の繁栄を説く一方、必ずしも領主階級の利益には言及しなかったため、協会は貴族勢力の反発を考慮してその公表を見合わせている。他方、領主階級の多くは農奴支配の強化・工業活動の規制による生産効率の改善・農業生産の拡大を提唱したが、これらの論考は全て落選した。協会の選考方針に対して保守貴族は反発を強め、なかでも M・M・シチュエルバートフは一連の文筆活動によって貴族中心の社会秩序を賞賛する一方、農奴の土地所有・工業活動・都市流出に伴う伝統社会の崩壊を警告している。⁽⁸⁾

ii) 農民身分の保護

以上の政策論争を通じてエカチェリーナ二世は、農奴制の拡大が政治的には農民一揆・逃散を誘発して国内不安を助長する一方、経済的には農業生産の停滞・財政収入の低下を招いている事実を

認識し、農奴身分の改善と農業生産の振興に関する一連の勅令を発布している。まず1763年5月13日の勅令は逃亡農民に対する特赦と国有地への入植・6年間の免税を認め、農村人口の回復に努めた。また先帝ピョートル三世は1762年3月21日の勅令によって教会所領の世俗化を宣言しているが、エカチェリーナ二世も1764年2月26日・同年8月13日の勅令によって国家の教会統制を再認し、聖界領主の農民支配を解消する一方、新設の「経済参議会」College of Economyを通じて当該農民を管轄した。さらに1766年9月29日の勅令は徴兵義務に対処する手段としての領主による農奴購入を禁止し、続く1767年11月26日の勅令は凶作・飢饉の際における領主の農奴扶養・穀物備蓄を義務付けている。なお領主の農奴流刑を容認した上記1765年1月17日・1766年1月28日の勅令は、一般には領主の農奴支配を強化する措置として評価されている反面、同時に人口希薄なシベリア地方の農業人口を拡充する効果を持ち、農業振興の一環として機能したと言える。⁽⁹⁾

またモスクワ貴族の利害が及ばない辺境地帯、とりわけバルト海沿岸地帯・北西ロシアでは、革新派の知事が各種の農業政策を展開している。まずリヴォニア知事G・ブラウンは官房学者J・G・アイゼンが作成した1764年の覚書を参考として農奴解放を試み、1765年1月のリヴォニア議会を経た後、同年4月12日の法令で農民の動産所有・上訴権を承認した。この措置は、政治的にはリヴォニア貴族の法的特権を縮小して知事の支配体制を強化する反面、経済的には農民の生産活動を刺激する効果をもった。⁽¹⁰⁾ またエストニア出身のノヴゴロド知事J・J・ジーフェルスは、イギリスでの駐在経験・王立協会との接触から農地改革の必要を認識し、県内の皇室直轄地においてリヴォニア農民解放を模範とした土地改革に着手する一方、1765年の女帝宛て覚書では有償方式の農民解放を提言し、また飢饉対策として馬鈴薯の作付を奨励している。⁽¹¹⁾

対する黒海北岸のステップ地帯では一連の入植活動が展開されている。当該地域は肥沃な黒土地帯Black Earth/ Chernozemに恵まれるとともに、温暖な気候から農耕期間が7-8ヶ月の長期にわたり、バルト海沿岸地方・中部ロシアよりも効率的な農業生産が期待された。⁽¹²⁾ エカチェリーナ二世は百科全書派・官房主義者の人口理論に傾倒し、国力発展の基礎として人口増大・植民活動の意義に注目しており、1762年10月14日の勅令、及び同年12月4日の布告によって外国移民を奨励する一方、続く1763年7月22日の布告では「外国人保護局」Office of Foreign Settlersを創設してG・G・オルロフを局長に任命し、なかでも女帝の同胞たるドイツ人のヴォルガ植民を推進している。⁽¹³⁾ またG・N・テプロフは、エリザヴェータ女帝時代においてウクライナ総督K・G・ラズモフスキーに随行して現地滞在中、P・I・シュヴァーロフのウクライナ煙草生産・輸出事業に参加し、その死去に伴い1763年より煙草事業の独占特権を継承したのみならず、1765年には煙草栽培・収穫方法に関するパンフレットを作成・配布して輸出向け生産を奨励している。⁽¹⁴⁾

③ 立法委員会と農奴論争

1767年の訓令は、社会的な国家・貴族関係と並んで、経済的な領主・農民関係に関する多数の条項を含む。まず第11章「市民社会の秩序」That a Society of Citizens requires a certain fixed Order（第250-263条）の第256・257条は農奴の私有財産を承認する必要を指摘し、また第12章「国家臣民の繁栄」Of the Propagation of the human Species in a State（第264-292条）の第269条は領主の過大な地代要求を農奴困窮・農民逃亡の元凶として批判する一方、続く第270条は地代徴収の制限による農業生産の拡大を訴えている。さらに第16章「中産階級について」Of the Middling Sort of People（第376-383条）の諸条項は、臣民相互の経済格差を是正するツァーリの義務を指摘しながら、領主・農奴関係に対する国家権力の介入を正当な行為として擁護した。⁽¹⁵⁾ 続く立法委員

会は訓令の規定する領主・農民関係の是非をめぐって激しい議論を展開している。

まず 1767 年 10 月には市民身分の農奴購入・保有が討議された。これに関して富裕商人は、工場生産の促進には農村から労働力を調達する必要があること、自由な賃金労働よりも農奴の強制労働が効率的あること、以上を根拠に領主の農奴独占を批判している。対してシチェルバートフは、農業こそ臣民の従事すべき第一の職業にして国家存立の基盤・経済発展の基礎であること、貴族身分は農業振興を社会的使命とし、この崇高な任務を遂行する必要から高度な身分的特権・政治的地位を享受していること、農奴制は家父長的保護関係を基調とし、奴隷制とは全く異なること、それ故に農奴支配は貴族身分の専権事項とするべきであり、かかる社会的責任能力を欠く商人身分は農奴購入・保有の資格を持たないこと、むしろ私的な営利追求を動機とする商人の農奴購入は農村人口の減少・農業生産の縮小・食糧供給の危機を招きかねないこと、以上を主張している。⁽¹⁶⁾

次に 1768 年 5 月には農民逃亡が議論された。まず自由農民の代表 (I・ツェレプトフ Zherebtsov、A・D・マスロフ Maslov、V・N・キペンスキー Kipensky) は、領主の贅沢な生活習慣に伴う貨幣需要の上昇・地代徴収の強化が農民逃亡を誘発したとして、農奴制度の緩和を主張した。また女帝の指名した開明貴族 G・S・コロービン Grigory Korobin、I・P・コゼルスキー Iakov Pavlovich Kozelsky は自由農民の主張を支持し、領主権力の抑制、地代形態・総量の規制、農奴に対する土地獲得・世襲の保証、を主張するとともに、肥沃な農業地帯では労働地代バルシーチナ (領主賦役×週 2 日、国家賦役×週 2 日、農耕地労働×2 日) を、地力の劣る都市近郊では貨幣地代オブローク (週 20 コペイカ・年 10 ループリ) を、採用する原則を提案した。対して各地の領主代表 (I・ヴィロドフ、N・トルマチェフ Tolmachev、P・ステファノフ Stepanov、A・オポチニン Opochinin、M・コンディロフ Kondyrov、M・グラゾフ Glazov、A・ポヴィスネフ Pohvisnev) は、農奴の貧困状態を、領主の搾取行為よりもむしろツァーリ権力の過重な徴兵・徴税活動、あるいは農奴自身の怠慢・浪費に求め、逃亡問題に関する領主の責任を否定して農奴支配の維持を主張した。⁽¹⁷⁾

また 1768 年 7 月 10 日の評議委員会原案は、前節で見た如く貴族身分の義務として国家勤務を要求した反面、貴族身分の権利として旧来の司法・経済特権を承認したのであるが、その際この原案は貴族身分の新たな権利として農奴身分の解放 (農奴村落を自由村落に転換する権利、農奴身分に自由身分を付与する権利) を認定している。これを受けて 1768 年 9 月の全体会議では、前節で見た如く貴族の勤務義務が争点となるとともに、領主の農奴解放も議論の焦点となった。シチェルバートフは、啓蒙意識の欠如した農奴大衆に自由を認めた場合、組織的な農業生産が停滞するとともに国家の求心力は低下し、17 世紀の動乱時代が再来すること、ツァーリが単独で高大な帝国領土を統治するのが困難である以上、地方貴族がツァーリに代わって農奴支配を行うのは当然であること、領主階級が農奴解放に反対するのは狭隘な身分的利益に固執するからではなく、むしろ高度な国家的観点に由来すること、以上を主張した。対して開明貴族コロービンは農奴身分の解放が最終的には国家・領主の利益になることを指摘し、また L・N・タティシチェフ Tatischev はイギリスの事例を示しながら農奴解放に立脚した地主制度の利点を訴えている。⁽¹⁸⁾

一般に以上の論争を通じて、聖ペテルブルクを拠点とする開明貴族・知識階級 (G・S・コロビン、I・P・コゼルスキー、L・N・タティシチェフ) に加え、海外の農業事情・土地制度に精通する高級官僚 (N・I・パーニン、D・A・ゴリツィン、I・P・エラーギン、J・J・ジーフェルス) は女帝の訓令に同意し、農奴制度の改革を支持した。対してモスクワに結集する守旧貴族の多くは反意を示し、なかでもその首領 M・M・シチェルバートフは領主階級を中核とする社会秩序の解体は国家全体の衰退につながることを訴え、農奴解放に強く抵抗している。⁽¹⁹⁾

(2) 産業政策

① 産業規制の整備

ピョートル大帝は産業振興を図るべく商人の工場経営＝農奴占有マニユファクチュアを支援し、1721年1月18日の勅令で商人の農奴購入・保有を公認する一方、1723年より官営工場の民間払下を実施した。しかし商人の農奴保有・工場経営は、農村人口を吸収して領主の農奴支配・所領経営と対立し、続く歴代ツァーリの対応は紆余曲折を辿った。まずアンナ女帝は1736年の勅令で商人の農奴購入を禁止し、領主の農奴支配を保証したが、エリザヴェータ女帝は1744年の勅令で商人の農奴保有を解禁し、商人の工場経営を保護している。ところが続く1746年の勅令で非貴族身分の農奴購入・保有を再度禁止し、1752年3月12日の勅令で商人の農奴保有を工場一件あたり最大42名に制限する一方、1758年には商人の農奴売却を強制するなど、一転して商人経営の抑圧と領主階級の保護に乗り出した。⁽²⁰⁾ 並行してエリザヴェータ女帝は宮廷貴族に各種特権を付与し、なかでもP・I・シュヴァーロフはウラル鉱山開発の特権を獲得する一方、R・I・ヴォロンツォフは麻織物生産・輸出の特権を享受し、また1754年7月19日の勅令は穀物生産と密着する火酒蒸留を貴族身分の特権として認め、商人の事業参入を排除して巨額の独占利潤を保証した。⁽²¹⁾ これに対してピョートル三世は、国家勤務から離脱した貴族の所領経営を保護するべく、前述1762年3月29日の勅令によって非貴族身分の農奴購入を禁止した反面、1762年3月27日の勅令は貴族身分の産業独占を規制し、この措置に対する貴族勢力の反発は同帝失脚の遠因ともなった。⁽²²⁾

エカチェリーナ二世は、即位直後の国内不安から貴族階級の懐柔に努め、1762年8月8日の勅令によって従来の原則を再認し、非貴族身分の農奴購入・保有を規制する一方、続く1762年10月23日の勅令ではモスクワ・聖ペテルブルクにおける工場新設を禁止し、工業部門による農村人口の吸収を抑制している。また貴族の産業特権についても、その期限が満了しない限り当面の存続を認め、とりわけ軍需・輸出産業として重要なウラル鉱山事業に関してはデミドフ家門の独占特権を維持し、また1765年8月9日の勅令は貴族身分の蒸留特権を再認した。かくして農業同様、工業部門においても貴族利害に配慮した政策体系が整備されることになった。⁽²³⁾

② 産業規制の再編

i) マニユファクチュア論争の展開

しかしながらエカチェリーナ二世は、啓蒙思想家D・ディドロ Denis Diderot (1713 - 84年) の生産力論を受容するなか、貴族の産業独占を危惧したのみならず、商人の巨大経営にも疑問を強めていた。周知の如くディドロ・ダランベール編の『百科全書』(本文17巻・図版11巻)は1751年より刊行を開始し、1759 - 65年の発禁処分を経て漸く1772年に完結するが、この間エカチェリーナ二世はディドロとの私的交流を深め、まず女帝が即位した1762年には発刊禁止の百科全書を露領リガで代替出版することを勧める一方、百科全書が再刊された1765年よりディドロに対して必要資金を援助し、さらに百科全書が完結した1773年にはディドロが帝都を訪問しており、⁽²⁴⁾ この過程でエカチェリーナ二世は、1764年の段階で、当時なお未発表であった『百科全書』第10巻所収予定のディドロ執筆項目「集中・分散マニユファクチュール」*Manufacture, Réunie, Dispersée*の草稿を入手したとされる。その骨子は、「分散マニユファクチュール」*dispersed manufacture*の場合、独立の職人が自宅作業場において自ら生産活動に従事するため、企業経営への関心も高く、その製品は品質向上・価格下落を示すのに対して、「集中マニユファクチュール」*unified manufacture*の場合、多数の職人が同一作業場において工場主・監察官の監督のもと生産活動に従事するため、

企業経営に対する責任意識は低く、その製品は品質悪化・価格上昇の傾向を示すこと、また分散マニュの場合、農閑期の季節的副業として農民の余剰収入を拡大する効果をもつものに対して、集中マニュの場合、大量の恒常的労働力を農村から吸収して農民の生産活動を攪乱する危険を孕むこと、全体として分散マニュは集中マニュに対して優位に立つこと、以上の点にあった。⁽²⁵⁾

1764年4月27日、エカチェリーナ二世は工業参議会長官D・V・ヴォルコフ(1764-76年)を任命し、「臣民から生計手段を奪うことなく工業生産を育成する」手段の検討を指示したが、その指針として上記D・ディドロのマニファクチュア論を提示している。これに対してヴォルコフは、巨大工場経営・独立手工業者の峻別に同意し、巨大資本・設備を要する三大繊維工業(毛織物・麻織物・絹織物)については特権企業の存続を支持する一方、他の諸部門(皮革・石鹼・錠前・帽子・服飾)については独立手工業者の保護を是認したが、それでも品質悪化・生産過剰を防止する観点から同職組合の維持と工業・都市参事会の監督・統制を主張した。⁽²⁶⁾ 続く1767年4月17日、ヴォルコフは大部の覚書を作成し、集中マニュ形態の企業組織は高度な生産技術・複雑な生産行程を含む三大繊維産業にとって不可欠であること、分散マニュ形態の手工業者に対しては品質・価格維持の観点から国家統制が必要であること、とりわけ軍隊向け軍服供給・海外向け麻布輸出を促進するには繊維産業に対する品質・価格統制が肝要であること、海外事情を見れば、フランスでは財務総監コルベールの強力な規制政策のもとで工業生産が成長した反面、オランダでは組織的な国家統制を欠如したため繊維工業が急速に衰退しており、またロシアでもピョートル大帝の産業規制を梃子として工業発展を実現した経緯があること、以上の点から国家統制の必要を訴えた。⁽²⁷⁾

しかしながらエカチェリーナ二世は、ロシアの基幹産業が工業ではなく農業である以上、農業生産と矛盾する集中マニュではなく、むしろ農業生産の延長線上にある分散マニュを推進すべきこと、フランスではコルベール主義によって農業生産が衰退した反省から現在では産業規制が緩和されていること、ピョートル大帝以降における集中マニュの維持は国家財政の膨張をもたらしたのに対して、分散マニュの促進は何らの財政支出も伴わないこと、ピョートル大帝の産業規制は当時の国際環境に由来したのに対して、今後の産業政策は「国家の真の必要」the true needs of the countryを考慮して策定すべきこと、以上を指摘し、あくまで独立手工業者を保護する意向を示した。⁽²⁸⁾

ii) 産業規制の撤廃

以上の論争と並行し、エカチェリーナ二世は「多数者の利益を少数者の手中にとどめず」what can be of benefit to many must not be left in the hands of a fewとの原則を掲げ、重商主義的な独占特権を漸次撤廃している。既に1762年7月31日の勅令は海産物・海獣・煙草の貿易取引及び木綿捺染の独占規定を廃止し、農民を含む一般臣民に対して当該事業への新規参入を承認した。続く1762年10月23日の勅令は、巨大商人・領主の地盤たる聖ペテルブルク・モスクワ両市を例外として、あらゆる身分階層に対して地方都市・近郊農村での工場設立を認めている。また1763年2月18日の勅令は期限の満了した金箔・銀箔・綴織工場の独占特権を失効し、同年12月15日の法令は全ての工場主に対して新税を導入する一方、独立の手工業者を免税とした。⁽²⁹⁾

また工業参議会長官D・V・ヴォルコフのもとで国家の産業統制も順次緩和された。まず1767年4月17日の勅令は「個人意思に任せること」leave it to the individual・「禁止・強制を行わないこと」do not prohibit and do not compel、以上を原則として国家の産業干渉を禁止した。続く1769年10月30日の勅令は産業活動の自由を認め、ただしその条件として、営業許可の事前取得、及び当時勃発した露土戦争(1768-74年)に伴う新税納入を義務付けたものの、戦後1775年3月17日の勅令では許可制度・新税納入とも撤廃されている。⁽³⁰⁾

以後 19 世紀初頭にかけて中央工業地帯、とりわけ二大帝都の近郊で工場設立が続き、またウラル地域では金属・冶金工業が発展している。しかしながら経営形態の内訳を見れば、毛織物工場の 78 %、鉱山企業の 64 %、製紙工場の 60 %、ガラス工場の 66 %、灰汁工場の 80 % は依然として領主経営の企業であり、したがって産業の自由は必ずしもエカチェリーナ二世の志向した農民経営の育成には帰結せず、実質的には工業生産における領主の主導体制を加速する結果になった。⁽³¹⁾

③ 立法委員会と産業論争

1767 年の訓令は、経済条項の一角として第 13 章「手工業・商業に関して」Of Handicraft Trades and Commerce (第 293 - 346 条) を設定している。その第 295 条・第 296 条は、人間は他人の所有物よりも自己の所有物に多くの注意を払う以上、直接生産者が自身の生産手段を保有しない状態において経済活動の繁栄はないこと、また第 313 条は、臣民が何よりも従事すべき職業は農業であるが、これに次ぐ産業部門は手工業にあること、さらに第 314 条は、過剰な機械の使用は在来手工業を破壊する危険を内包していること、以上を指摘し、全体として独立職人の産業活動を保護する方針を示した。⁽³²⁾ これを受けて立法委員会は 1767 年 10 - 11 月に工業問題を審議している。

まず商人代表 A・ベキシェフ Bekishev、A・ポポフ Aleksei Popov は、全ての身分はそれぞれ本来の職業活動に専従するべきであり、他の身分の職業領域に介入するべきではないこと、領主は農業生産に専念するべきであり、商人の活動領域である工場経営に参入するべきではないこと、領主の産業活動を規制して、商人の農奴購入・所有を承認するべきこと、以上を主張した。⁽³³⁾ また長官 D・V・ヴォルコフの派遣した工業参議会代表団は、特権商人の独占行為を批判する一方、農業振興と並行した工業育成の必要を訴え、領主の工場経営は農業生産の縮小を招く危険を孕む以上、領主階級は工業活動から撤退して所領経営に専念するべきこと、工業部門を商人・職人の活動領域として保証するべきこと、特権商人の産業独占も規制すること、以上を主張した。⁽³⁴⁾ これに対して貴族代表の多くは、領主がその所領で生産・採掘する天然繊維・木材・鉱物を加工して工業製品を生産・販売するのは生来の権利であること、国家勤務から離脱した貴族身分にとって工場経営は俸給収入に代わる重要な生計手段であること、領主の工場経営・農奴雇用は国内産業を振興する手段として有効であること、以上を根拠として貴族の工場経営を公認するよう主張している。なかでもシチェルバートフは、自己所領で生産する大麻・亜麻を原料として自ら麻織物工場を設立・経営するなか、領主の工場経営はあくまで農閑期の農奴労働を利用することから農繁期の農業生産を攪乱する恐れはないこと、むしろ領主の工場経営は工業原料に対する需要を刺激して自己所領での農業生産を促進する効果さえもつこと、以上を指摘して領主の工業活動を擁護した。⁽³⁵⁾

また農民の家内工業に関して、商人代表は農村工業の勃興に伴う都市工業の危機を憂慮し、農奴の工業活動を禁止するべきこと、工業活動に従事する者は全て同職組合に加盟するべきこと、以上を主張した。⁽³⁶⁾ これに対して貴族代表 A・P・スマロコフ Aleksandr Petrovich Sumarokov (1718 - 77 年) 及び M・ペトキン Petkin は、基本的な生活用品・農具の自給生産に対する規制は円滑な農業生産に支障をきたすこと、土地の肥沃度に劣り年間日照時間の短い北部地域では農奴の工業活動が夏の農業収入を補填する副業・生計手段として重要な意味をもつこと、以上を主張して農奴の工業活動を弁護している。⁽³⁷⁾ またシチェルバートフは、社会秩序を維持する観点から規制の必要を認めた反面、自身の保有農奴 I・D・ザトラペズノフ、A・S・アシャーティン Aleksei Semenovich Ashatin が家内工業によって蓄財し、自身の地代収入が増大した経験を踏まえ、領主の経済基盤を補完する手段として農奴の工業活動に一定の理解を示した。⁽³⁸⁾

(3) 通商政策

① 通商規制の復活

エリザヴェータ女帝時代の通商官僚 P・I・シュヴァーロフは成長する海外貿易を支援するべく 1754 年の関税改革で低率関税を採用したが、七年戦争に伴う軍事経費を調達するべく 1757 年の関税改革では 18 世紀史上最大の高率関税を設定する一方、財源基盤として寵臣・特権商人に対する専売・特許制度を拡充し、また戦時下の食糧供給を確保するべく 1756 - 60 年において穀物輸出の規制を漸次強化した。この結果国内商業・外国貿易は攪乱され、1760 年の「商業委員会」Commission on Commerce では、議長 Y・P・シャホフスコイ、副議長 I・G・チェルヌイシェフのもと、委員 D・V・ヴォルコフ、顧問 M・オダー Mikhail Odar らが高率関税・貿易統制の撤廃を勧告している。⁽³⁹⁾ 続くピョートル三世は、特別顧問 D・V・ヴォルコフの建議のもと、1762 年 3 月 28 日に自由貿易勅令を發布し、関税・専売制度の緩和と穀物輸出の解禁を布告したが、これまで独占利潤を享受してきた宮廷貴族・特権商人が専売・特許制度の廃止に抵抗する一方、元老院は国内向け原料・食糧供給の観点から原料・穀物輸出の自由に反対し、同帝失脚の一因となった。⁽⁴⁰⁾

エカチェリーナ二世は、支持基盤を確立する必要から貴族勢力・富裕商人の利害に配慮しつつ、1762 年 7 月 31 日に通商勅令を公布している。まず穀物輸出に関しては、貿易活動を回復する観点から、原則としてアルハンゲリスク・バルト海 3 港（聖ペテルブルク・リガ・レヴァル）の穀物輸出を解禁した反面、食糧供給・穀価安定を保証する観点から、国内穀価が基準価格を超過した場合における穀物輸出の停止を規定した（第 1・2 条）。また財源確保の目的から特定品目（大黃 rhubarb・灰汁 potash・樹脂 resin）の専売制度を復活する一方（第 6・7 条）、産業保護の手段として繊維原料（麻布・麻糸）に対する輸出制限・高率関税も温存したが（第 9・10 条）、これらは特権商人・宮廷貴族の貿易・産業独占を保証する効果をもった。他方、国内経済を振興する観点から先帝の自由貿易路線が継承され、専売品目（鱈・鯨・キャビア・煙草・タール・にかわ・毛皮・生糸）に関する独占貿易の廃止（第 12・18 条）、特定産業（砂糖精製・繊維捺染）に対する免税・特権措置の廃止（第 13・14 条）、特許会社（ペルシア貿易会社・コンスタンチノーブル貿易会社）の廃止（第 16・17 条）、以上が確認されている。とはいえ全体として初期の貿易政策は、前述した農業・産業政策の場合と同じく、支配階級たる貴族勢力の意向に沿うものであったと言えよう。⁽⁴¹⁾

② 通商規制の再編

i) 商業委員会の改組

エカチェリーナ二世は 1762 年 12 月 9 日に「通商・財政特別委員会」Extraordinary Commission を設置し、I・I・ネプリエフ、N・I・パーニン、I・E・ミュニツヒ、T・クリングシュタット、G・N・テプロフ、以上 5 名を任命して通商政策の基本方針に関する検討を指示した。⁽⁴²⁾

まず I・I・ネプリエフは、ピョートル大帝時代より駐土大使（1721 - 34 年）・オレンブルク知事（1742 - 58 年）を歴任した東方事情の識者であるが、経済政策の策定に際しては何よりも財政利害を優先し、通商政策をあくまで国家財政を再建する手段として位置付ける一方、貴金属 specie を国富そのものとみなし、輸入抑制・輸出拡大による貿易黒字の維持を主張した。また輸出貿易を拡大する手段として農業産品の輸出よりも工業製品の輸出を重視し、したがって農業生産の振興・穀物輸出の解禁を否定する一方、工業生産の育成・製品輸出の促進を強調し、なかでもウラル冶金工業の保護・棒鉄輸出の拡大を主張した。また商業資本の育成については、ヨーロッパ貿易において国内商人の介入が見込めない以上、アジア貿易における国内商人の参入を推進する必要を

主張し、辺境地帯の経済開発と南東地域を経由する東洋貿易の将来を期待した。⁽⁴³⁾

対照的にN・I・パーニンは、「ロシア商業に関する覚書」(1764年)において歴代ツァーリの独占体系・保護政策が特権商人・巨大企業の台頭と自由商人・手工業者の抑圧を招いた事実を批判し、「経済政策の基本方針」fundamental principle of political economyとして、政治的な財政利害よりも経済的な商業利害を、すなわち特権階級の利得を保証する「国家的秩序」étatist order/ raison d'étatよりも経済全般の成長を促進する「自然的秩序」natural order/ sound systemを重視し、「国家の必要」needs of state = 「国庫」treasure 利害よりも「人民の必要」needs of people = 「国富」national wealthを優先すべきこと、したがって政治的な国庫収入の充実を目的とした輸入抑制・輸出拡大を廃棄し、経済的な国民的富の増大を目的とした自由貿易を推進すべきこと、以上を主張した。⁽⁴⁴⁾

またI・E・ミュニツヒIoann Ernst von Münnich(1707-88年)は、幕僚B・C・ミュニツヒの子弟として青年時代には海港都市リガ・ジェノヴァに留学し、バルト海・地中海貿易の現状を把握する一方、アンナ女帝時代にはトリノ・パリ駐在大使として国際情勢に精通し、続くエリザヴェータ女帝時代には実父の流刑とロシア人官僚の台頭によって失職するものの、親普派ピョートル三世の即位とともに復帰し、エカチェリーナ二世時代にはヨーロッパ貿易・関税制度の識者として税関局長(1763-84年)を務めた。ミュニツヒは工業優先の経済政策を批判して農業重視の政策展開を主張し、その手段としてイギリス農業革命を模範とした品種改良・技術革新に加え、輸出規制の解除・輸出関税の緩和による農業産品の輸出拡大を主唱している。⁽⁴⁵⁾

他方T・クリングシュタットは、ヨーロッパ工業諸国が工業人口・中産階級の増大と工業製品の国内自給を前提として加工製品の輸出を展開しているのに対して、ロシア農業国家は農業人口の優位・中産階級の欠如と一次産品の輸出を推進している以上、経済政策の策定においては異質なヨーロッパ諸国の事例を模範とするべきではなく、むしろ農業を「富の基礎」foundation of wealthに据え、他の全ての産業部門に対して農業部門を優先する政策体系の構築を主張している。⁽⁴⁶⁾

最後にG・N・テプロフは、エリザヴェータ女帝時代における科学アカデミー『月刊評論』での文筆活動やウクライナ煙草事業の経験を踏まえ、商業活動の改善に関する三大覚書(1764・65年)を作成し、経済活動において重視すべきは「交換」exchangeではなく「生産」productionであること、農業は国内人口を扶養する食糧と商業資本が輸出する商品(生糸・麻類・穀物・葡萄)を生み出す「国富の真の源泉」the true source of national wealthであり、商業活動はあくまで農業生産を促進するものにすぎず、決して国富の源泉そのものではないこと、したがって国家の経済政策は何よりも農業振興を基軸として再編されるべきであり、農業生産に従事する農奴身分を領主支配から解放するとともに、農業生産・取引を国家統制から解放すること、以上を主張した。⁽⁴⁷⁾

エカチェリーナ二世は通商・財政特別委員会の勧告を受けて1763年12月8日の勅令を發布し、旧来の商業委員会を元老院の下部組織からツァーリ直属の諮問機関へと改組するとともに、その権限を既存の法的枠内での政策構想から新規の法制整備を伴う政策立案へと拡充した。その活動目的は、①通商活動の現状把握、②通商攪乱要因の究明、③通商振興方法の検討、に置かれ、当面の課題として、①国内産品(加工製品・一次産品)の輸出拡大、②国内商人に対する商業信用の供与、以上二点が指示された。かくして商業委員会は、財政利害に拘束されることなく純粋に経済観点から通商問題を検討する一方、輸出貿易の促進に際しては加工製品とともに農業産品を考慮することになった。⁽⁴⁸⁾ 女帝は商業委員会の正規委員として、Y・P・シャホフスコイ、I・E・ミュニツヒ、I・I・ネプリエフ、以上3名を任命するとともに、T・クリングシュタット、M・オダー、M・プーシキン Mikhail Pushkin、以上3名を顧問として配置した。またG・N・テプロフは特別書

記 executive secretary として全体を統括し、N・I・パーニンは外交業務に専従して商業委員会より離脱したものの、テプロフとの緊密な連絡は維持した。⁽⁴⁹⁾ なお商業委員会は 1764 年 3 月 31 日、任務の効率化から二大部局を設置し、商業問題全般を扱う第一部局にシャホフスコイ・ネプリエフ兩名を、関税問題を検討する第二部局にミュニッヒ・テプロフ兩名及び顧問 3 名を、それぞれ配置している。また 1764 年半ば、第一部局ではネプリエフが引退して後任 N・Y・ムラヴィヨフが就任する一方、第二部局では顧問クリングシュタットが正式委員に昇格した。⁽⁵⁰⁾

ii) 通商独占の廃止

まず商業委員会は商業活動の主体に関する問題、とりわけ外国商人の海外貿易及び農村商人の内国商業に対して、商人身分の商業特権を保護すべきか否かについて検討している。

まずシャホフスコイは、寵臣・富裕商人の利己的な特権貿易を批判するとともに、外国商人の支配体制を危惧し、その打開手段として、商業活動の実態に対応した商人身分の階層分化、外国貿易に特化した国内商人の育成、以上による自国商人の独立的・対抗的な貿易活動を主張している。具体的には既存の商人組合を基盤に国内商人を四つの「階級」klassy、すなわち①第一階級として年間事業収入 30,000 ルーブリ・保有商船 3 隻以上の上層商人、②第二階級として同 20,000 ルーブリ・3 隻以上の中層商人、③第三階級として同 10,000 ルーブリ・1 隻以上の下層商人、④第四階級として同 10,000 ルーブリ以下の末端商人、以上に整序し、第一階級に対してのみ外国貿易の独占特権を認めることを提起した。⁽⁵¹⁾ またテプロフは、同じく国内寵臣・外国商人の優位を批判する一方、その解決手段としてはむしろ「第三階級」the third estate = 「中産階級」middle class/ middle order of people を母体とする新興商人の育成を推奨し、農村手工業者に対する自由身分の付与、農民に対する商業活動の公認、新興商人に対する保護措置（人頭税・軍役の免除、法的権利の強化）、以上を提案している。なおミュニッヒも商業振興の手段として農村商人の育成を支持している。⁽⁵²⁾

他方クリングシュタットは、「ロシア通商の基礎に関する改革計画」（1764 年）において、宮廷官僚の貿易独占を廃止するの必要を認める一方、外国商人の支配体制を止揚する意義には疑問を示した。すなわち、確かに国民的商人層・商船団の育成による海外貿易の拡大が理想的であるものの、ロシアが質・量とも十分な船隊・船員を保有せず、ロシア商人が必要な資本・実務教育・簿記技術を欠き、むしろ徴税請負契約に伴う差益確保に執心するなか、西欧諸国とロシアの海運能力には圧倒的格差が存在する以上、かかる状況においては莫大な経費を投入して独自の商業船団を創設するよりも外国商人に依存して貿易活動を展開するのが得策であること、のみならず外国商人の自由貿易は相互の価格競争を刺激してロシア輸出産品の価格上昇をもたらすこと、以上を指摘している。また農村商人を育成する主張にも否定的見解を示し、むしろ伝統的な身分秩序・領主支配を前提とした輸出向け生産の拡大を志向した。以上の見解にはムラヴィヨフが賛意を示している。⁽⁵³⁾

なお宮廷貴族の特権貿易と関連して、この間エカチェリーナ二世は外務参議会通訳 D・I・フォンヴィジンに対して、フランス貴族の商業論争を分析したドイツ官房学者 J・H・G・ユスティ Johann Heinrich Gottlob von Justi (1717 - 71 年) の著作「商業貴族論」Der handelnde Adel (1756 年) の翻訳を指示している。当時フランスでは、貴族の本務として国防活動を重視する身分制的な「武官貴族論」la noblesse militaire、及び貴族の副業として商業活動を推奨する進歩的な「商業貴族論」la noblesse commerçante、両者が激しい論戦を展開しており、ユスティの著作は両派の立論を比較検討したものであった。うちフォンヴィジンは翻訳に際して後者の商業貴族論を中心に紹介し、国家勤務から引退した貴族身分の生計手段として商業活動の意義を示唆している。⁽⁵⁴⁾

商業委員会は審議の概要を答申したが、この問題に対する政策措置は当面保留された。

iii) 穀物輸出の解禁

上記 1762 年 7 月 31 日の通商勅令は、原則的には国内穀価が規定水準を下回った場合の穀物輸出を許可したが、現実的には国内の食糧不足から穀物価格は常に規定水準を超過したため、穀物輸出は一貫して停止された。その是非は既に通商・財政特別委員会において検討され、まず I・I・ネプリエフは、アルハンゲリスクの穀物輸出を国内穀価にかかわらず無条件で承認すること、同市にその年間消費総量 3,000 - 5,000 チェズベルティの穀物備蓄を義務付けること、他の港湾都市にも同様の措置を漸次導入すること、以上を提案した。これに対してミュニッヒ・テプロフ・クリングシュタットは、イギリスの事例を援用しつつ、全港一律の制度を導入すべきこと、穀物輸出の促進には穀物備蓄の確保よりも輸出関税の緩和・輸出奨励金の付与が有効であること、以上を主張した。当該委員会は 1763 年 6 月 17 日に最終報告を提出し、穀物輸出の禁止は農業生産の拡大・輸出貿易の発展を阻害する恐れがあること、ただし現在の脆弱な生産基盤における穀物輸出の解禁はむしろ食糧自給の低下・投機買占の蔓延・穀物価格の急騰を招来する危険を孕む故、一定の条件のもとで穀物輸出を解禁する必要があること、以上を提言した。その上で、①ナルヴァの場合、穀物輸出の総量は年間 5,000 チェズベルティを上限とし、輸出関税はリガ・レヴァル両市と同率、内国関税は免除すること、また後背地（リヴォニア・インゲルマンランド・ノヴゴロド・プスコフ・グドヴスク Gdovsk）より流入する穀物の 5 %を市内向け食糧として備蓄すること、②アルハンゲリスクの場合、輸出総量の上限は年間 200,000 チェズベルティとし、輸出関税はリガ・レヴァル両市の半分、内国関税は免除すること、また内陸地帯より流入する穀物の 20 %を備蓄に充てること、③他のバルト海諸港では同様の措置を当面見送ること、以上を具体的な条件として提示した。エカチェリーナ二世はこの勅告を受諾し、1763 年 6 月 21 日の勅令として公布している。⁽⁵⁵⁾

しかしながら条件付きとはいえ穀物輸出の解禁は聖ペテルブルクにおける穀物価格の上昇を招き、エカチェリーナ二世は 1764 年 9 月 23 日の勅令で R・I・ヴォロンツォフ及び N・Y・ムラヴィヨフ両名に事態の解決を指示した。両者は、海外向け穀物輸出の促進・帝都向け穀物供給の確保を両立する手段として、帝都に流入する穀物に対して内国関税を免除するとともに、流入した穀物の三分の一に対して海外輸出を許可・輸出関税を免除するよう勅告している。この措置は 1764 年 10 月 12 日の勅令によって実行された。⁽⁵⁶⁾ これに対してクリングシュタットはさらなる穀物輸出の規制緩和を指向し、1765 年より自由経済協会において穀物輸出キャンペーンを展開する一方、1766 年 2 月には商業委員会に対して小麦輸出の促進を提起し、①無条件の輸出解禁とあらゆる制限措置（上限価格の設定・国内備蓄の確保・輸出関税の設定）の撤廃、②国内関税の撤廃、③上記原則の国内全港における適用、以上を主張した。最終的にエカチェリーナ二世は 1766 年 4 月 13 日の勅令によって小麦生産・輸出の奨励を認め、①今後 6 年間（1766 - 72 年）国内全港において国内価格・産出地帯・輸出総量に関わらず小麦輸出を許可し、また輸出関税を免除すること、②アルハンゲリスクにおいては輸出目的で搬入された小麦の 20 %を備蓄すること、以上を承認した。⁽⁵⁷⁾

穀物輸出の解禁と並行し、輸出経路の整備も進められた。エカチェリーナ二世は即位当初よりバルト海貿易の拠点都市リガを経由する穀物輸出の拡大を期待し、1763 年に「リガ貿易調査委員会」Commission on the Riga Trade を組織する一方、1764 年には女帝自らバルト海沿岸諸県を視察し、リガ貿易特権を縮小する意向を固めた。リヴォニア知事 G・ブラウンは 1765 年のリヴォニア議会において、前述の如く農民解放を断行して生産基盤を強化した際、同時にリガ通商規定の改定にも着手している。この結果、ロシア領内から搬入される一次産品は関税を免除されること、また工業製品は陸路輸送の場合は 2 %の低率関税のみ賦課される一方、海路輸送の場合は免税とされること、

バルト海沿岸諸県向け輸出産品は6%の通過関税を、またペテルブルク・モスクワ向け消費産品は既存の内国関税をそれぞれ賦課されること、以上が規定され、リガ経由輸出を阻害する関税障壁は解消された。またリガにおける外国商人への規制措置も緩和され、倉庫保有・資金貸借・小売事業の認可、各種課税の整理・緩和、以上によって外国商人の活発な穀物買付が期待された。⁽⁵⁸⁾

また黒海を経由する輸出経路の開拓も試みられている。黒海北岸のステップ地帯は、前述の如く土壌・気候の両面で穀物生産に最適であるのみならず、物流の点では複数の大河（ドン・ヴォルガ・ドニエプル）と不凍港を擁し、冬季に凍結するバルト海諸港を販路とする北西・中部ロシアよりも有利な農業生産・海外輸出が可能であった。⁽⁵⁹⁾ 既に先帝ピョートル三世は1762年3月28日の勅令において黒海貿易をエジプト・アフリカ市場への経路として期待していたが、⁽⁶⁰⁾ 続くエカチェリーナ二世も1762年7月31日の勅令において黒海を穀物輸出の新たな動脈として注目し、とりわけ地中海諸港（トリエステ・レグホン・マルセイユ）への経路として重視した。⁽⁶¹⁾ 高級官僚では駐土大使を経験したI・I・ネプリエフが黒海進出を主張したほか、宰相M・I・ヴォロソフも、黒海進出によるオスマン帝国への政治的優位の確立・地中海方面への経済的進出の達成を期待したのみならず、ロシア黒海貿易・フランス地中海貿易の連結によるイギリス海外貿易への対抗を展望している。⁽⁶²⁾ またG・N・テプロフは、南部ロシアの経済開発に参与するなか黒海経由の輸出貿易に強い関心を示し、なかでも自ら従事するウクライナ煙草生産の販路として黒海経由フランス向け輸出を構想している。⁽⁶³⁾ かくしてエカチェリーナ二世は南方方面への植民活動と並行して黒海貿易の振興を試み、港湾都市テメルニク Temernik の貿易活動を開放して外国商人を誘致したが、黒海北岸をオスマン帝国が領有し、黒海商業をオスマン臣民たるギリシア商人が独占する限り、ロシア商人の黒海参入は困難であったと言える。⁽⁶⁴⁾

黒海経由の地中海進出が頓挫するなか、代替手段としてバルト海経由の南欧向け輸出が画策されている。まず1763年、聖ペテルブルク商人（ロゴヴィコフ Rogovikov・シチューキン Shchukin・グブキン Gubkin）はフランス・スペイン両国との通商活動に従事するべく、ボルドー・カディース領事の設置を請願した。これを受けて商業委員会はボルドー貿易事情を調査したが、ロシア産品への十分な需要は認められず、領事設置を棄却している。⁽⁶⁵⁾ また1763年9月29日、トゥーラ商人（I・ヴォロディミロフ Ivan Volodimirov、M・パストウコフ Mikhail Pastukhov、M・グリバノフ Mikhail Gribanov、L・ルギニン Larian Luginin）は、地中海貿易株式会社（資本総額100,000ルーブリ=500ルーブリ×200株）の設立を計画し、海軍艦艇の借用と輸出関税の減免を申請した。エカチェリーナ二世は計画を支持し、女帝・テプロフ両名がそれぞれ20株（10,000ルーブリ）を出資する一方、海軍艦艇を供与し、海軍・外務参議会には護衛艦隊の編成を指示している。⁽⁶⁶⁾ さらに1766年、商人A・ウィットフース Arvid Wittfooth はボルドーにおけるロシア産品（木材・大麻・棒鉄・獣脂・油脂・麻織物・キャビア・毛皮）への需要上昇を報告し、領事設置を再度訴えたが、エカチェリーナ二世はこの建議を了承している。かくして1766年11月、ウィットフース自身がボルドー領事に就任し、以後ロシア一次産品のフランス向け輸出・フランス産葡萄酒及び西インド植民地産品の輸入を促進する一方、仏露通商条約の締結を求める運動を開始している。⁽⁶⁷⁾

iv) 保護関税の緩和：1766年の関税改革

エカチェリーナ二世は上記1762年12月9日の勅令によって、前述の如く通商・財政特別委員会に対して通商政策の検討を指示する一方、元老院に対しては工業製品の輸入縮小・輸出拡大を実現する関税制度の再考を指示している。元老院は1763年末に計画原案を提出したが、その骨子は輸入貿易の抑制（禁止品目の倍増）・国内産業の育成を手段として貿易黒字の拡大・貴金属貨幣の流

入を図るものであった。エカチェリーナ二世は続く 1763 年 12 月 8 日の勅令によって商業委員会をツァーリ直轄の諮問機関として再編した際、商業委員会に対して元老院原案の検討を指示した。これに対して、シャホフスコイが原案を支持した以外、他の委員は基本的に反意を示している。⁽⁶⁸⁾

まずミュニッヒは、過度な産業保護は品質改善・価格引下の自助努力を阻害し、消費大衆に悪質・高価製品の購入を強制すること、輸入貿易の規制は外国商人を駆逐し、対価たる輸出貿易を縮小して関税収入の下落・輸出産業の衰退を招くこと、以上の点から産業保護・輸入規制に反対した。続く 1764 年の覚書では、北米植民地・ロシア両者がイギリスの原料調達市場・製品販売市場として機能している事実を指摘し、イギリス経済への従属状態から脱却する手段としてコルベール主義を模範とした先進技術の導入・輸出産業の育成を主張している。またテプロフは、国内原料を使用する産業部門については生産保護・輸出促進を提唱した反面、国内自給の困難な品目については輸入解禁を認め、また輸出拡大の手段としては輸入貿易の制限よりも輸出関税の軽減を主張した。⁽⁶⁹⁾

他方クリングシュタットは、1765 年 4 月 11 日の覚書において、まず国内原料を使用する産業については積極的に育成する必要があるものの、輸入原料に依存する産業部門（砂糖精製・絹織物業）については一般大衆の消費利害を犠牲にしてまで保護する必要はなく、むしろ良質・安価な外国製品の輸入を奨励するべきであり、輸入関税は 25 % を上限とするべきこと、また外国商人・外国産業への依存は一種の「必要悪」 a necessary evil であり、最終的には輸入に伴う支払よりも輸出に伴う受取が上回っている以上、むしろ外国商人の活動を利用するべきこと、さらに労働配分・天然資源の現状を踏まえ、工業国家イギリス・フランスに対する農業国家ロシアの特性を自覚した貿易関係の構築が国富増大の「最も自然な道」 most natural way であること、以上を指摘している。⁽⁷⁰⁾

なお工業参議会議長官 D・V・ヴォルコフは 1764 年 12 月に覚書を提出して商業委員会の論争に介入している。まず国産原料に基づく産業部門の育成を重視する反面、競争能力の低い産業部門の保護を否定する見解に関しては、原料羊毛を自給するスペイン羊毛工業の衰退、海外生糸に依存するフランス絹織物業の発展、以上の反証を提示するとともに、むしろペルシア生糸輸入の利点を生かしたロシア絹織物業の振興を主張し、外国製絹織物に対する輸入関税として品質に照応した 70・80・90 % の差別税率を提案した。また外国製品に対する高率関税が一般大衆を犠牲にしているとの主張に関しては、高級外国製品の購入は主に富裕な特権階級に限られる以上、一般大衆に負担が転嫁される恐れはないこと、さらに輸入貿易の制限が輸出貿易の縮小に帰結するという議論については、イギリスが他に有望な代替市場を保有しない以上、今後も一次産品をロシア市場に依存せざるを得ず、関税制度の如何に関わらず輸出貿易の成長が期待されること、以上を指摘している。⁽⁷¹⁾

以上の論争を経て、商業委員会は 1766 年 3 月に個別品目の税率査定を終え、続く同年 5 月に関税改革の最終報告を提出した。エカチェリーナ二世は原案を若干修正して元老院に送付し、商業参議会によって 1766 年 9 月 1 日に新たな関税規定が公布された。その概要は以下の通りである。⁽⁷²⁾

まず輸入関税の場合、奢侈品に関しては、一部の高級奢侈品（宝石・レース）には密輸防止の観点から軽微な 10 % の関税が賦課され、他の高級奢侈品（ワイン・高級食材・高級絨毯・大型鏡台）には高率の 100 %、その他 150 品目の大衆の奢侈品（砂糖・コーヒー）には低率の 20 %、国内で自給可能な奢侈品には 200 %、以上の税率が設定された。工業製品に関しては、国内生産の可能な合計 206 品目には 30 %、国内生産が可能ながらも品質・価格が外国製品に劣る品目（麻織物・毛織物・絹織物）には 20 %、国内生産の困難な商品には 12 %、その他未分類の商品（梳毛糸 worsted・幅広布 broad cloth・染色＝無地毛糸・毛布・帽子）には 15 %、以上の関税がそれぞれ賦課された。なおイギリス羊毛製品に対する関税は他の諸国に対する税率の 10 % とされ、顕著な優遇措置

が図られている。また各種果物・国内産業向け原料（種子・苗木・染料）は免税とされ、国内生産の困難な各種必需品（食品・薬品）には4%、再輸出品には6%の関税が設定された。

次に輸出関税の場合、まず国内需要の高い各種原料には、国内産業の原料調達を保障する観点から200%の禁止的な高率関税が導入されたが、海外需要が高く国内供給が十分な一次産品（穀物・船舶用品・冶金製品・キャビア・塩漬魚肉・獣皮・柔毛）には、当該産品の海外輸出を促進するべく、5%前後の軽微な収入関税のみ賦課された。ただし一部の必需品（穀物・食肉・木材）に関しては、国内供給・海外輸出を両立するべく、輸出拠点・取引総量の制限が維持された。また工業製品にはその品質・海外需要に照応して個々に税率が設定されている。

なお関税の納入方法として、全ての外国商人は納税総額の半額を国際通貨ライヒスターラーによって、残る半額を現地通貨ルーブリによって、それぞれ納入することを認められ、その換算割合は1ライヒスターラー＝125コペイカとされた。この権利は従来イギリス商人のみが独占的に享受してきたが、今やこの特権を各国商人に開放することで、イギリス独占体制の解体と外国商人の相互競争が期待された。他方、ロシア商人は輸出・輸入関税を1ライヒスターラー＝90コペイカという28%ほど低い相場で納入する特権を認められ、外国商人に対する国内商人の優遇が図られている。

かくして従来の特権商人・寵臣利害と密着した重商主義的な独占貿易・高率関税が廃棄された反面、クリングシュタットの主張する如き外国資本に全面的に依存する無制限の自由貿易も拒否され、むしろテプロフ・ミュニッヒの提唱する如き国内産業・商人資本の育成・優遇に必要な適度な保護措置を内包する自由主義的な関税制度が最終的に導入されたのである。

③ 立法委員会と商業論争

エカチェリーナ二世は1767年の訓令・第13章「手工業・商業に関して」において、前述の工業問題とともに商業問題にも言及している。まず第321条では、商業活動の自由は貿易独占の自由を意味するものでなく、また貿易商人の統制は貿易活動の抑制と同義ではないこと、また第326条ではロシアが通商関係を強化するべき相手市場は、通商活動の目的を領土支配に置く諸国ではなく、あくまで経済利益の獲得に置く諸国（イギリス）であること、続く第330条では貴族身分が商業活動に従事する際には国家の通商規制に従うべきこと、以上を指摘している。なお第22章の財政規定・第590条も、特定商人に対する貿易特権の撤廃を規定し、全体として商業活動への自由参入が確認されている。⁽⁷³⁾ 続く立法委員会ではとりわけ商業活動の主体をめぐって議論が展開された。

まず貴族の商業活動に関して、商人代表A・ポポフ、S・ソロドヴニク Solodovnik は、貴族の商業参入は軍隊の人員不足・国防能力の低下に帰結すること、また商人の経済活動と競合して国内商業を攪乱すること、歴代ツァーリはこれらの観点から貴族の商業活動を規制してきたこと、以上を指摘して商人の商業独占を主張した。対して貴族代表P・I・パーニン、M・M・シチュエルバートフは、商人身分は歴代ツァーリの保護措置にもかかわらず外国商人の攻勢に対抗できなかったこと、領主の商業活動は商品作物の生産と連動した商業活動を促進すること、また領主・商人の価格競争は国内物価の低下・安定をもたらすこと、以上の論点から貴族の商業活動を支持した。⁽⁷⁴⁾

また農民の商業活動に関して、巨大都市の商人代表A・ポポフ、A・ブラツノフ Blaznov の場合、都市近郊における農民の商業活動が都市商人の農村進出を排除しているとして非難したが、対照的に地方都市の中小商人の場合、地方農村では農民の商業活動が都市商人の地方進出を媒介しているとしてむしろ評価している。これに対して農民代表は、都市から遠隔の農村地帯では商人の商業活動に依存することが困難であること、農業生産に不適な北方地帯では商業活動の兼営が農民の貴重

な副業収入となっていること、以上の観点から農民の商業活動を要求した。また貴族代表シチュエルバートフも、領主の地代徴収を保証する意味から、当面は農民の商業活動を支持している。⁽⁷⁵⁾

註

- (1) A. Kahan, "The Cost of Westernization", pp. 47- 48; R. E. Jones, *The Emancipation*, pp. 133- 135; P. Dukes, *op. cit.*, pp. 105- 106; 田中他編『ロシア史』(2)、74 - 75頁。
- (2) R. Bartlett, "The Question of Serfdom: Catherine II, the Russian Debate and the View from the Baltic Periphery (J. G. Eisen and G. H. Merckel)", R. Bartlett/ J. M. Hartley (ed.), *op. cit.*, pp. 144- 145, 153- 157.
- (3) I. S. Bak, "The Economic Contributions of D. A. Golitsyn", J. M. Letiche (ed.), *A History of Russian Economic Thought: Ninth through Eighteenth Centuries*, Berkley, 1964, pp. 475- 487; D. M. Griffiths, "Eighteenth Century Perception of Backwardness: Projects for the Creation of a Third Estate in Catherinean Russia", *Canadian- American Slavic Studies*, Vol. 13, 1979, pp. 462- 463; 尾上八郎「ゴロツインの社会・経済思想——ロシア重農主義とその周辺——」名古屋大学『経済科学』第41巻1994年。
- (4) D. L. Ransel, *op. cit.*, pp. 150- 153; I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 123- 124, 127- 129.
- (5) P. H. Clendenning, "The Economic Awakening of Russia in the Eighteenth Century", *Journal of European Economic History*, Vol. 14, 1985, pp. 450- 451; E. Donnert, "Zum Wirker in Petersburger Freien Ökonomischen Gesellschaft in der zweiten Hälfte des 18. Jh.", *Jahrbuch für Geschichte slavische Länder Osteuropas*, Bd. 17, 1973; J. K. Pratt, "The Russian Free Economic Society, 1765- 1915", Ph. D. dissertation, University of Missouri, 1983; 山本敏「『帝国自由経済協会』論」(前)(後)『スラヴ研究』第9・11号1965・67年。
- (6) M. Confino, "Les enquêtes économiques de la 'Société Libre d'Économie de Saint- Petersburg'(1765- 1820)", *Revue historique*, Vol. 177, 1962; P. H. Clendenning, "Eighteenth Century Russian Translations of Western Economic Works", *Journal of European Economic History*, Vol. 1, 1972, pp. 747- 748; J. H. Brown, "The Publication and Distribution of the Trudy of the Free Economic Society, 1765- 1796", *Russian Review*, Vol. 3, 1977; D. Atkinson, "The Library of the Free Economic Society", *Slavic Review*, Vol. 39, 1980.
- (7) V. Kamendrowsky, "State and Economy in Catherinian Russia: The Dismantling of the Mercantile System of Peter the Great", Ph. D. dissertation, University of North Carolina, 1982, pp. 122- 128; P. H. Clendenning, "Economic Awakening", pp. 456- 458.
- (8) P. Dukes, *op. cit.*, pp. 92- 95, 97- 99; idem (ed), *op. cit.*, Vol. 1, "A. Ia. Polenov on the Serf Condition of the Peasants, c. 1768", pp. 68- 88; R. E. Jones, *The Emancipation*, pp. 137- 139; I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 134- 136; I. S. Bak, "A. Ia. Polenov on Condition of Russian Serfdom", J. M. Letiche (ed.), *op. cit.*, pp. 487- 495; R. R. Blanchard, "A Proposal for Social Reform in the Reign of Catherine II: Aleksei Polenov's Response to the Free Economic Society Competition of 1767- 68", Ph. D. dissertation, State University of New York, 1973. なお若き革命思想家A・N・ラジーシチェフ Aleksandr Nikolaevich Radishchev (1749 - 1802年)も懸賞論文に匿名で投稿したと言われ、農奴身分に対する私有財産の承認と市民社会の樹立を主張して、当然ながら落選している。
- (9) P. Dukes, *op. cit.*, pp. 106- 107; idem, "Catherine II's Enlightened Absolutism and the Problem of Serfdom", W. E. Butler (ed), *Russian Law: Historical and Political Perspectives*, Leyden, 1977; I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 125- 127, 130- 131; idem, "Catherine II and the Serfs: A Reconsideration of Some Problems", *Slavonic and East European Review*, Vol. 52, 1974; R. E. Jones, *The Emancipation*, pp. 135- 137.
- (10) E. C. Thaden, *op. cit.*, pp. 22- 23; R. Bartlett, "The Russian Nobility and the Baltic German Nobility in the Eighteenth Century", *Cahiers du monde russe et soviétique*, Vol. 34, 1993, pp. 236, 239; I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 63, 133.
- (11) R. E. Jones, *Provincial Development in Russia: Catherine II and Jakob Sievers*, New Brunswick, 1984, pp. 151- 156; idem, "Jacob Sievers, Enlightened Reform and the Development of the 'Third Estate' in Russia", *Russian Review*, Vol. 36, 1977; R. Bartlett, "J. J. Sievers and the Russian Peasantry under Catherine II", *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, Bd. 32, 1984, pp. 17- 22.
- (12) R. E. Jones, *Provincial Development*, pp. 31- 32, 170- 174; W. L. Daniel, *op. cit.*, pp. 109- 110.

- (13) R. Bartlett, *Human Capital: the Settlement of Foreigners in Russia, 1762- 1804*, Cambridge, 1979, pp. 35- 49; 鈴木健夫「近代ロシアへのドイツ人入植の開始——ドイツ諸地域からヴォルガ流域へ——」同編『「ヨーロッパ」の歴史の再検討』早大出版部 2000 年、139 - 144 頁。
- (14) R. E. Jones, *Provincial Development*, pp. 32- 33; W. Kirchner, “Ukrainian Tobacco for France”, *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, Bd. 10, 1962; W. L. Daniel, *op. cit.*, pp. 108- 109.
- (15) V. Kamendrowsky, “State and Economy”, pp. 134- 140; P. Dukes, *op. cit.*, pp. 87- 88; R. E. Jones, *The Emancipation*, pp. 139- 142. 訓令の経済条項に関しては、B. Dmytryshyn, “The Economic Content of the 1767 NAKAZ of Catherine II”, *American Slavic and East European Review*, Vol. 19, 1960; W. Augustine, “The Economic Attitudes and Opinions Expressed by the Russian Nobility in the Great Commission of 1767”, Ph. D. dissertation, Columbia University, 1969; R. Givens, “Supplication and Reform in the Instructions of the Nobility”, *Canadian- American Slavic Studies*, Vol. 11, 1977; 増田、前掲書、第 12 章「一八世紀後半期のロシア農民問題——イエカチェリーナ二世の『勅諭』を中心として——」。なおウラル農民騒擾を鎮定したヴァゼムスキー・ビビコフ両名がそれぞれ検事総長・立法委員会議長として立法委員会を統括している事実は、農民問題に対するエカチェリーナ二世の多大な関心を示すとと言える。
- (16) P. Dukes, *op. cit.*, pp. 123- 124; E. V. Prikazchikova, “The Extremist Serf- Owner: M. M. Shcherbatov”, J. M. Letiche (ed.), *op. cit.*, pp. 427- 441; W. L. Daniel, “Conflict between Economic Vision and Economic Reality: The Case of M. M. Shcherbatov”, *Slavonic and East European Review*, Vol. 67, 1989, pp. 46- 48.
- (17) P. Dukes, *op. cit.*, pp. 120- 123; R. E. Jones, *The Emancipation*, pp. 142- 145; I. S. Bak, “Speeches of Ia. P. Kozelskii: The Deputy to the Code Commission”, J. M. Letiche (ed.), *op. cit.*, pp. 502- 507. なお開明貴族の主張する農民解放は、農民に対して土地所有の権利を保証する一方、領主への地代納入の義務を維持したことに留意せねばならない。K. Pappmehl, “The Problem of Civil Liberties in the Records of the Great Commission”, *Slavonic and East European Review*, Vol. 42, 1964, pp. 289- 290.
- (18) P. Dukes, *op. cit.*, pp. 124- 125; R. E. Jones, *The Emancipation*, pp. 147- 148.
- (19) R. E. Jones, *The Emancipation*, pp. 150- 153; D. L. Ransel, *op. cit.*, pp. 182- 186.
- (20) J. M. Lauber, “The Merchant- Gentry Conflict in Eighteenth Century Russia”, Ph. D. dissertation, University of Iowa, 1967, pp. 118- 121; W. L. Daniel, “Russian Attitudes toward Modernization: The Merchant- Nobility Conflict in the Legislative Commission, 1767- 1774”, Ph. D. dissertation, University of North Carolina, 1973, pp. 43- 44.
- (21) V. Kamendrowsky, “State and Economy”, pp. 32- 33; E. V. Anisimov, *Empress Elizabeth*, pp. 59- 63, 208- 209.
- (22) J. M. Lauber, *op. cit.*, pp. 159- 162; C. S. Leonard, *op. cit.*, pp. 90- 91, 108- 109.
- (23) V. Kamendrowsky, “State and Economy”, pp. 195- 196; P. Dukes, *op. cit.*, pp. 107- 108.
- (24) W. Wilson, “Diderot in Russia”, J. G. Garrard (ed.), *The Eighteenth Century in Russia*, Oxford, 1973; I. de Madariaga, “Catherine and the Philosophes”, A. G. Cross (ed.), *Russia and the West in the Eighteenth Century*, Newtonville, Mass., 1983, pp. 39- 40; 浜田泰佑「ディドロとエカテリーナ女帝」『近代』第 56 号 1981 年、市川慎一「ディドロとエカテリーナ二世—— 18 世紀フランスにおける一つのロシア体験——」『思想』第 724 号 [特集: ディドロ——近代のディレンマ] 1984 年、福住誠「エカテリーナ二世とディドロ」関東学院大学『科学・人間』第 29 号 2000 年。
- (25) V. Kamendrowsky, “State and Economy”, pp. 199- 202. なおディドロの生産力論に関しては、ディドロ (溝川善一訳)「マニュファクチュール」ディドロ・ダランベール編 (桑原武夫編訳)『百科全書』岩波書店 1971 年、河野健二「フランス百科全書派の経済思想」桑原武夫編『フランス百科全書の研究』岩波書店 1954 年、吉田静一「ディドロのマニュファクチャー論」同『フランス重商主義論』未来社 1962 年。
- (26) V. Kamendrowsky, “State and Economy”, pp. 196- 198.
- (27) V. Kamendrowsky, “State and Economy”, pp. 202- 207.
- (28) V. Kamendrowsky, “State and Economy”, pp. 207- 214; I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 464- 465.
- (29) V. Kamendrowsky, “State and Economy”, pp. 195- 196; P. Dukes, *op. cit.*, pp. 108- 109.
- (30) V. Kamendrowsky, “State and Economy”, pp. 214- 218; I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 465- 466. ただし 1781 年 9 月 17 日の勅令は領主の火酒蒸留特権を再認しており、当該部門における貴族独占は維持されている。

- (31) P. Dukes, *op. cit.*, pp. 234- 235; 有馬達郎『ロシア工業史——農奴解放の歴史的前提の解明——』東大出版会 1973 年、第 2 章「1800 - 10 年代工業の動向」。
- (32) P. Dukes, *op. cit.*, pp. 88- 91; B. Dmytryshyn, *op. cit.*, pp. 5- 6.
- (33) J. M. Lauber, *op. cit.*, pp. 209- 210, 215- 216; W. L. Daniel, “Russian Attitudes toward Modernization”, pp. 45- 46; G. E. Munro, “The Empress and Merchants: Response in St. Petersburg to the Regulation of Commerce under Catherine II”, *Social Science Journal*, Vol. 13, 1976, pp. 43- 44.
- (34) P. Dukes, *op. cit.*, pp. 130- 132.
- (35) J. M. Lauber, *op. cit.*, pp. 208- 209; P. Dukes, *op. cit.*, pp. 132- 135.
- (36) J. M. Lauber, *op. cit.*, pp. 213- 215; P. Dukes, *op. cit.*, pp. 135- 136.
- (37) P. Dukes, *op. cit.*, pp. 96- 97; I. S. Bak, “The Struggle against the Development of Manufacture in Russia: A. P. Sumarokov”, J. M. Letiche (ed.), *op. cit.*, pp. 423- 427.
- (38) J. M. Lauber, *op. cit.*, pp. 211- 213; W. L. Daniel, “M. M. Shcherbatov”, pp. 58- 64; idem, “Entrepreneurship”, pp. 13- 15; ヤコツェフスキー、前掲邦訳、94 - 95 頁。
- (39) J. F. Brennan, *op. cit.*, pp. 156- 163, 246- 249; 拙稿「エリザヴェータ女帝時代」70 - 77 頁。
- (40) C. S. Leonard, *op. cit.*, pp. 90- 91, 106- 109; 拙稿「エリザヴェータ女帝時代」106 - 108 頁。
- (41) V. Kamendrowsky, “State and Economy”, pp. 35- 52.
- (42) V. Kamendrowsky, “State and Economy”, pp. 67- 68.
- (43) V. Kamendrowsky, “State and Economy”, pp. 68- 69, 92- 95, 105- 106.
- (44) V. Kamendrowsky, “State and Economy”, pp. 69- 73, 76- 83; idem, “State and Enterprise in Thought of N. I. Panin”, R. P. Bartlett/ A. G. Cross/ K. Ramussen(ed.), *Russia and the World of the Eighteenth Century*, Columbus, 1986, pp. 481- 488; D. L. Ransel, *op. cit.*, pp. 145- 146.
- (45) V. Kamendrowsky, “State and Economy”, pp. 90- 92; Anonymous, “Münnich, Ernst”, *MERSEH*, Vol. 23, p. 188.
- (46) V. Kamendrowsky, “State and Economy”, pp. 86- 89; P. H. Clendenning, “Economic Awakening”, pp. 456- 458.
- (47) V. Kamendrowsky, “State and Economy”, pp. 83- 86; W. L. Daniel, *op. cit.*, pp. 69- 71.
- (48) V. Kamendrowsky, “State and Economy”, pp. 96- 97; A. S. Lappo- Danilevsky, “Die russische Handelskommission von 1763- 1796”, O. Hozsche (Hg.), *Beiträge zur Russischen Geschichte*, Berlin, 1907.
- (49) W. L. Daniel, *op. cit.*, pp. 46- 49; D. L. Ransel, *op. cit.*, pp. 144- 150.
- (50) V. Kamendrowsky, “State and Economy”, pp. 155, 162; W. L. Daniel, *op. cit.*, pp. 48- 49. 新任委員 N・Y・ムラヴィヨフは技術者・数学者として知られ、通商問題に関する実務経験を持たないが、重農主義に関する造詣は深く、前述の如く立法委員会の評議委員会にも参与している。彼は、国内の水路・橋梁・集配倉庫の整備と、流通機構の整備による南のアストラハンから北のペルナウ Pernaue に至る内国経済の発展を展望し、さらに北東輸送経路の開拓によるペテルブルクと中国・日本との連結さえ指向している。V. Kamendrowsky, “State and Economy”, pp. 162- 163; W. L. Daniel, *op. cit.*, pp. 86- 87; P. H. Clendenning, “Economic Awakening”, pp. 465- 466.
- (51) V. Kamendrowsky, “State and Economy”, pp. 119- 120; W. L. Daniel, “The Merchantry and Ploblem of Social Order in the Russian State: Catherine’s Commission on Commerce”, *Slavonic and East European Review*, Vol. 55, 1977, pp. 190- 192; idem, *op. cit.*, pp. 67- 69.
- (52) V. Kamendrowsky, “State and Economy”, pp. 121- 122; W. L. Daniel, “The Merchantry”, pp. 187- 189, 195- 199; idem, “Grigorii Teprov and Conception of Order: The Commission on Commerce and the Role of the Merchantry in Russia”, *Canadian- American Slavic Studies*, Vol. 16, 1982, pp. 415- 423; idem, *op. cit.*, pp. 63- 67, 82- 85.
- (53) V. Kamendrowsky, “State and Economy”, pp. 89- 90, 120- 121, 164- 166; W. L. Daniel, “The Merchantry”, pp. 192- 193; idem, *op. cit.*, pp. 85- 88; H. H. Kaplan, *Russian Overseas Commerce*, pp. 26- 27.
- (54) V. Kamendrowsky/ D. M. Griffiths, “The Fate of the Trading Nobility Controversy in Russia: A Chapter in the Relationship between Catherine II and the Russian Nobility”, *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, NF, Bd. 26, 1978, pp. 198- 203.

- (55) V. Kamendrowsky, "State and Economy", pp. 109- 116.
- (56) V. Kamendrowsky, "State and Economy", pp. 116- 117; W. L. Daniel, *op. cit.*, pp. 104- 107.
- (57) V. Kamendrowsky, "State and Economy", pp. 128- 130.
- (58) W. L. Daniel, *op. cit.*, pp. 105- 106; P. H. Clendenning, "Anglo- Russian Trade Treaty", pp. 505- 506.
- (59) F. Fox, "French-Russian Commercial Relation in the 18th Century and the French-Russian Commercial Treaty of 1787", Ph. D. dissertation, University of Delaware, 1966, pp. 75- 77; P. Herlihy, "Russian Grain and Mediterranean Markets, 1774- 1861", Ph. D. dissertation, University of Pennsylvania, 1963, pp. 57- 64; H. H. Kaplan, *Russian Overseas Commerce*, pp. 28- 29.
- (60) C. S. Leonard, *op. cit.*, pp. 90- 91, 106- 109; H. H. Kaplan, *Russian Overseas Commerce*, pp. 13- 14.
- (61) W. L. Daniel, *op. cit.*, pp. 110- 111.
- (62) F. Fox, *op. cit.*, pp. 189- 190.
- (63) W. L. Daniel, *op. cit.*, pp. 108- 109.
- (64) F. Fox, *op. cit.*, pp. 190- 191; M. L. Harvey, "The Development of Russian Commerce on the Black Sea and Its Significance", Ph. D. dissertation, University of California, 1938, pp. 11- 12. なおアストラハン拠点のカスピ海貿易に付言すれば、やはり宰相M・I・ヴォロンツォフがその意義に注目し、経済的にはインド方面への通商拡大及びロシア經由ヨーロッパ=アジア中継貿易を推進する梃子として、財政的には潤沢な通過関税を確保する源泉として、その発展に期待している。関税局長I・E・ミュニツヒは1766年にアストラハン商務法廷 Merchants Court を設置し、関税徴収を促進するとともに、国際商人(ペルシア・アルメニア・インド)の来訪・居留を奨励し、かくしてアストラハンはモスクワ・ペテルブルクに続くロシア第三の都市へと成長するとともに、「東方への窓」 Windows on the East として機能している。W. L. Daniel, *op. cit.*, pp. 117- 123.
- (65) F. Fox, *op. cit.*, pp. 172- 173.
- (66) F. Fox, *op. cit.*, pp. 173- 178; W. L. Daniel, *op. cit.*, pp. 111- 116. なお1764年の第一回航海では、各種産品(棒鉄・ナフタ・帆布・煙草・キャビア・油脂)がリヴォルノに輸送されたが、十分な利益を得ることができなかった。その原因として、同行した御用商人ポノマロフ Ponomarov はロシアの地中海貿易進出を警戒するイギリス商人の妨害活動を、また駐墺大使D・M・ゴリツィンはオランダ中継貿易に対するロシア海運の劣位を、それぞれ指摘している。続く1766年の第二回航海は一定の成果をあげ、ロシアより出荷した原価76,069ルーブリの棒鉄・帆布・皮革がリヴォルノにて総額92,832ルーブリで売却される一方、リヴォルノで仕入れた原価40,994ルーブリの葡萄酒・マカロニ・チョコレート・染料は聖ペテルブルクにて総額46,897ルーブリで売却されている。
- (67) F. Fox, *op. cit.*, pp. 178- 180.
- (68) V. Kamendrowsky, "State and Economy", pp. 154- 156.
- (69) V. Kamendrowsky, "State and Economy", pp. 83- 86, 156- 160; W. L. Daniel, *op. cit.*, pp. 69- 71; H. H. Kaplan, *Russian Overseas Commerce*, pp. 22- 23.
- (70) V. Kamendrowsky, "State and Economy", pp. 166- 171.
- (71) V. Kamendrowsky, "State and Economy", pp. 172- 177.
- (72) V. Kamendrowsky, "State and Economy", pp. 178- 180; H. H. Kaplan, *Russian Overseas Commerce*, pp. 32- 35.
- (73) P. Dukes, *op. cit.*, pp. 88- 91; B. Dmytryshyn, *op. cit.*, pp. 5- 6; V. Kamendrowsky/ D. M. Griffiths, *op. cit.*, pp. 210- 212.
- (74) V. Kamendrowsky, "State and Economy", pp. 73- 76; V. Kamendrowsky/ D. M. Griffiths, *op. cit.*, pp. 207- 210.
- (75) J. M. Lauber, *op. cit.*, pp. 209- 211; P. Dukes, *op. cit.*, pp. 137- 140; G. E. Munro, "The Empress and the Merchants", pp. 41- 42; W. L. Daniel, "The Merchants' View of the Social Order in Russia as Revealed in the Town Nakazy from Moskovskaia Guberniia to Catherine's Legislative Commission", *Canadian- American Slavic Studies*, Vol. 11, 1977, pp. 511- 515; idem, "M. M. Shcherbatov", pp. 48- 49.

〔IV〕外交政策：N・I・パーニンと北方体制——1766年英露通商条約の政治的背景——

18世紀ツァーリズム国家の対外政策をめぐっては、国際関係の本質を勢力均衡体系の観点から把握する外交史学の場合、史実展開の要因を各国王室の家門利害・外務官僚の政治手腕から説明するにすぎなかったが、これに対して官僚国家の形成を重視する行政史学の場合、外交戦略の背景として経済活動の成長に留意する傾向がある。以下、先に確認した国際環境の枠組、及び前節で検討した経済政策との連関に留意しつつ、エカチェリーナ二世時代前半の外交政策を考察しよう。

（1）対外戦争の中止

ピョートル三世は1762年4月24日（5月5日）の聖ペテルブルク条約でプロイセンと講和し、多大の犠牲を払って獲得した占領地帯を無償で返還する一方、祖国ホルシュタインのシュレスヴィヒ奪還を支援するべくデンマーク戦争の準備を進め、1762年6月8日（19日）に普露密約を締結した。この結果プロイセンはロシアに対して、デンマーク戦争への軍事支援・シュレスヴィヒ領有の承認を保証する一方、ロシアはプロイセンに対して、オーストリア戦争への軍事援助・シュレジェン保全の公認を約束したほか、ザクセン＝ポーランド連合を解体するべく、①ポーランド次期国王としてポーランド土着貴族（ピアスト Piast）を推挙すること、②クールラント公国君主としてホルシュタイン公家ゲオルグ・ルートヴィヒ Georg Ludwig（ピョートル三世の伯父）を擁立すること、③ポーランド国内の異宗派（新教徒・正教徒）に対して信仰の自由を保証すること、以上を確認している。⁽¹⁾しかしながら一切の戦利を放棄した普露講和と国益から遊離した普露同盟は軍部の不満を高め、同帝が失脚する最大の要因となった。

エカチェリーナ二世は、仏墺両国から同盟復活・戦線復帰を期待されたものの、即位直後の帝位不安から内政問題に専念する必要を認識し、1762年6月29日（7月10日）の布告によって七年戦争に対する中立を各国に通達した。また続く同年7月1日（12日）、プロイセンに対して講和条約の効力を再認する反面、軍事同盟に関する秘密条約の無効を通告し、デンマーク侵略計画を破棄している。かくしてエカチェリーナ二世は国際問題への介入を控え、平和外交の維持に努めた。⁽²⁾

とはいえ既に後の積極外交の萌芽も確認される。すなわち1763年初頭、国際的には列国の関心が七年戦争の講和交渉に集中する一方、国内的には支配体制の基盤が確立するなか、エカチェリーナ二世は復権したA・P・ベストウージェフ＝リュエミンの建議からクールラント出兵を実施し、同年1月10日（21日）にザクセン公子＝公国君主カール・クリスチャンを追放するとともに、アンナ女帝時代の寵臣E・J・ピロンを抑留生活から召喚して後任君主（復位：1763 - 72年）に任命した。この結果クールラント公国はポーランドの臣従国家からロシアの傀儡国家へと転換し、ロシアはバルト海への出口を拡充することに成功した。⁽³⁾

なお有力な盟邦ロシアを喪失した仏墺同盟は苦戦を余儀なくされ、1763年2月10日のパリ条約で北米の英仏戦争が、同年2月15日のフベルトゥスブルク条約で大陸の普墺戦争が終結する。

（2）政策論争の展開

① 親墺路線と親普路線

エカチェリーナ二世は、クールラント出兵の成功以後、近い将来ポーランド王位継承問題が発生した場合に備え、側近の宮廷貴族・高等官僚に外交方針の策定を指示している。これに対してまず宰相M・I・ヴォロンツォフは、外務参議会長官を兼任して外交政策を統括する立場にあったが、自身が主導した七年戦争期の外交路線を踏襲し、将来におけるオスマン帝国との戦争に対処する観点から、フランス・オーストリア両国との同盟関係を維持することを主張した。また副宰相A・M

・ゴリツィンは、同じく外務参議会副長官を兼任して外交政策を補佐したが、七年戦争期における駐英大使 (1755 - 62 年) の経験から、プロイセンの対露戦争を財政的に支援するイギリス政府に対して強い反感を示しており、宰相ヴォロンツォフの推奨する仏墺両国との友好路線を支持している。⁴⁾ これに対して A・P・ベストウージェフ＝リュージンは、エカチェリーナ二世から外交手腕を期待されるなか、自身の宰相時代におけるオーストリア継承戦争の場合と同様、スウェーデン・ポーランド問題に対応する必要から、イギリス・オーストリア両国との友好関係を重視した。⁵⁾ かくして現宰相ヴォロンツォフ・前宰相ベストウージェフは、それぞれフランスとの友好・イギリスとの接近を主張して対立したものの、いずれもオーストリアとの協調を優先してプロイセンとの同盟を否定する点では意見が一致している。

しかしながらエカチェリーナ二世は、先帝時代より留任した宰相ヴォロンツォフの忠義に対して不信を強める一方、既に高齢なベストウージェフの国際感覚にも不安を覚え、1763 年 8 月にヴォロンツォフが休職するに伴い、クーデターを先導した外交問題の識者 N・I・パーニンに対して助言を求めた。パーニンは北歐諸国に駐在した経験から何よりもフランスの脅威を実感しており、フランスのスウェーデン・ポーランド・オスマン帝国との同盟関係はロシアのバルト海・黒海進出を推進する上で重大な障害であること、オーストリアとの同盟関係は宿敵フランスとの同盟関係を意味すること、他方プロイセンの領土拡張は既に終息傾向にあるためもはや脅威ではなく、むしろ今後はプロイセンとの同盟関係がロシアのスウェーデン・ポーランド関係を維持する上で有効となること、以上の観点からオーストリアとの軍事同盟を否定してプロイセンとの友好関係を重視した。その上でパーニンは、普露同盟を支柱としてイギリス・北歐諸国・ポーランドと同盟体系を構築し、最終的にはブルボン・ハプスブルク両家のカトリック「南方体制」Southern System に対抗すべき非カトリック教国の「北方体制」Northern System を形成する構想を提示した。⁶⁾

またパーニンの北方体制構想は、直接的・外交的には勢力均衡の外交原理に基づくフランス南方体制への対抗措置を意味したが、その盟邦に想定された諸国はいずれもバルト海貿易の経路線上に位置するとともに、同盟体系の一角には最大の貿易相手国イギリスを含んでおり、間接的・経済的にはバルト海域の平和維持によってロシア海外貿易を促進する効果をもった。この意味でパーニンの北方体制は、テプロフの自由貿易路線を支援・保障するものであり、究極的にはイギリス向け産品生産に従事する名門貴族＝領主階級の経済利害を体現するものであったと言えよう。⁷⁾

② ポーランド王位継承問題と十月会議

七年戦争の終結からまだ間もない 1763 年 9 月 25 日 (10 月 5 日)、ザクセン選帝侯＝ポーランド国王アウグスト三世が死去し、現実にはポーランド次期国王の選定が国際問題として浮上してきた。すなわち、まずフランス・オーストリア両国の場合、プロイセンの領土拡張を牽制する必要からザクセンのポーランド支配を支援し、ザクセン公太子フリードリヒ・クリスチャン Friedrich Christian (アウグスト三世の長男) の王位世襲を期待していた。しかし当人はこれに先立つ 1762 年 12 月に急逝していたため、急遽その義兄ザビエル Xabier が代替候補に擁立された。これに対してプロイセン国王フリードリヒ二世は、ザクセンのポーランド支配を打破するべく土着貴族の即位を主張し、またイギリスのグレンヴィル内閣 (在任: 1763 - 65 年) もダンツィヒにおける通商利害からフランスのポーランド進出を警戒した。かくして英普両国・仏墺両国の対抗が再来する。⁸⁾

事態が緊迫するなか、エカチェリーナ二世はいずれの陣営に帰属すべきか迅速な選択を迫られ、1763 年 10 月に前述「十月会議」(A・P・ベストウージェフ＝リュージン、A・M・ゴリツィン、N・I・パーニン、Y・P・シャホフスコイ、I・I・ネブルイエフ、A・V・オルスフェフ) を

編成し、対応方針を検討した。まずベストウージェフは、上述の如くオーストリアとの関係を維持する観点から、ポーランド新王には仏墺同盟の推挙するザクセン公家を支持することを主張した。⁽⁹⁾ 対してパーニンは、北方体制の支柱としてプロイセンとの協調関係を重視し、プロイセンの提唱するポーランド土着貴族の擁立を支持するとともに、ポーランド王国自体を北方体制の一角に編入するべくポーランドにおける親露政権の樹立を志向し、新王候補として女帝の愛人スタニスラフ・ポニャトフスキ Stanislas Poniatowski (1732 - 98 年) を提案している。⁽¹⁰⁾ なお国防参議会副長官 Z・G・チェルヌイシェフもポーランド継承問題に関して覚書を提出し、国王の不在を機会としたポーランド王国の領土分割を主張した。チェルヌイシェフはその根拠として、①ロシア・ポーランド国境問題が未だ解決されていないこと、②ポーランド政府は逃亡ロシア人農民の返還義務を無視していること、③ポーランド王国はロシア通商に不利な関税制度を設定していること、以上を指摘している。しかしながらパーニンは、北方体制の盟邦・西部国境の緩衝地帯としてむしろ独立した傀儡国家ポーランドの樹立を志向し、他国（プロイセン・オーストリア）のポーランド支配を許容する領土分割には否定的見解を示した。このため当面のポーランド分割は回避されるが、後における領土分割の実行を考える上で、当該段階からその計画が示されていた事実は留意されよう。⁽¹¹⁾

かくして議論が衝突するなか、パーニンを支持する外交問題の権威 B・C・ミュニツヒはエカチェリーナ二世に早急な対応を促す覚書を提示し、十月会議は二大派閥の代表から成る合議組織である故、隠密・迅速な情報収集・決断が求められる外交方針の策定には不適であること、十月会議はいたずらに寵臣相互の抗争を助長する恐れがあること、以上を示唆してその廃止を主張した。⁽¹²⁾ この建議を受けエカチェリーナ二世は間もなく十月会議を解散するとともに、パーニンを外務参議会の高級官僚に任命して外交活動に関する権限を集中し、⁽¹³⁾ 以後パーニンが外交政策を主導するとともに、自身の構想する北方体制の実現に向けて外交交渉を展開することになった。⁽¹⁴⁾

(3) 北方体制の形成

① プロイセン

プロイセンとの外交関係はスウェーデン・ポーランド問題に対応する上で重要な位置を占め、エカチェリーナ二世は駐普大使 V・S・ドルゴルコフ Dolgorukov (1720 - 1803 年・在任：1762 - 86 年) を派遣して同盟交渉を進めた。他方プロイセン国王フリードリヒ二世は、七年戦争末期にイギリス政府から資金援助の停止を通告されて以来、仏墺同盟・ザクセン選帝侯国に対抗する手段としてロシアとの紐帯を重視し、駐露大使 V・F・ゾルムス＝ゾンネンヴァルデ Victor Friedrich Solms-Sonnenwalde (在任：1762 - 79 年) を通じて同盟交渉を進めている。⁽¹⁵⁾ しかしながらパーニンが外交政策の実権を握る 1763 年 10 月以前の段階においては、なお前宰相ベストウージェフ・現宰相ヴォロンツォフの主張する親オーストリア・反プロイセン路線が優位を占め、交渉は停滞した。これに対してフリードリヒ二世は、駐土大使 K・A・レクシン Karl Adolf Rexin (在任：1756 - 65 年) を通じてオスマン帝国と軍事同盟の交渉を進め、この徴発行為によって普露交渉の再開を促している。この結果、1764 年 3 月 31 (4 月 11 日) の聖ペテルブルク条約によって普露同盟が成立し、両国は第三国との交戦に際した相互の軍事援助を約束するとともに、①ロシアとオスマン帝国との戦争、及びプロイセン西欧諸国（ヴェーゼル河以西）との戦争に対する軍事援助は 400,000 ルーブリの資金援助をもって代替されうること、②スウェーデン王国国制の現状維持、③ロシア皇太子パーヴェルのホルシュタイン公位継承権維持、④ポーランド王国国制の現状維持、以上を確認した。なお有効期限は 1772 年までの 8 年間とされた。⁽¹⁶⁾

② イギリス

イギリスとの同盟関係は、外交的にはフランス主導の「南方体制」・「東方障壁」に対抗する上で、経済的にはロシア一次産品にとって最大の販路を確保する上で、重要な位置を占めており、パーニンは英露同盟を上記の普露同盟と並ぶ北方体制の二大支柱とみなし、駐英大使 A・R・ヴォロンツォフ (在任：1762 - 64 年) を派遣して同盟交渉を進めた。他方 G・グレンヴィル内閣 (在任：1763 - 65 年) も駐露大使バッキンガムシャーを通じて同盟交渉を打診しており、パーニンは軍事同盟の秘密条項として、①ポーランド王位継承問題の解決に対する資金援助、②スウェーデン内政問題に対する共同歩調の維持、③オスマン帝国との戦争に対する軍事援助 (所謂「トルコ条項」 Turkish Clause)、以上の承認を要求した。⁽¹⁷⁾ これに対して北部担当国務大臣サンドウィッチ 4th Earl of Sandwich はイギリスの国益と直接関係のないポーランド問題への介入に対して消極的である一方、駐土大使 J・マーリ John Murray (在任：1765 - 75 年) は「トルコ条項」の受入がオスマン政府の対英不信を招いてイギリスのレヴァント貿易を攪乱する危険を指摘した。さらに首相グレンヴィルは、国内における議会改革運動 (ウィルクス事件) の収拾と北米における植民地政策の強化 (1763 年「国王宣言」・1764 年「砂糖条令」・1765 年「印紙条令」) に忙殺される一方、七年戦争直後の財政危機のなかで巨額の軍事支出を伴う同盟関係の締結に関して議会の承認を得ることは困難と判断し、同盟交渉は頓挫している。続くロッキンガム内閣 Rockingham (在任：1765 - 66 年) の北部担当国務大臣グラフトン 3rd Duke of Grafton は駐露大使 G・マカートニー George Macartney (在任：1764 - 67 年) を派遣して交渉を進める一方、パーニンは駐英大使 H・グロス Heinrich von Gross (在任：1765 - 66 年) を任命して対応した。しかしながらパーニンは、この間既に 1764 年の普露同盟を実現していたため、もはや対英交渉において譲歩する必要はなく、トルコ条項の挿入に固執して交渉は難航している。⁽¹⁸⁾ 続く W・ピット内閣 (在任：1766 - 68 年) は、七年戦争期に自らが主導した普露両国との友好路線を踏まえ、ブルボン連合に対抗する英普露の「北方同盟」 Northern Alliance を提唱し、北部担当国務大臣 H・S・コンウェイ Henry Seymour Conway は駐露大使 H・スタンレー Hans Stanley (在任：1766 - 68 年) を派遣したが、交渉は依然停滞した。⁽¹⁹⁾

かくして軍事同盟の締結こそ挫折したものの、イギリス歴代内閣は対露外交を決して軽視していたわけではない。なかでもイングランド・スコットランドの海軍技師・軍人はエカチェリーナ二世の推進する海軍増強計画に大きく貢献しており、海軍将校 S・グレイグ Samuel Greig、J・エルフィンストン John Elphinston、C・ノールズ Charles Knowles、T・マッケンジー Thomas Mackenzie をはじめとする 30 名以上の軍事顧問・海軍技師がロシア艦隊の建造・ロシア海軍の軍事教練に従事する一方、逆にイギリス本国の海軍工廠はロシア人技師・将校の研修を受け入れている。⁽²⁰⁾

③ 北欧諸国

デンマーク王国との同盟関係は、スウェーデンの復讐戦争を牽制するとともに、バルト海貿易の動脈ズンド海峡の通行を維持する上で不可欠であったが、これにはシュレスヴィヒ問題の解消が先決であった。その手段としてパーニンはデンマーク外相 J・H・E・ベアンシュトルフ Johan Hartvig Ernst Bernstorff (在任：1750 - 70 年) の提案する領土交換を受け入れ、ホルシュタインにおけるホルシュタイン家領とオルデンブルク・デルメンホルストにおけるデンマーク王領との相互交換を承諾している。かくしてまず 1765 年 2 月 28 日 (3 月 11 日) の聖ペテルブルク条約によって丁露同盟が成立し、両国は相互の領土保全を確認するとともに、第三国との交戦時における相互の軍事支援 (ただし露土戦争の場合は財政支援) を約束した。また新王クリスチャン七世 (在位：1766 - 1808 年) の即位に伴い 1767 年 4 月 11 日 (22 日) のコペンハーゲン条約が締結され、両国の領

土交換を再認する一方、次期ホルシュタイン公位継承者の皇太子パーヴェルが成人する 1773 年まで領土交換を猶予すること、それまでロシア海軍はホルシュタイン公国の首都キールに駐留すること、以上を確認した。⁽²¹⁾ なお 1766 年にはイギリス国王ジョージ三世の妹カロリーネ・マティルデ Calorine Matilda (1752 - 76 年) が新王クリスチャン七世と婚姻し、この結果イギリスはデンマークとの友好関係を強化するとともに、間接的に北方体制の一角を構成することになった。⁽²²⁾

スウェーデン王国はロシアが国境を接する隣国であるだけに友好関係の維持が不可欠であり、これには親仏派ハット党政権の打倒が課題とされた。駐瑞大使 I・A・オステルマン Ivan Andreevich Osterman (1725 - 1811 年：在任 1760 - 74 年) は、同じくバルト海貿易を維持する観点からスウェーデンの親仏政権を警戒していたイギリス大使 J・ゴードリック John Goodricke (在任：1764 - 73 年) と協力してその退陣を画策し、絶対王権の制限・議会権限の優位を規定した 1720 年憲法の遵守を求める一方、緊縮財政・対露友好を主張する穏健派のメッセ党を支援した。この結果、1765 年 1 月の王国議会ではメッセ党が優位を占める一方、続く 1766 年には 1720 年憲法の改正が四身分の同意を必要とすることが確認され、スウェーデン国王権力の抑制に成功した。⁽²³⁾ さらに 1765 年 4 月にはスウェーデン王太子グスタフ Gustavus (後の国王グスタフ三世) がデンマーク王女と婚姻する一方、1766 年 1 月 25 日 (2 月 5 日) に英瑞同盟・通商条約 (ストックホルム条約) が締結され、これらの血縁・同盟関係を媒介としてスウェーデンもまた北方体制に接合された。⁽²⁴⁾

④ ポーランド

パーニンは義甥のポーランド駐在大使 N・V・レプニン (在任：1763 - 69 年) を派遣して新王候補の選考を進め、親露派の名門貴族チャルトリスキ家 Czartoryskis (「御一門」The Family) との協議を経て、同家の親族かつ女帝の寵臣スタニスワフ・ポニャトフスキを擁立した。以後レプニンは多数派工作を進め、1764 年 8 月 16 日 (27 日) の国王選出議会・8 月 26 日 (9 月 6 日) の国王選挙・11 月 14 日 (25 日) の戴冠を経て、新王スタニスワフ・アウグスト Stanislas August (在位：1764 - 95 年) が即位する。ここに半世紀以上に及ぶザクセン＝ポーランド同君連合は解体した。⁽²⁵⁾

以後パーニンはポーランドを北方体制の衛星国家として再編するべく、傀儡君主の権力強化と議会権限の抑制を支援する一方、ポーランド国内における親露派閥の形成に努め、その手段として「異宗派」dissidents (非カトリック＝新教徒・正教徒) の権利回復を画策した。他方、新王スタニスワフ・アウグストは、1764 年 11 月 22 日 (12 月 3 日) の「戴冠議会」Coronation Diet において議会の「自由拒否権」libertum veto (議員各人の拒否権を保証する全会一致原則) を緩和して多数決制を採用し、これ以後一般関税の導入をはじめとする一連の改革政策に着手している。しかしながら新王の革新政策は守旧貴族の反発を招き、また高率関税を財源とする軍隊増強は隣国プロイセンとの貿易摩擦・軍事緊張を生む一方、多数決原理の導入はカトリック教徒の発言を強化してパーニンの志向する「異宗派」の復権を妨害した。⁽²⁶⁾ かくして普露両国はポーランド国王の内政改革に対して警戒を強め、むしろ国内の不満分子と連携して改革の抑制に努めることになる。1766 年 9 月 24 日 (10 月 4 日)、ロシア大使 N・V・レプニンはポーランド領内の正教徒保護を口実としてポーランド領内にロシア軍隊を駐留させ、続く同年 9 月 26 日 (10 月 6 日) の召集国会では反王勢力の「共和派」Republican を後援して議会の自由拒否権を温存する一方、1767 年 2 月 26 日 (3 月 9 日) にはポーランド正教徒の復権とロシア正教会によるその保護を宣言した。以上の原則は 1768 年 2 月 13 日 (24 日) の「永久条約」Perpetual Treaty によって確認され、また同年 3 月の「基本法」(全 24 条) はツァーリ政府の承認無き国制改革を禁止した。⁽²⁷⁾ かくして以後ロシアは復権した親露派正教徒を通じてポーランド議会に干渉する一方、温存した議会の自由拒否権を通じてポーランド国王

の改革に干渉し、ポーランドを北方体制の一角として組み込むことに成功したのである。

⑤ 南方体制の懐柔

最後に南方体制に帰属する諸国との外交関係を見よう。まずフランスの場合、陸軍卿ショワズール・外務卿ラプランは仏露同盟の解消を受けて駐露大使ブルタイユ Baron de Breteuil (在任：1760 - 63 年) を召喚し、引き続き駐瑞大使 (在任：1763 - 67 年) として配置する一方、駐土大使ヴェルジェンヌ Comte de Vergennes (在任：1755 - 68 年) を通じて仏土関係を維持し、東方障壁の強化を試みた。対してパーニンは、ブルタイユの帰国に際して、自身の外交目的が戦争準備・領土獲得にではなく平和維持・通商促進にあることを説明し、敵対意識の払拭に努めている。この結果フランス政府は二年の空白を経て駐露大使ボーセ Marquis de Bausset (在任：1765 - 67 年) を派遣し、国交関係を回復した。⁽²⁸⁾ 次にオーストリアの場合、宰相カウニッツはプロイセン・オスマン両国との対立に備えてロシアとの協調関係を追求しており、パーニンも先の二大戦争に伴う 1746 年・1757 年の奥露同盟を堅持した。⁽²⁹⁾ またオスマン帝国に関して、パーニンは駐土大使 A・M・オブレスコフ Aleksei Mikhailovich Obreskov (1718 - 87 年・在任：1752 - 68 年) を通じて露土関係の安定に尽力する一方、南下政策に対する警戒を防ぐ必要からクリミア半島への植民活動を自重し、また Z・G・チェルヌイシエフの提起するポーランド分割計画も拒否した。⁽³⁰⁾ かくしてパーニンは一貫して中立・友好関係を追求し、北方・南方二大体制の軍事衝突を回避したのである。

以上の如くほぼ 1766 年を頂点としてパーニンの北方体制は完成し、エカチェリーナ二世治世のロシアはバルト海世界における覇権国家としての地位を確立した。しかしながらパーニンの北方体制は必ずしも南方体制の包囲・対外戦争の準備を意味せず、むしろバルト海貿易の展開に必要な通商経路を保全する一方、また国内産業・海運活動の攪乱を招来する国際関係の緊張・軍事経費の膨張を抑制し、かくして平和状態の確保による経済活動の振興を図るものであったと言えよう。

註

- (1) C. S. Leonard, *op. cit.*, pp. 134- 136; H. H. Kaplan, *The First Partition of Poland*, New York, 1962, pp. 5- 6.
- (2) I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 187- 188.
- (3) H. M. Scott, *op. cit.*, pp. 106- 107; H. H. Kaplan, *The First Partition of Poland*, pp. 6- 7. なおベストウージェフはアンナ女帝のクールラント公妃時代に宮廷官僚として仕えた経験をもち、またクールラント宮廷貴族ピロンは当時の同僚に当たる。クールラント出兵・君主人事にはベストウージェフの意向が強く反映されていたと言える。
- (4) D. M. Griffiths, "Russian Court Politics and the Question of an Expansionist Foreign Policy under Catherine II, 1762- 1783", Ph. D. dissertation, Cornell University, 1967, pp. 11- 12; D. L. Ransel, *op. cit.*, pp. 114- 115. なお駐英大使時代におけるゴリツィンの外交活動については、K. W. Schweizer/ C. S. Leonard, "Britain, Prussia, Russia and the Galitzin Letter: A Reassessment", *Historical Journal*, Vol. 26, 1983.
- (5) D. M. Griffiths, "Russian Court Politics", pp. 14- 15; D. L. Ransel, *op. cit.*, pp. 115- 116.
- (6) D. M. Griffiths, "Russian Court Politics", pp. 31- 32.
- (7) D. L. Ransel, *op. cit.*, pp. 144- 150; W. L. Daniel, *op. cit.*, pp. 100- 101; R. E. Jones, "Opposition to War and Expansion in Late Eighteenth Century Russia", *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, Bd. 32, 1984, pp. 39- 40; idem, "The Nobility and Russian Foreign Policy 1560- 1811", *Cahiers du Monde russe et soviétique*, Vol. 34, 1993, pp. 161- 162. ただし領主階級の首領 M・M・シチェルバートフは、外来君主エカチェリーナ二世の野心外交を国内利害から遊離した財政膨張の元凶として批判している。A. Lentin, "Prince M. M. Shcherbatov as Critic of Catherine II's Foreign Policy", *Slavonic and East European Review*, Vol. 49, 1971.
- (8) H. M. Scott, *op. cit.*, pp. 102- 112; idem, "France and the Polish Throne, 1763- 1764", *Slavonic and East European Review*, Vol. 53, 1975; H. H. Kaplan, *The First Partition of Poland*, pp. 30- 31; K. Rahbek- Schmidt, "Problems Connected with the Last Polish Royal Election", *Scando- Slavica*, Vol. 2, 1956.

- (9) D. M. Griffiths, "Russian Court Politics", pp. 35- 36.
- (10) D. M. Griffiths, "Russian Court Politics", pp. 28- 31.
- (11) R. E. Jones, "Runaway Peasants and Russian Motives for the Partition of Poland", H. Ragsdale (ed.), *op. cit.*; J. T. Lukowski, "Guarantee or Annexation: A Note on Russian Plans to Acquire Polish Territory Prior to the First Partition of Poland", Institute of Historical Research, *Bulletin*, Vol. 106, 1983.
- (12) D. L. Ransel, "The 'Memoirs' of Count Münich", *Slavic Review*, Vol. 30, 1971; *idem*, *op. cit.*, pp. 127- 133.
- (13) D. M. Griffiths, "Russian Court Politics", pp. 15- 19.
- (14) 北方体制の形成については、K. Rahbek- Schmidt, "Wie ist Panins Plan zu einem Nordischen System entstanden ?", *Zeitschrift für Slawistik*, Bd. 2, 1957; D. M. Griffiths, "The Rise and Fall of the Northern System: Court Politics and Foreign Policy in the First Half of Catherine II's Reign", *Canadian Slavic Studies*, Vol. 4, 1970.
- (15) K. Schweizer, "The Non- Renewal of Anglo- Prussian Subsidy Treaty, 1761- 62", *Canadian- Journal of History*, Vol. 13, 1978; H. Dippel, "Prussia's English Policy after the Seven Years War", *Central European History*, Vol. 4, 1971.
- (16) D. M. Griffiths, "Russian Court Politics", pp. 35- 38; I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 190- 192; H. M. Scott, *op. cit.*, pp. 109- 115; *idem*, "Frederick II, the Ottoman Empire and the Origins of the Russo- Prussian Alliance of April 1764", *European Studies Review*, Vol. 7, 1977. 条約条文は、C. Parry (ed.), *The Consolidated Treaty Series*, New York, 1969, Vol. 43, pp. 1- 26.
- (17) D. M. Griffiths, "Russian Court Politics", pp. 39- 40; I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 188- 189, 193- 194; H. M. Scott, *op. cit.*, pp. 151- 155; *idem*, "Great Britain, Poland and the Russian Alliance, 1763- 1767", *Historical Journal*, Vol. 19, 1976.
- (18) W. F. Reddaway, "Great Britain and Poland, 1762- 72", *Historical Journal*, Vol. 4, 1932; *idem*, "Macartney in Russia, 1765- 67", *Historical Journal*, Vol. 3, 1931; M. Roberts, "Macartney in Russia", *English Historical Review*, Supplement 3, 1974, pp. 47- 59. なお G・マカートニーのロシア論として、G. Macartney, *Account of Russia*, London, 1767 (Reprint: Elibron Classics, 2005).
- (19) M. Roberts, "Macartney in Russia", pp. 33- 35, 60- 61.
- (20) R. C. Anderson, "British and American Officers in the Russian Navy", *Mariner's Mirror*, Vol. 33, 1947; M. S. Anderson, "Great Britain and the Growth of the Russian Navy in the Eighteenth Century", *Mariner's Mirror*, Vol. 42, 1956. なお T・マッケンジーは有名なセヴァストポリ要塞の設計に従事している。イギリス人技師の設計した要塞が後にクリミア戦争でイギリス軍隊に攻撃されることは、この間の英露関係の転換を象徴すると言えよう。
- (21) D. M. Griffiths, "Russian Court Politics", pp. 40- 41; I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 192- 193; H. M. Scott, *op. cit.*, pp. 124- 129, 134- 136; S. P. Oakley, *op. cit.*, pp. 151- 152; 百瀬・熊野・村井編、前掲書、176 - 177 頁。条約条文はそれぞれ、C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 43, pp. 137- 158, 467- .
- (22) M. Roberts, "Great Britain, Denmark and Russia, 1763- 1770", R. Hatton/ M. S. Anderson (ed.), *op. cit.*, pp. 244, 246.
- (23) D. M. Griffiths, "Russian Court Politics", pp. 40- 41; I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 194- 195; H. M. Scott, *op. cit.*, pp. 130- 134; S. P. Oakley, *op. cit.*, pp. 153- 154. なお I・A・オステルマンはアンナ女帝時代のドイツ人副宰相 A・I・オステルマン Andrei Ivanovich Ostermann (1686 - 1747 年) の子息である。
- (24) M. F. Metcalf, *Russia, England, and Swedish Party Politics 1762- 1766: The Interplay between Great Power Diplomacy and Domestic Politics during Sweden's Age of Liberty*, Totowa, 1977; M. Roberts, *British Diplomacy and Swedish Politics 1758- 1773*, London, 1980. 条約条文は、C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 43, pp. 255- 260.
- (25) D. M. Griffiths, "Russian Court Politics", pp. 42- 44; I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 191-192, 196- 197; H. H. Kaplan, *The First Partition of Poland*, pp. 12- 15, 43- 45.
- (26) H. H. Kaplan, *The First Partition of Poland*, pp. 49- 56; H. M. Scott, *op. cit.*, pp. 174- 182.
- (27) H. H. Kaplan, *The First Partition of Poland*, pp. 89- 90; I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 197- 202; J. T. Lukowski, "Towards Partition: Polish Magnates and Russian Intervention in Poland during the Early Reign of Stanislaw August Poniatowski", *Historical Journal*, Vol. 28, 1985; 小山 哲「消滅した国家ポーランド」『岩波講座・世界歴史』第17巻 [環大西洋革命] 岩波書店 1997 年所収、83 - 86 頁、白木太一『近世ポーランド「共和国」の再建』彩流社 2005

年、95 - 103 頁、伊東・井内・中井編、前掲書、175 - 176 頁。永久条約の条文は、C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 44, pp. 148-162.

(28) H. M. Scott, *op. cit.*, pp. 165-173; D. L. Ransel, *op. cit.*, pp. 145-146.

(29) H. M. Scott, *op. cit.*, pp. 118-120.

(30) Anonymous, "Obreskov, Aleksei Mikhailovich", *MERSEH*, Vol. 25, pp. 169-170; R. E. Jones, *Provincial Development*, pp. 28-29.

〔V〕通商条約政策——1766年英露通商条約の成立——

以上の経済・外交政策を背景として、1760年代前半において一連の通商条約交渉が展開される。その際、テプロフの自由貿易政策がイギリスを輸出市場の主力として想定する一方、パーニンの北方体制構想がイギリスを同盟体系の中核として重視するなか、自ずとイギリスとの条約交渉が最大の焦点となった。以下、1766年の英露通商条約をめぐる交渉過程・条約内容の概要を確認しよう。

(1) 英露通商条約交渉の展開

① J・バッキンガムシャーと条約交渉の難航

七年戦争末期の1762年秋、ロシアでは新帝エカチェリーナ二世が即位する一方、イギリスではビュート内閣が対仏包囲を強化する必要からロシアとの連携を求め、北部担当国務大臣G・グレンヴィルは駐露大使J・バッキンガムシャーを派遣して1742年英露同盟の更新を交渉するとともに、1734年通商条約の改正を強く要請した。これに対して宰相M・I・ヴォロンツォフは仏墺同盟の回復を愛好する一方、副宰相A・M・ゴリツィンも英普同盟を嫌悪していたため、両者ともイギリス大使バッキンガムシャーの同盟提案を一蹴したのみならず、イギリス以外の各国（オランダ・フランス・スウェーデン）とも通商条約を交渉する用意があることを示唆し、イギリスに有利な交渉の展開を牽制した。⁽¹⁾ 続く1763年3月、親英派のA・P・ベストー＝ジェフ＝リュウミンが外交政策の実権を握って交渉が再開するが、同年8月、交渉に臨んだ副宰相A・M・ゴリツィン及び官房書記A・V・オルスフェフは、近い将来におけるポーランド継承問題の発生を念頭に置きつつ、通商条約の改正に応じる条件として軍事同盟の先行的な締結を要求している。その要点は、①イギリス政府はポーランド王位継承問題に関してロシア政府の推挙する新王候補を財政的・外交的に支援し、ポーランドにおける親仏王権の成立を阻止すること、及びスウェーデン王国における親仏政権の成立を妨害し、バルト海域の平和・通商活動を維持すること、②イギリスは将来における露土戦争の勃発に際してロシアを支援すること、以上の秘密条項を挿入することにあつた。⁽²⁾

この間イギリスでは1763年2月にロシア会社総裁R・ネトルトンが対抗草案を作成し、リガに対する通商条約の適用、イギリス商人のペルシア通商活動、イギリス商人相互の商品売買、以上の迅速な実現を求めた。これを受けて首相ビュートもロシア会社の意向に配慮した交渉を指示している。⁽³⁾ しかしながら商務院総裁ヘイ Hay は、イギリス商人への統制・ロシア商人への優遇に抗議する必要を認める反面、1734年の通商条約が既に「他の諸国とのどの通商条約よりも多くの特権」をイギリス商人に保証している以上、まずはその単純な更新を優先するべきであつて、ロシア会社の要求に固執するあまり条約交渉そのものを頓挫せしめる事態は回避するべきこと、しかもロシア会社の要求するイギリス商人相互の取引行為は必ずしも現地イギリス商人一般の意向を反映するものではないこと、以上の見解を示した。これを受けて後任の北部担当国務大臣ハリファクスは、新たな権利の要求を放棄して既存条約の更新を急ぐようバッキンガムシャーに通告している。⁽⁴⁾

続く1763年10月、N・I・パーニンが外交政策の権限を掌握し、これ以後パーニン・副宰相が

リツィン・通商官僚テプロフ・関税局長ミュニツヒが条約交渉を担当した。うちテプロフ・ミュニツヒは、海外貿易の振興・輸出産業の育成を図る観点から、通商条約の改正を梃子とするイギリス向け輸出貿易の拡大に意欲を示した。他方パーニンはポーランド継承問題の緊迫を踏まえ、フランス外交戦略に対抗する北方体制の整備を急ぎ、通商条約の更新を交換条件としたイギリスとの同盟関係の締結に強い関心を示した。⁽⁶⁾ しかしながら 1764 年 3 月に普露同盟が成立する一方、同年 8 月のポーランド国王選挙によって親露派の新王スタニスラフ・ポニャトフスキが即位するに及び、パーニンにとって英露同盟を実現する意味は減退し、同盟・通商条約の交渉においてもはや譲歩を示す必要はなくなった。むしろ 1766 年の関税改革に向けた商業委員会の関税論争を通じて、テプロフ・ミュニツヒは過度な保護関税を拒否して自由な貿易活動を指向する反面、イギリス商人の独占体制を打破して独自の商人資本を育成する必要があるについて認識を強めていた。かくしてパーニンは通商交渉に強硬な態度で臨み、イギリスに対する最恵国待遇の拒否、イギリス商人相互における商品売買の禁止、ロシア商人に対する低率関税の適用、1756 年リガ通商規定の維持、ロシア経由ペルシア貿易の禁止、以上の主張を繰り返すとともに、イギリス政府がこれらの草案規定を受諾しない場合はイギリス商人の特権を一層縮小する用意がある旨さえ警告した。⁽⁶⁾

これに対して続くグレンヴィル内閣の北部担当国務大臣サンドウィッチは、イギリスがロシア市場以外にも有望な原料調達地帯を豊富に保有している故、条約交渉が破綻しても何ら打撃を受けないこと、むしろイギリスを最大の輸出相手とするロシアこそ英露通商の断絶によって致命的な損害を受けること、以上をバッキンガムシャー経由でパーニンに警告した。これに対してパーニンは、商業委員会の通商論争を通じて、英領植民地が十分な原料供給能力をもたないことを承知していたのみならず、また駐英大使 A・R・ヴォロンツォフを通じて英領東部 13 州の離反傾向も認識しており、サンドウィッチの主張を虚構として無視した。⁽⁷⁾ かくして条約交渉が停滞するなか、1764 年 3 月のイギリス議会は対抗措置としてロシア麻織物への輸入関税を 20 - 30 % 程度強化するとともに、税額算出の基礎を輸入業者の申告価格から公定価格へと変更する計画を審議している。しかしながらこの措置は、ロシア麻織物の販路をイギリス市場からオランダ市場へと転換させ、この結果ロシア麻織物のイギリス経由北米向け再輸出を攪乱するのみならず、ロシア政府の報復関税を誘発してイギリス繊維製品のロシア向け輸出を阻害する危険すら孕んでいた。⁽⁸⁾ 折しも 1764 年 3 月における普露同盟の成立は、ロシア市場におけるシュレジェン羊毛製品の進出・イギリス製品の駆逐を招く危険を内包しており、かかる事態の回避には通商条約の早急な改正・更新が必要であった。

② G・マカートニーと条約交渉の終結

続く 1765 年、ポーランドでは新王スタニスラフ・アウグストが独自の内政改革を展開する一方、英領北米植民地では大規模な印紙税反対運動・本国製品ボイコット運動が高揚するなか、英露両国は傀儡国家・海外領土の混乱に対するブルボン連合の干渉を防止するべく、相互提携の強化を志向することになる。かくしてパーニンは駐英大使として H・グロスを派遣する一方、グレンヴィル内閣は駐露大使 G・マカートニーを派遣し、条約交渉は新たな展開を見せる。

まずテプロフ・ミュニツヒはイギリス政府の強硬姿勢を懐柔するべく条約草案の再考を進め、1765 年 1 月に駐英大使グロスを通じて修正原案を提示した。この修正原案はイギリス政府の要求に一定の譲歩を示しており、イギリスに対する最恵国待遇の復活、現地通貨での関税納入、商事裁判に関する罰則・訴訟規定の整備、モスクワ・聖ペテルブルク・アルハンゲリスクにおける建物の建設・購入・賃借の自由、以上を承認している。とはいえ自立的な貿易活動を育成する観点から国内商人への優遇措置は堅持し、両国商人に対する対等な輸出関税の撤廃、及び現地イギリス商人相

互における商品取引の禁止、以上を再度規定するとともに（第 4 条）、領内經由ペルシア貿易に関する条項を抹消した。さらに七年戦争に際して 1756 年のデンマーク・スウェーデン武装中立同盟が提唱した「中立商船の自由貿易」free ships, free goods を論拠として、兵器・弾薬以外の全ての商品を禁輸品目の対象から除外する旨を通告した（第 10・11 条）。⁽⁹⁾

この修正原案に対して 1765 年 2 月、ロシア会社総裁 R・ネトルトンも妥協の構えを見せ、通商条約の廃棄よりは現行条約の維持・更新で満足するべきとの意向を示し、したがって現状に対する後退を意味する第 4 条（英露商人に対する平等課税の廃止・イギリス商人に対する相互取引の禁止）についてはその撤回と現状復帰を要請した。他方、法務長官 J・マリョット James Marriott (1730 - 1803 年) は、ロシア政府の主張する禁輸規定に関して、イギリス政府が船舶用品（とりわけ軍艦マスト用木材）を軍需物資とみなして禁輸品目に指定する限り、当該品目を運搬するロシア商船に対する拿捕行為は合法であるとの判断を示した。かくして北部担当国務大臣サンドウィッチは、ロシア会社の求める第 4 条の再考に加え、イギリス羊毛製品に対する優遇税率の維持、リガにおける通商条約の適用、及び禁輸規定に関する第 10・11 条の修正、以上を求めた。駐露大使マカートニーは以上の要求をロシア政府に伝達したが、パーニンはその受入に難色を示した。⁽¹⁰⁾

続く同年半ば、両国は相互に妥協を模索し、交渉は急速に進展する。まずロシア政府の場合、関税局長ミュニッヒはイギリス商人に対する木材輸出関税の緩和を認め、またリガ知事 G・ブラウンは 1765 年 12 月にリガ通商規則を改正し、同市の穀物輸出を促すとともに、外国商人に対する規制措置を緩和している。⁽¹¹⁾ 他方イギリスでは 1765 年 7 月、植民地政策の失態と英露交渉の難航から グレンヴィル内閣が退陣して ロッキンガム内閣が成立し、その北部担当国務大臣グラフトンは条約交渉を打開するべく条約草案の再考に着手した。また 1765 年のイギリス議会はロシア麻織物への輸入関税を緩和し、1660 年トン税・ポンド税法の規定する最低基準を適用している。⁽¹²⁾ かかる両国の妥協を背景として 1765 年 7 月、パーニンとマカートニーは個別交渉を展開する。争点は両国商人への対等課税をめぐる第 4 条、及び禁輸品目の対象をめぐる第 10・11 条、以上の二点に絞られた。まずパーニンは、英露商人に対する平等課税を承認する交換条件として、ロシア政府がイギリス領内におけるイギリス航海条令の優越を承認している如く、イギリス政府もロシア領内におけるロシア海事法制の優先を認める「留保条項」the reservation clause の設定を提案した。マカートニーはその受入を約束し、かくして両国商人への平等課税は実現した。しかしパーニンは禁輸規定に関して一切の妥協を認めず、その受諾が不可ならば条約交渉を打ち切るとの最後通牒を通告した。この結果マカートニーは最終原案を了承し、同年 8 月 4 日（15 日）に署名している。⁽¹³⁾

かくして成立した通商条約に対する両国の評価を見れば、まずパーニンの場合、当初からイギリスに対する経済的従属の克服を目指して交渉を進めたにもかかわらず、結果的には依然として 1734 年の通商条約が規定するイギリス商人への優遇措置の多くを再認せざるを得なかったため、この点で大きな課題を残したものの、ともあれイギリスの支配体制からロシア商業利害を防衛することには成功したものと総括した。⁽¹⁴⁾ 他方マカートニーは、「ロシアが我々を必要としている以上に我々はロシアを必要としている」We wanted Russia more than Russia could ever want us 以上、ロシア政府にこれ以上の譲歩を求めることは困難であること、むしろ宮廷内部において親密的なオルロフ勢力が政権を奪回する危険を踏まえる場合、親英的なパーニン派閥が外交政策を主導している間に英露交渉を完了しておく必要があること、また英露両国の条約交渉と並行してフランス・スペイン各国が通商協定を模索している現状においては、他国に先んじて通商条約を締結する必要があったこと、等々を指摘して条約署名に対する本国政府の理解を求めた。しかしながらロッキンガム政権は主管

大臣の事前承認なきマカートニーの独断的な署名を越権行為として非難したのみならず、留保条項が規定するロシア版の航海条令は将来的にイギリス貿易活動に対して多大な損害を与えることを危惧し、北部担当国務大臣グラフトンは批准を拒否するとともに、マカートニーに交渉再開を指示した。⁽⁴⁵⁾ しかしながら続く 1766 年、ピット内閣・北部担当国大臣コンウェイは、当該条約が最低限の要求事項を充足している以上、もはや条約交渉を延長する必要を認めず、1766 年 6 月 20 日（7 月 2 日）、英露通商条約を批准した。かくして条約改正をめぐる一切の交渉が完了した。⁽⁴⁶⁾

（2）1766年英露通商条約の概要

以下、1766 年条約（全 26 条）の概要を、1734 年条約との差異に留意しながら確認しよう。⁽⁴⁷⁾

まず第 1 条は、両国のこれまでの平和・友好関係を讃えるとともに、今後もこの関係を維持してゆくことを確認している。その対象は両国の本土のみならず、現在・将来における両国の海外領土・属国を含み、この結果両国はそれぞれの領土拡張・海外支配を相互に尊重することになった。当該条項は 1734 年の通商条約（第 1 条）を継承したものにすぎないが、1760 年代半ばの国際環境として両国がそれぞれ北米植民地・ポーランドの離反傾向に苦悩し、周辺各国の内政干渉・武力介入を警戒していた状況を踏まえる場合、相互の安全保障に関する当該条項の更新は、交渉が挫折した英露軍事同盟の機能を実質的に代替するものとして重要な意味をもっている。

次に第 2 条は両国における航海・通商活動の自由を保証した。ただしその対象は両国のヨーロッパ領土に限定され、両国の海外領土を含まない。当該条項も 1734 年の通商条約（第 2 条）を継承するものであり、この結果イギリスはロシア商人の植民地貿易参入を抑制し、自国商人・特権会社の植民地貿易独占を維持する一方、ロシアもイギリス商人のペルシア貿易介入を規制し、ロシア商人のペルシア貿易独占を保護することになった。1734 年の通商条約はこの条項に対する例外規定としてイギリス商人の領内経由ペルシア貿易を許可したため（第 8 条）、実質的に両国の双務性は機能していなかったが、1766 年の通商条約はこの例外規定を抹消したため、ヨーロッパ外部における相互の通商独占を名実ともに保証することになった。この事実は、イギリス国内においては、ロシア経由ペルシア通商の開拓を追求するロシア会社の利害に対して、むしろトルコ経由ペルシア貿易の防衛を志向するレヴァント会社の利害が優越したことを意味するが、国際的にはイギリス商人と対抗的にペルシア貿易を展開するロシア商人の利害が貫徹したことを意味している。

また第 3 条は両国相互の最恵国待遇を確認した。この条項も 1734 年の通商条約（第 3 条）を更新するものであり、この結果イギリス商人はロシアにおいて他の外国商人と平等な関係を確保する一方、ロシア商人もイギリスにおいて他の外国商人と対等な地位を保証された。とはいえ英露貿易が専らイギリス商船によって展開されている事実を考慮した場合、当該条項の恩恵を被るのは専らイギリス商人であって、海運能力で劣るロシア商人に当面の利点はなかった。当該条項の是非は交渉過程における一つの争点であったが、これに関してはロシア側が譲歩したと言える。

続く第 4 条は、ロシア製品の海外向け輸出に際して英露商人が同率の輸出関税を負担することを規定している。この原則も 1734 年の通商条約（第 4 条）を踏襲するものであり、これによってロシア領内のイギリス商人はロシア国内商人と対等な関係を享受したが、同時にイギリス国内のロシア商人もイギリス商人と平等な地位を保証された。ただし 1734 年の通商条約の場合、この条項に対する留保条件としてイギリス国内におけるイギリス海事法制の優先を確認したため、実際にはイギリス領内のロシア商人はイギリス航海条令の規定する差別的な待遇を甘受してきた。これに対して 1766 年の通商条約の場合、当該条項に対する同様な留保条件としてロシア国内におけるロシア

海事法制の優越を規定したため、将来的にはイギリス商人に対して差別的な課税を導入することも可能となった。当該条項をめぐる論争は批准の段階までもつれ込んで条約交渉における最大の焦点となったが、最終的にイギリスは平等課税の更新に対する代償として留保条件の拡大を承認せざるを得ず、この問題に関しても自国商人の育成を図るロシア側の意向が尊重されたと言えよう。

第 5 条はイギリス商人に対してロシア現地通貨による関税納入を認めた。この原則も 1734 年の通商条約 (第 5 条) を継承するものであり、他の外国商人は依然として国際通貨ライヒスターラーによる関税納入を義務付けられたから、イギリス商人は競合するオランダ商人に対して有利な地位を確保することに成功した。しかしながら通貨の換算割合は、1734 年の通商条約にならって 1 ライヒスターラー = 125 コペイカの原則を維持しており、1730 年代以降におけるルーブリ相場の下落傾向を踏まえる場合、ロシア側に有利な取り決めだったと言える。なお第 24 条はイギリス羊毛製品の輸入に対する優遇税率の採用を承認した。この原則も 1734 年の通商条約 (第 27 条) を更新したものであり、この結果イギリス製品はロシア市場をめぐる競争するプロイセン・フランス製品に対して絶対的な優位を確保することができた。とはいえ優遇関税の税率としてやはり 1734 年の通商条約の水準がそのまま採用されており、イギリスとしては不満の残る結果となった。

第 10 条は戦時における敵国向け軍需物資輸出の禁止、及び民間物資輸出の許可を規定している。この条項そのものは 1734 年の通商条約 (第 11 条) を継承している。しかし 1766 年の通商条約の場合、直後に独立した第 11 条を新設し、軍需物資の具体的な品目として兵器・弾薬を列挙する一方、船舶用品 (木材・麻類・棒鉄) を禁輸品目から除外した。当該条項をめぐるイギリス政府は軍艦建造に転用される船舶用品を軍需物資として認定するよう求めたにもかかわらず、最終的にこの要求は退けられ、以後ロシアはイギリスの外交利害に左右されることなく船舶用品の輸出を続行することが可能となった。禁輸規定の問題は上記の第 4 条と並ぶ条約交渉の焦点であったが、この問題についてもイギリス国防利害に対してロシア通商利害を優先する決着が図られたと言えよう。

他方第 14 条はイギリス商人のロシア領内全域における建物建設・購入・賃借の自由を承認した。当該条項は、1734 年の通商条約 (第 16 条) が承認していた港湾都市における上記権利を領内全域へと拡大するものであり、1734 年の通商条約と比較してイギリス商人の権利を拡充した条項としてはほとんど唯一のものである。しかしながら同時に当該条項は、自治特権を保持する都市については対象より除外することを規定しており、したがってイギリス商人の要求にもかかわらず、特権都市リガは依然として通商条約の適用対象から除外されることになった。

以上の条約規定を 1734 年の通商条約と対比した場合、まず従来通り温存された条項としては、両国相互の最恵国待遇、現地通貨による関税納入、英露商人に対する輸出関税の平等、イギリス羊毛製品に対する輸入関税の優遇、敵国向け軍需物資の輸出禁止、等々を指摘しうる。しかしながら平等課税の保証に際しては交換条件としてイギリス商人に対するロシア航海規則の適用が確認され、両国通貨の相場・優遇税率の水準・禁輸品目の対象についてはイギリス政府の是正要求に反して旧来の水準がむしろ機械的に更新された。またロシア会社が更新を要請した領内経由ペルシア通商、現地イギリス商人相互の商品取引、以上の権利は一切認められず、同社が新規に要求したペルシア向け再輸出品に対する関税払戻、リガ・ナルヴァに対する通商条約の適用、以上も全て却下されている。イギリス商人に新たに承認された権利としては、わずかに領内全域で居留する権利を指摘しうるに過ぎず、これとでもリガは対象より除外された。全体として 1766 年の通商条約は、イギリスを主要市場とした自由貿易の展開を想定しつつも、イギリス商業資本を媒介とした貿易関係の打破を展望する点で、直後に公布される 1766 年の関税改革と連動するものであった。かくして

1734年の通商条約がイギリス商人の通商特権を保証した「イギリスの勝利」であったとすれば、これらの特権を大幅に縮小した1766年の条約改正は逆にロシアの勝利であったと言える。⁽¹⁸⁾

註

- (1) K. R. Schmidt, "The Treaty between Great Britain and Russia, 1766: A Study on the Development of Count Panin's Northern System", *Scando- Slavica*, Vol. 1, 1954, pp. 124- 126; P. H. Clendenning, "Anglo- Russian Trade Treaty", pp. 483- 484; H. H. Kaplan, *Russian Overseas Commerce*, pp. 21- 22.
- (2) P. H. Clendenning, "Background and Negotiations", pp. 152- 153; idem, "Anglo- Russian Trade Treaty", pp. 488- 490.
- (3) K. R. Schmidt, op. cit., pp. 115- 116; P. H. Clendenning, "Anglo- Russian Trade Treaty", pp. 487- 488.
- (4) K. R. Schmidt, op. cit., pp. 130- 131; P. H. Clendenning, "Anglo- Russian Trade Treaty", pp. 486- 487; H. H. Kaplan, *Russian Overseas Commerce*, pp. 20- 21.
- (5) K. R. Schmidt, op. cit., pp. 128- 130; P. H. Clendenning, "Anglo- Russian Trade Treaty", pp. 485- 486.
- (6) K. R. Schmidt, op. cit., pp. 127- 128; P. H. Clendenning, "Background and Negotiations", pp. 153- 154; idem, "Anglo- Russian Trade Treaty", pp. 495- 496;
- (7) K. R. Schmidt, op. cit., pp. 122- 123; P. H. Clendenning, "Anglo- Russian Trade Treaty", pp. 496- 497.
- (8) P. H. Clendenning, "Background and Negotiations", pp. 153- 154; idem, "Anglo- Russian Trade Treaty", pp. 494, 496.
アイルランドにおける「亜麻工業信託委員会」Board of Trustees for the Linen and Hempen Manufactures (1711年)の設立以来、イギリス本国政府はアイルランド麻織物業に対して組織的な保護政策を展開しており、1731年の亜麻輸入関税免除、1756年の大麻輸入関税免除、1767年の亜麻製品輸入関税強化、以上の優遇措置によって生産・輸出を推進している。N. B. Harte, "The Rise of Protection and the English Linen Trade, 1690- 1790", N. B. Harte/ K. G. Ponting (ed.), *Textile History and Economic History*, Manchester, 1973; 松尾、前掲論文。
- (9) M. Roberts, "Macartney", pp. 14- 15; P. H. Clendenning, "Background and Negotiations", p. 154; idem, "Anglo-Russian Trade Treaty", pp. 499- 501; H. H. Kaplan, *Russian Overseas Commerce*, pp. 35- 36.
- (10) M. Roberts, "Macartney", pp. 15- 16; P. H. Clendenning, "Background and Negotiations", p. 155; idem, "Anglo-Russian Trade Treaty", pp. 501- 503; H. H. Kaplan, *Russian Overseas Commerce*, pp. 36- 37.
- (11) P. H. Clendenning, "Anglo- Russian Trade Treaty", pp. 505- 506.
- (12) P. H. Clendenning, "Anglo- Russian Trade Treaty", pp. 507- 508. なお18世紀のイギリス関税制度を規定した1660年「トン税・ポンド税法」Act of Tonnage and Poundageについては、隅他哲司「イギリス保護関税制度の生成」『西洋史学』第84号1970年(同『イギリス財政史——近代租税制度の生成——』ミネルヴァ書房1971年、再録)。
- (13) M. Roberts, "Macartney", pp. 18- 19, 22- 23; W. F. Reddaway, "Macartney", pp. 276- 278; P. H. Clendenning, "Background and Negotiations", pp. 154- 155; idem, "Anglo- Russian Trade Treaty", pp. 508- 510; H. H. Kaplan, *Russian Overseas Commerce*, pp. 38- 39.
- (14) M. Roberts, "Macartney", pp. 21- 22.
- (15) M. Roberts, "Macartney", pp. 23- 30; W. F. Reddaway, "Macartney", pp. 278-284; K. R. Schmidt, op. cit., pp. 131-134; P. H. Clendenning, "Anglo- Russian Trade Treaty", pp. 510- 518; H. H. Kaplan, *Russian Overseas Commerce*, pp. 40- 44.
- (16) M. Roberts, "Macartney", pp. 33- 35; W. F. Reddaway, "Macartney", pp. 284- 285; K. R. Schmidt, op. cit., pp. 132- 133; P. H. Clendenning, "Anglo- Russian Trade Treaty", pp. 518- 520. なおマカートニーは小ピット政権下の1793年には清朝政府への自由貿易使節として派遣され、アヘン貿易の解禁をめぐる交渉している。ちなみに続く駐露大使C・カスカート Charles Cathcart (在任：1768 - 72年)も1787年に中国との自由貿易交渉に赴いており(途上死亡)、マカートニーはその後任であった。歴代の駐露大使が相次いで中国使節に任命されている事実は、ロシアとの通商条約交渉がアジアとの不平等条約の先鞭を付けたことを意味すると言える。
- (17) C. Jenkinson (ed.), op. cit., Vol. 3, pp. 215- 234; H. H. Kaplan, *Russian Overseas Commerce*, pp. 38- 39.
- (18) なお我が国で1766年の英露通商条約に言及した論考として、玉木「イギリスのバルト海貿易(1731 - 1780年)」、92頁、同「イギリスとオランダのバルト海・白海貿易」、310頁、を指摘しようが、当該条約を専らイギリス海外貿易・通商政策の枠組から位置付けており、当該条約に対する評価としては一面的であると言える。

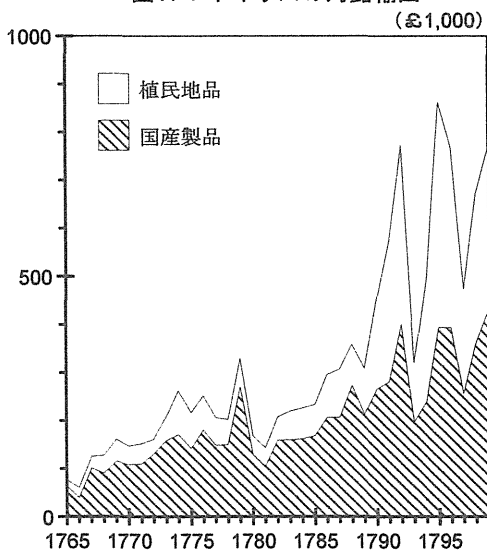
〔VI〕1766年英露通商条約の効果

最後に1766年英露通商条約の経済的・政治的效果を追跡し、当該条約の史的意義を確認しよう。

(1) バルト海貿易の発展とイギリス産業革命の始動——1766年英露通商条約の経済的效果——

まずイギリス海外貿易の趨勢を見れば(前掲図1)、1760年代の紡績技術の革新を契機とした産業革命の始動によって輸出・輸入とも増大し、アメリカ独立戦争に伴う下降を経て、1780年代には驚異的に上昇している。⁽¹⁾ 並行してイギリスの対露貿易も上昇し(前掲図2)、なかでも輸入貿易の場合、イギリスのヨーロッパ輸入全体に占めるロシア市場の比重は2割に達し、ロシアはイギリスにとって属領アイルランドに次ぐヨーロッパ最大の輸入相手となった(前掲図3)。輸入品目としては、アイルランド・スコットランド麻織物業向け大麻・亜麻が依然としてロシア市場に依存し(前掲表1)、また麻織物は1760年代の関税改革によって属領・国産製品が優遇されるなか、ドイツ製品の撤退とは対照的にロシア産品は従来の水準を保った。海運活動・海上防衛に不可欠な商船・艦艇向け木材はノルウェーに代わってロシア市場の独占状態とな(前掲図4)、また紡績・工作機械の製造に要される棒鉄は1770年代にスウェーデン産品からロシア産品への移行が完了した(前掲図5)。食料自給の困難に伴う穀物輸入は西欧・バルト海沿岸地帯を主要市場とし、ロシア産品も一定の比重を占めたと推定される。他方、対露輸出も1760-70年代に急増し、輸出全体に占める地位は依然低いものの、1780年代には4倍の成長を示す(前掲図2・3)。輸出品目としては、植民地産品に対する国産製品の優位が顕著であり(図17)、従来のヨークシャー毛織物のほか、新興のランカシャー綿製品の拡大が推定される。⁽²⁾ 以上の如き輸入貿易におけるロシア産品の排他的地位、対露輸出における繊維製品の基軸的地位は、構造的な生産経費・品質の優位に加えて、1766年の英露通商条約が規定する最恵国待遇(第2条)、ロシア輸出関税の税率・納入方法における優遇(第4・5条)、イギリス繊維製品に対する輸入関税の優遇(第24条)、以上の政策的な措置によるところも大きいと思われる。かくして当該条約は必要原料の供給・工業製品の吸収を保証し、イギリス産業革命の実現に貢献したのであった。

図17：イギリスの対露輸出



〔典拠〕 A. Kahan, *op. cit.*, p. 219.

次にロシア海外貿易の趨勢を見れば(前掲図7)、1760年代より成長速度が加速し、輸出・輸入とも取引総額は倍増した。貿易収支も黒字基調を維持し、その総額は増大傾向にある。輸出市場ではイギリスが依然半分を占める一方、輸入市場でもイギリスが全体の3割に達し、いざれも残りはオランダ及びオランダ商船の媒介するフランスが占めたとと思われる(前掲図9)。輸出品目では(前掲表2・3)、船舶用品(大麻・亜麻・木材・棒鉄)がその地位を維持する一方、聖ペテルブルクでは麻織物、リガでは穀物の上昇が注目される。輸入品目では、最大の拠点である聖ペテルブルクの動向を見る限り(前掲表5)、繊維製品が一貫して全体の3割を占め、旧来の毛織物に加えて新たに綿織物が登場した。また奢侈的な飲料・食料輸入も急増し、1780年代には工業製品を凌駕

して最大の取引品目となっている。原料では麻織物業の成長に伴い染料が倍増した。

個々の品目の取引総量・取引拠点・相手市場を見れば、まず輸出品目の場合、大麻・亜麻は一貫して上昇を続け、聖ペテルブルクのイギリス向け輸出に加えてフランス向け輸出も漸増し（前掲図 10）、また加工製品たる麻糸・粗質製品（帆布・船舶装具・奴隷衣料）の供給も急増した。³⁾ 木材は 1760 - 70 年代を通じて 1.5 倍に上昇したが、その動脈はリガのオランダ向け輸出から聖ペテルブルクのイギリス向け輸出へと移行している（前掲図 11）。⁴⁾ 棒鉄は 1760 年代後半より倍増し、聖ペテルブルクのイギリス向け輸出が依然基軸を占めた（前掲図 12）。⁵⁾ 穀物は不定期取引から恒常的取引へと移行しつつあり（前掲図 13・表 6）、搬出拠点としては、ライ麦の場合、リガ・レヴァル両港に加えて聖ペテルブルクが参入する一方、小麦の場合、南部黒土地帯の黒海経由輸出が急増している。バルト海経由の仕向け先としてはオランダ以外の市場が上昇しているが、その中心は 1760 年代より穀物輸入を加速したイギリスにあると推測され、また黒海経由の輸出市場も不詳ながら南欧諸国・フランスが主な販路として推定される。⁶⁾ また輸入品目の場合、羊毛製品は 1760 年代後半より取引を回復するが、その基軸は並質織物から上質織物へと転換し、また 1770 年代には非毛織物が最大の品目に台頭している（前掲図 14）。搬入拠点としては全ての品目で聖ペテルブルクが 9 割を占め、相手市場としては、毛織物では並質・上質製品ともイギリスが排他的地位を確立してオランダ製品を駆逐する一方、1770 年代には非毛織物でもイギリスが筆頭をなし、その品種は紡績機械の開発によって成長した木綿製品と推定される。また植民地産品・葡萄酒も 1760 年代後半に倍増し（前掲図 15・16）、搬入拠点としてはいずれも聖ペテルブルクが依然として 8 - 9 割を占めるが、供給源泉としては、植民地産品におけるイギリスの漸減とオランダ・フランスの伸張、葡萄酒における中継国オランダの激減と原産国フランスの躍進が顕著である。

全体としてバルト海経由のイギリス向け原料輸出・イギリス工業製品輸入を基調とする貿易構造に変化はないものの、ロシア麻織物業の成長に伴い製品輸出・原料輸入の萌芽が現れていること、原料輸出・奢侈品輸入の相手市場としてフランスが登場していること、穀物輸出の経路として黒海経由の販路が発生していること、総じてイギリス経済に従属的な通商関係から脱却する傾向が認められる。この動きは、国内的には 1766 年の関税改革における産業育成・商業振興の志向とともに、国際的には 1766 年の通商条約における領内通過貿易の禁止（第 2 条）、敵国向け禁輸規定の緩和（第 11 条）、以上の条項に由来していると言えよう。

（2）北方体制の再編とロシア南下政策の展開——1766年英露通商条約の政治的効果——

① 北方体制の危機：ポーランド反乱と露土戦争勃発

N・I・パーニンの平和外交は 1760 年代末期より早くも動揺し、隣国ポーランド・オスマン帝国との関係が急速に悪化している。まずポーランドでは 1768 年の永久条約・基本法に伴うロシア支配体制の確立に対してポーランド貴族が反発を強め、1768 年 2 月に「バル連盟」Confederation of Bar を組織して武力抵抗を開始した。エカチェリーナ二世はパーニン派閥の大使 N・V・レプニンを解任してオルロフ派閥の大使 M・N・ヴォルコンスキー（在任：1769 - 71 年）及び C・ザルダン Caspar von Saldern（在任：1771 - 72 年）を順次派遣し、国王スタニスワフ・アウグストに対して永久条約の遵守を要求する一方、ポーランド王位・領土の保全を約束している。しかしながら武装蜂起は各地に波及し、鎮圧は難航した。⁷⁾ またオスマン帝国では、ロシアのポーランド支配に懸念を強めるなか、反乱鎮圧に向かうウクライナ・コサック部隊のオスマン領土侵犯を契機として、1768 年 10 月に露土戦争が勃発している。⁸⁾ 戦局はロシア優位で進み、P・A・ルミアンチェフの

第一軍がポーランドよりバルカン方面に侵攻する一方、P・I・パーニンの第二軍はウクライナよりクリミア方面に南下し、1770年にはドナウ以北一帯を占領した。またバルト艦隊はヨーロッパ大陸を周回して地中海に遠征し、1770年6月24日(7月5日)のチェスマ海戦 Chesme でオスマン海軍を敗っている。かくして1770年9月16日(27日)、エカチェリーナ二世は講和条件を提示し、アゾフ・タガンロック領有、エーグ諸島割譲、クリミア太守・モルダヴィア・ワラキア公国独立、黒海自由航行、以上を要求した。しかしオスマン政府はこれを拒否し、戦線は膠着した。⁽⁹⁾

東方状況の危機に伴い仏墺同盟は着実に対露包囲を強化している。まずフランスでは、ショワズール失脚に伴い外務卿デギュイオン D'Aiguillon (在任：1771 - 74年) が外交政策を牽引し、スウェーデン・ポーランド・オスマン帝国を縦断する東方障壁を再興するべく、1770年よりバール連盟の反王・反露活動を支援する一方、駐土大使サン・プリースト Saint- Priest (在任：1768 - 85年) はオスマン帝国のポーランド出兵を援助し、また駐土大使から異動した駐瑞大使ヴェルジェヌ(在任：1771 - 74年) はスウェーデンにおける親仏派閥の復権・絶対王権の強化を後援した。⁽¹⁰⁾ 他方オーストリア宰相カウニッツは、ポーランド反乱からハンガリーを防衛するべく、1769年2月にポーランド・ツイプス地方 Zips (Spisz) に軍事警戒線を構築し、続く1770年12月には当該地方を併合した。⁽¹¹⁾ またロシアのバルカン侵攻からトランシルヴァニアを保全するべく、駐土大使F・A・ツグート Franz Amadeus Thugut (在任：1769 - 76年) を通じて1771年6月25日(7月6日)に墺土同盟を形成し、オーストリアはバルカン出兵・オスマン領土保全を保証する一方、オスマン帝国は派兵経費の支弁・ワラキア西部の割譲を約束した。かくして、従来オスマン帝国の脅威に対するヨーロッパの防壁として機能してきたオーストリアは、今やロシア南下政策の危機からオスマン帝国を保護する役割を担うに至り、当該同盟は墺土関係史上の一大画期となった。⁽¹²⁾

対照的に北方体制の紐帯は急速に弛緩する。まずスウェーデンの場合、1768年に親仏派のハット党が勢力を回復し、ポーランド反乱・露土戦争に便乗した失地回復を扇動する一方、国王アドルフ・フレドリックは対露戦争に備えて君主権力の強化を指向した。駐瑞大使I・A・オステルマンは1720年の新政法体を擁護して当面の国制改革を阻止したが、続く新王グスタフ三世 Gustav III (在位：1771 - 92年) は1772年8月8日(19日)の政変で1720年の新政法体を停止し、半世紀に及ぶ「自由の時代」を終結する一方、対露戦争の後盾として1773年2月に仏瑞同盟を締結して北方体制より離脱している。⁽¹³⁾ またデンマーク外相ベアンシュトルフはスウェーデンの領土拡張を危惧して1769年12月2日(13日)に丁露同盟を更新し、スウェーデン国制改革に対する共同干渉を約束するとともに、丁露両国のノルウェー・フィンランド支配を相互に確認した。⁽¹⁴⁾ しかし続く1770年、宮廷侍医J・F・シュトルエンゼー Johann Friedrich Stuenkel (1737 - 72年) が全権を掌握し、エカチェリーナ二世に対して領土交換の即時発効を求めたため、両国関係にはわかに緊迫することになった。⁽¹⁵⁾ 他方プロイセン国王フリードリヒ二世は、スウェーデンの失地回復を警戒して1769年10月12日(23日)に普露同盟を更新し、プロイセンはスウェーデンの憲法改正・対露開戦に対する軍事干渉を、ロシアはプロイセンのポンメルン併合に対する支持を、それぞれ承認した。⁽¹⁶⁾ しかしプロイセンは自国利害と関係ない露土戦争への介入を拒否するとともに、プロイセンの支援義務が発生する墺露戦争の勃発を警戒し、ポーランド問題・露土戦争の早期解決に向けてオーストリアと接近している。この結果、普墺両国はまず1769年8月のナイセ会談にて第三国間の紛争における相互中立を確認する一方、続く1770年9月のノイシュタット会談では露土講和を協議し、エカチェリーナ二世に講和交渉の仲介を提案するとともに、代償としてポーランド領土(ダンツィヒ・ガリツィア)の併合を要求するに至った。⁽¹⁷⁾

南方体制の強化・北方体制の瓦解に直面したN・I・パーニンはイギリスの介入を強く期待し、歴代の駐英大使I・G・チェルヌイシェフ（在任：1767 - 69年）及びムーシン＝プーシキン Musin-Pushkin（在任：1769 - 79年）はグラフトン内閣 Grafton（在任：1768 - 70年）に対して英露同盟の締結と軍事援助の提供を要請している。これに対して南部担当国務大臣ウエイマス Weimouth・駐土大使J・マリーは英土関係の悪化を懸念して反対したが、北部担当国務大臣ロッチフォード Rochford・駐露大使C・カスカート Charles Cathcart（在任：1768 - 72年）は今後の英露関係を考慮して対露支援を進言した。最終的に海相C・J・フォックス Charles James Foxは軍事支援を拒否して中立を維持した反面、バルト艦隊のドーヴァー海峡通行と英領諸港（ジブラルタル・ミノルカ島）での物資補給・修理作業を承認し、ロシア海軍の地中海遠征を間接的に支援することになった。しかも作戦に参加した艦船の大半はイギリス海軍技師が建造し、また第二艦隊は軍事顧問J・エルフィンストンが指揮していたから、イギリスはバルト艦隊の勝利に大きく貢献したと言えよう。⁽¹⁸⁾ 続くノース内閣 Frederick North（在任：1770 - 82年）は、北米東部13州の分離傾向が強まるなか英露関係の強化に多大な関心を示し、チェスメ海戦の勝利を祝福する一方、駐土大使J・マリーを通じてオスマン政府に講和交渉を斡旋した。また駐露大使C・カスカートはロシアの要求する黒海北岸併合・黒海自由航行を支持する一方、代価として北米・インドでの有事を想定した英露同盟の締結を打診している。⁽¹⁹⁾ また後任の駐露大使R・ガニング Robert Gunning（在任：1772 - 77年）もポーランド王権・領土の現状維持を前提としたパーニンの反乱鎮圧を支持した。⁽²⁰⁾ かくして北方体制が動揺するなか、1766年の通商条約を契機とした英露関係の接近は、露土戦争・ポーランド問題の有利な解決を実現する上で極めて重要な意味をもったのである。

② 対外危機の終息：ポーランド分割と露土講和条約

以後パーニンは対外危機を打開するため各国と一連の外交交渉を進めた。まずオーストリアに関しては、バルカン利害をめぐるその懸念を払拭するべく、1771年10月24日（11月5日）にモルダヴィア・ワラキア公国に関する領土要求を撤回し、この結果宰相カウニッツは1772年5月に墺土同盟の批准を拒否して対露包囲を解消している。⁽²¹⁾ またプロイセンに対しては、1764年普露同盟（1772年満了）の更新（1780年期限）を求め、代償としてポーランド領土の共同分割を認めた。かくして普墺露三国は1772年7月25日（8月5日）にポーランド分割条約を締結し、まずプロイセンは西プロイセンを獲得してブランデンブルク＝プロイセンの連結を達成する一方、英蘭両国に配慮して貿易拠点ダンツィヒ・トルンの領有は放棄し、またオーストリアは経済的に有用な岩塩地帯ガリツィアを、そしてロシアは面積的に最大のベラルーシ東部を、それぞれ併合した。⁽²²⁾ これを契機にパーニンはポーランド反乱の鎮圧にも成功し、新任大使O・M・シュタッケルベルク Otto Magnus Stackelberg（1736 - 1800：在任1772 - 90年）は1773年4月8日（19日）の議会において自由拒否権の存続を確認する一方、1775年に常設評議会を創設して支配体制を維持した。⁽²³⁾

次にバルト海状勢を見れば、デンマーク王国では1772年4月の政変によってシュトルエンゼーが失脚・刑死し、新任外相A・P・ベアンシュトルフ Andreas Peter Bernstorff（在任：1773 - 80年）は親露外交を再開している。また皇太子パーヴェルの成人に伴い、1772年6月1日（12日）のセロー条約によって懸案の領土交換を実行する一方、1773年8月1日（12日）の聖ペテルブルク条約によって丁露同盟を更新した。⁽²⁴⁾ 他方スウェーデンに関しては、1772年の秋、イギリス・プロイセン・デンマーク・ロシア四国が国制回復を共同勧告し、対露戦争の強行を牽制している。各国の連携に対してフランス外務卿デギュオン・駐瑞大使ヴェルジェンヌはスウェーデンに対する支援を拒否し、後盾を喪失したスウェーデンは最終的に復讐戦争の野望を撤回している。⁽²⁵⁾

ポーランド問題・バルト海危機の解消に続き、パーニンは露土戦争の収拾に専念し、1772年8月にフォクシャニ講和会議 *Fokshany* を開催した。しかしながら、全権代表 G・G・オルロフ・駐土大使 A・M・オブレスコフがクリミア太守の独立を要求したのに対して、オスマン政府はその宗主権下におけるクリミア自治制度の導入を主張し、のみならずバルト海状勢の危機につけ込み黒海自由航行・黒海北岸割譲も拒否したため、交渉は決裂した。続く 1772年11月のカラスバザル条約 *Karazubazar* によってクリミア汗国の傀儡太守サリプ・ギレイ *Salip Girey* はオスマン帝国に独立を宣言する一方、ロシア軍隊の進駐・保護を受け入れ、実質的にロシアのクリミア支配が成立する。

⁽²⁶⁾ しかしその直後、ロシアでは戦争続行に伴う新兵徴募・重税賦課への反発を背景として E・I・プガチョフ *Pugachev* の農民戦争 (1773 - 75 年) が勃発する一方、オスマン帝国ではムスタファ三世が死去して新帝アブデュル・ハミド一世 (在位: 1774 - 89 年) が即位したため、両国とも国内状勢に対応するべく早期停戦を模索し、⁽²⁷⁾ 1774年7月10日 (21日) にキュチュク・カイナルジ条約を締結する。この結果オスマン政府はクリミア太守に完全独立と黒海北岸 (ブグ=ドニエステル河間地帯) の領有を認める一方、ロシア政府に黒海北岸 (ドニエプル=ブグ河間地帯)・アゾフ海の割譲、オスマン領内ギリシア正教徒の保護、黒海・ドナウ河・ボスフォラス海峡の自由航行を承認し、逆にロシア政府はモルダヴィア・ワラキア両国を返還した。ここにロシアはバルト海強国の地位に加えて「黒海強国」*Black Sea Power* の基礎を築いた。⁽²⁸⁾ なおオーストリアは 1775年4月26日 (5月7日) のコンスタンチノーブル条約によって、モルダヴィア・ワラキア公国の保身を援助した代償としてオスマン帝国よりブコヴィナ *Bucovina* を獲得し、トランシルヴァニア・ガリツィアの連結に成功しており、墺露両国に対するオスマン帝国の後退は決定的となった。⁽²⁹⁾

かくして北方体制は、当初は普英両国との同盟・友好関係を基盤として成立しながら、今や普墺両国との同盟関係を枢軸とする体制へと再編されることになったと言えよう。

(3) 支配体制の再編：パーニン派閥の後退

最後に国内情勢を一瞥しよう。上記の対外危機は国内における主導勢力の交代を加速している。

第一にポーランド反乱・露土戦争の勃発に伴いパーニン派閥の権威が失墜している。エカチェリーナ二世は対外危機を招いたパーニンの政策方針に疑問を抱き、その政敵を含めた高級官僚から幅広く意見を収集する必要を痛感し、1768年11月に「特別会議」*ad hoc conference* を組織 (1769年1月22日より「宮廷会議」*Council attached to the Court* に改変) した。成員には N・I・パーニン、P・I・パーニン、K・G・ラズモフスキー、Z・G・チェルヌイシェフ、A・M・ゴリツィン、G・G・オルロフ、A・A・ヴァゼムスキーが任命され、北方体制を推進するパーニン派閥に加え、これに批判的なオルロフ派閥の見解が政策決定に反映された。当該会議は露土戦争の終結に伴い解散されるが、以上の過程を通じてはや外交政策はパーニンの専権事項ではなくなったのである。

⁽³⁰⁾ なお実弟の司令 P・I・パーニンは、露土戦争の作戦方針をめぐる対立から、1772年に前線指揮を辞任して自己所領に引退しており、軍部に対するパーニン派閥の権威も後退している。⁽³¹⁾

第二に皇太子パーヴェルの成人・婚姻に伴い帝権交代の危機が発生している。皇太子パーヴェルは師匠パーニンの政治思想・帝王教育によって強い影響を受け、自ら覚書「統治原理」*Principle of Government* (1772年)・「国家論」*A Consideration of the State in General* (1774年) を執筆しており、専制君主体制を批判して法治国家の実現を主張したのみならず、父帝ピョートル三世と同様、プロイセン国王フリードリヒ二世を理想の君主として尊敬し、普露同盟を支持していた。またパーヴェルは、父帝を暗殺した母后エカチェリーナ二世及びその寵臣を嫌悪し、なかでも母后と寵臣 G・G

・オルロフとの私生児A・G・ボプリンスキーの存在は帝位継承権争いの危険を孕んでいたため、女帝と皇太子パーヴェルとの確執は強まっていた。他方モスクワの名門貴族は、先帝から帝位を剥奪した外来君主エカチェリーナ二世の正統性に対してかねて疑念を抱く一方、女帝の重用する成り上り貴族の台頭に強い反感を抱いていたから、先帝の直系男子パーヴェルの早期即位に対する期待は大きかった。とりわけ立法委員会の法典編纂によって農奴制度が緩和される危険が高まると、女帝に対する守旧貴族の警戒は頂点に達した。⁽³²⁾かくして1772年6月、寵臣G・G・オルロフがフォクシャニ講和会議に参席するべく帝都を不在とした際、近衛連隊の一部はエカチェリーナ二世の廃位と皇太子パーヴェルの即位を図り、クーデター計画を敢行した。これに対して女帝は露領フィンランドに一時避難し、最終的に陰謀計画は失敗している。⁽³³⁾

エカチェリーナ二世は、クーデター未遂事件の背景にはオルロフ勢力に対する名門貴族の反発があることを理解し、反乱部隊への厳罰を留保する一方、講和決裂の引責を理由としてG・G・オルロフを更迭し、名門貴族の懐柔に努めた。⁽³⁴⁾同時にエカチェリーナ二世はパーニンの陰謀関与を強く疑い、以後パーニンの後見義務を解消するべく皇太子の婚姻交渉を進め、1773年9月29日(10月10日)にヘッセン・ダルムシュタット公国の公女ヴィルヘミナ Wilhemina (露名ナタリア・アレクセイヴナ Natalia Alekseyevna)を迎えるとともに、パーニンを個人教師から解任している。もっとも対外危機のなかでパーニンの助言は依然必要であったため、エカチェリーナ二世は外相 Foreign Minister (在任：1772 - 83年)なる官職を新設して当面は政務続行を指示した。⁽³⁵⁾

オルロフ・パーニン二大派閥の失脚に伴い、エカチェリーナ二世は新たな支持基盤を確保している。第一はスモレンスクの中流貴族G・A・ポチョムキン Grigorii Aleksandrovich Potemkin (1739 - 91年)である。彼は1762年の政変に近衛騎兵として参与した功績から侍従 kammer- junker の地位を付与され、1763年より宗務院の長官補佐を務める一方、1767年の立法委員会ではタートル・少数部族代表の護衛任務を担当したが、その後1768年よりP・A・ルミアンツェフのもとで露土戦争に従軍し、戦後その推薦で国防参議会副長官(1775 - 84年)・新ロシア総督(1775 - 91年)を務め、南部ロシアの国境防衛・経済開発に従事した。⁽³⁶⁾第二はウクライナ貴族A・A・ベズボロドコ Aleksandr Andreevich Bezborodko (1747 - 99年)である。彼も司令P・A・ルミアンツェフから露土戦争での功績を評価され、戦後は官房書記(1775 - 93年)として外務参議会を統括し、以後N・I・パーニンに代わって外交政策を主導した。在外大使を歴任したパーニンとは対照的に、ベズボロドコには外留経験が無く、したがって国際感覚・外語能力は必ずしも高くなかったが、それ故に西欧諸国の国制・経済機構に何ら憧憬をもたず、むしろロシアの専制君主制を盲目的に支持した。⁽³⁷⁾またパーニン派の駐瑞大使I・A・オステルマンはバルト海危機の解決を評価されて副宰相(在任：1775 - 81年)に就任し、以後パーニンの外交路線には批判的態度を示している。⁽³⁸⁾

以上の如き宮廷政治におけるパーニン勢力の後退と寵臣ポチョムキンの台頭は、外交的にはイギリス・北東欧諸国との協調関係を優先する平和的な北方体制からフランス・南東欧諸国とのオスマン包囲外交を重視する戦略的な南下政策への政策転換に対応する一方、経済的には旧来のバルト海経由イギリス向け原料輸出から新たな黒海経由南欧向け穀物輸出への移行過程に照応しており、エカチェリーナ二世時代におけるロシア通商・外交関係の構造変化を体現していると言えよう。

註

(1) R. Davis, *The Industrial Revolution and British Overseas Trade*, Leichester, 1979.

(2) A. Kahan, *op. cit.*, pp. 198- 210; idem, "18th- Century Russian- British Trade: Russia's Contribution to the Industrial Revolution in Great Britain", A. G. Cross (ed.), *Great Britain and Russia in the Eighteenth Century*; H. H. Kaplan,

- “Russia’s Impact on the Industrial Revolution in Great Britain during the Second Half of the 18th Century: The Significance of International Commerce”, *Forschungen zur osteuropäischen Geschichte*, Bd. 29, 1981; idem, “Russian Commerce and British Industry: A Case Study in Resource Scarcity in the 18th Century”, A. G. Cross (ed.), *Russia and the West in the Eighteenth Century*; idem “Observation on the Value of Russia’s Overseas Commerce with Great Britain during the Second Half of the 18th Century”, *Slavic Review*, Vol. 45, 1986; 鈴木、「イギリス産業革命と英露貿易」。
- (3) H. H. Kaplan, *Russian Overseas Commerce*, pp. 63- 87.
- (4) H. H. Kaplan, *Russian Overseas Commerce*, pp. 88- 109.
- (5) H. H. Kaplan, *Russian Overseas Commerce*, pp. 55- 62.
- (6) J. Newman, *op. cit.*, pp. 59- 64; A. Kahan, *op. cit.*, pp. 174- 175, 214- 215.
- (7) H. H. Kaplan, *The First Partition of Poland*, pp. 93- 94, 116- 117; D. L. Ransel, *op. cit.*, pp. 196- 197.
- (8) I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 203- 204; S. J. Shaw, *op. cit.*, pp. 247- 248. なお露土戦争については、尾高晋己「露土戦争 (1768 - 74 年) について」(1)(2)『愛知大学人間文化研究所紀要：人間文化』第 17・19 号 2002・04 年。
- (9) I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 207- 212, 220- 221; S. J. Shaw, *op. cit.*, pp. 248- 249; R. C. Anderson, *Naval Wars in the Levant, 1559- 1853*, Liverpool, 1952, pp. 277- 304.
- (10) H. M. Scott, *op. cit.*, pp. 170- 173; H. H. Kaplan, *The First Partition of Poland*, pp. 110- 111.
- (11) H. M. Scott, *op. cit.*, pp. 214- 215; H. H. Kaplan, *The First Partition of Poland*, pp. 136- 137, 150- 151.
- (12) H. M. Scott, *op. cit.*, pp. 210- 211; K. A. Roider, *op. cit.*, pp. 113- 125.
- (13) D. Kirby, *op. cit.*, pp. 384- 385; P. Oakley, *op. cit.*, pp. 158- 160; 百瀬・熊野・村井編、前掲書、167 - 169 頁。
- (14) H. M. Scott, *op. cit.*, pp. 208- 209. 条約条文は、C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 44, pp. 353- 362.
- (15) D. Kirby, *op. cit.*, pp. 387- 388; P. Oakley, *op. cit.*, pp. 154- 155; 百瀬・熊野・村井編、前掲書、165 - 166.
- (16) H. M. Scott, *op. cit.*, pp. 189- 194. 条約条文は、C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 44, pp. 337- 352.
- (17) H. M. Scott, *op. cit.*, pp. 192- 195, 203- 209; H. H. Kaplan, *The First Partition of Poland*, pp. 118- 119, 127- 128.
- (18) M. S. Anderson, “Great Britain and the Russian Fleet, 1769- 70”, *Slavonic and East European Review*, Vol. 31, 1952- 53; idem, “Great Britain and Russo-Turkish War of 1768- 74”, *English Historical Review*, Vol. 69, 1954, pp. 41- 42; idem, *Britain’s Discovery of Russia 1553- 1815*, London, 1958, pp. 130- 132; P. H. Clendenning, “Admiral Sir Charles Knowles and Russia, 1771- 1774”, *Mariner’s Mirror*, Vol. 65, 1975.
- (19) M. S. Anderson, “Great Britain and Russo-Turkish War”, pp. 49- 54; idem, *Britain’s Discovery of Russia*, pp. 135- 136.
- (20) D. B. Horn, *British Public Opinion and the First Partition of Poland*, Edinburgh, 1945; W. Konopczynski, “England and the First Partition of Poland”, *Journal of Central European Affairs*, Vol. 1, 1948, pp. 8- 9.
- (21) H. M. Scott, *op. cit.*, pp. 237- 248; I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 224- 225; K. A. Roider, *op. cit.*, pp. 126- 127.
- (22) H. H. Kaplan, *The First Partition of Poland*, pp. 172- 173, 180- 181; J. T. Lukowski, *The Partitions of Poland: 1772, 1793, 1795*, London, 1999.
- (23) H. M. Scott, *op. cit.*, pp. 249- 250; I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 229- 231; 小山、前掲論文、87 - 89 頁、白木、前掲書、104 - 115 頁。
- (24) D. Kirby, *op. cit.*, pp. 387- 388; P. Oakley, *op. cit.*, pp. 160- 161; M. Roberts, “Great Britain and the Swedish Revolution, 1772/ 3”, idem, *Essays in Swedish History*, London, 1967. 条約条文は、C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 45, pp. 219-228.
- (25) I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 227- 229, 260- 261; H. M. Scott, *op. cit.*, pp. 221- 230.
- (26) I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 226- 227; S. J. Shaw, *op. cit.*, pp. 249- 250; A. W. Fisher, *The Russian Annexation of the Crimea, 1772- 1783*, Cambridge, 1970, pp. 48- 50; 志田、前掲論文、251 - 256 頁。
- (27) I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 232- 234, 239- 255; J. T. Alexander, *The Politics of Autocracy in a National Crisis: The Imperial Government and Pugachev’s Revolt, 1773- 1775*, Bloomington, 1969.
- (28) M. S. Anderson, *The Eastern Question 1774- 1923: A Study in International Relations*, New York, 1966, pp. 1- 5; R. H. Davison, “Russian Skill and Turkish Imbecility: The Treaty of Kuchuk Kainardji Reconsidered”, idem, *Essays in Ottoman and Turkish History, 1774- 1923: The Impact of the West*, Austin, 1990. 条約条文は、C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 45, pp.

- 349- 402; J. C. Hurewitz, *The Middle East and North Africa in World Politics: A Documentary Record*, New Haven, 1975, Vol. 1, pp. 92- 101. なお当該条約に関しては、尾高晋己「キュチュク＝カインアルジャ条約について」『愛知学院大学・文学部紀要』第30号2001年、同「キュチュク＝カインアルジャ条約（1774）の第13条についての考察」『史学研究』第232号2001年、同「キュチュク＝カインアルジャ条約（1774）の第7条及び第14条に見られるトルコ領内のキリスト教徒に対するロシアの保護権について」『西洋史学報』第31号2004年。
- (29) K. A. Roeder, *op. cit.*, 148- 149; M. S. Anderson, *The Eastern Question*, pp. 5- 6; P. Cernovodeanu, “The Taking Away of Bucovina (1775) and the Assassination of Grigore III Ghica of Moldavia as Highlighted in English Diplomatic Reports of the Time”, *Revue roumaine d’histoire*, Vol. 33, 1994. 条約条文は、C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 46, pp. 51- 56.
- (30) D. L. Ransel, *op. cit.*, pp. 136- 137, 196- 197; D. M. Griffiths, “Russian Court Politics”, pp. 24- 26.
- (31) D. L. Ransel, *op. cit.*, pp. 198- 199.
- (32) D. L. Ransel, *op. cit.*, pp. 223- 228; idem, “An Ambivalent Legacy: The Education of Grand Duke Paul”, H. Ragsdale (ed.), *Paul I: A Reassessment of his Life and Reign*, Pittsburgh, 1979; D. M. Griffiths, “Russian Court Politics”, pp. 61- 66.
- (33) D. L. Ransel, *op. cit.*, pp. 231- 232; I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 258- 260.
- (34) D. L. Ransel, *op. cit.*, pp. 233- 236; I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 257- 258, 260- 261.
- (35) D. L. Ransel, *op. cit.*, pp. 228- 229, 240- 241; D. M. Griffiths, “Russian Court Politics”, pp. 73- 85.
- (36) D. M. Griffiths, “Russian Court Politics”, pp. 254- 262; I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 262- 263; M. Raeff, “The Style of Russia’s Imperial Policy and the Prince G. A. Potemkin”, G. N. Grob (ed.), *Statesmen and Statecraft of the Modern West*, Barre, Mass., 1967; G. E. Munro, “Potemkin, Grigorii Aleksandrovich”, *MERSEH*, Vol. 29, pp. 123- 128.
- (37) D. M. Griffiths, “Russian Court Politics”, pp. 239- 242; J. P. LeDonne, *Rulling Russia*, pp. 62- 65; V. Kamendrowsky, “Bezborodko, Aleksandr Andreevich”, *MERSEH*, Vol. 4, pp. 106- 108.
- (38) D. M. Griffiths, “Russian Court Politics”, pp. 263- 264.

むすび

最後に1766年英露通商条約の史的意義を確認し、続稿への展望を示そう。

まずその成立過程を見る場合、当該条約は、経済的にはバルト海經由英露貿易の発展と通商官僚G・N・テプロフによる自由貿易政策の展開、政治的にはポーランド王位継承・スウェーデン国制改革をめぐる英仏緊張・普墺対立と外務官僚N・I・パーニンによる北方体制の形成、以上を史的背景としている。したがって当該条約は、経済的なバルト海貿易の延長線上に位置するのみならず、政治的なバルト海状勢をめぐる勢力均衡体系の一角をも構成し、また単にイギリス政府の互惠通商政策・対仏包圍外交を基底として成立したわけではなく、むしろツァーリズム国家独自の経済振興政策・安全保障政策の一環として締結されたと言えよう。

またその展開過程を見る場合、当該条約は、経済的にはバルト海經由のイギリス向け原料輸出・イギリス製品輸入を促進してイギリス産業革命の展開を支援する一方、政治的には露土戦争に際した英露両国の好意的中立を保証してロシア南下政策の推進に貢献し、南部ステップ地帯を拠点とする黒海經由の穀物輸出を実現した。したがって当該条約は、単にイギリス産業資本の成長を加速したのみならず、同時にロシア農奴制度・穀物輸出の基盤を創出したと言えよう。

以上の如き当該条約の成立・展開を通じて、ロシア海外貿易の基軸はバルト海貿易から黒海貿易へと移行する一方、ロシア外交政策の方向はバルト海外交＝北方体制からオスマン外交＝南下政策へと転換し、また国家官僚の中核はパーニン派閥からボチョムキン勢力へと交代する。この意味で当該条約はエカチェリーナ二世時代の画期のみならず、近代ロシア史上の分岐点をなし、さらに国際的にはオスマン帝国をめぐる英露対立＝東方問題の史的前提をもなしていると言えよう。

【付記】本稿は平成19年度科学研究費補助金（若手研究B）に基づく研究成果の一部である。

(2007年10月15日受理)